

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成20年第2回幕別町議会定例会

(平成20年6月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟

日程第2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第3 行政報告

日程第4 議案第50号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例

日程第5 陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第6 陳情第5号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第7 陳情第6号 「2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の二分の一復元等教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情

# 会 議 録

平成20年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年6月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄
  - 1 中橋友子
  - 2 谷口和弥
  - 3 斉藤喜志雄
  - 4 藤原 孟
  - 5 堀川貴庸
  - 6 前川雅志
  - 7 野原恵子
  - 8 増田武夫
  - 9 牧野茂敏
  - 10 前川敏春
  - 11 中野敏勝
  - 12 乾 邦廣
  - 13 芳滝 仁
  - 14 永井繁樹
  - 17 杉坂達男
  - 18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)
  - 15 杉山晴夫
  - 16 大野和政
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
  - 町 長 岡田和夫
  - 副町長 遠藤清一
  - 教育委員長 林 郁男
  - 農業委員会会長 上田健二
  - 総務部長 増子一馬
  - 民生部長 新屋敷清志
  - 建設部長 高橋政雄
  - 札内支所長 久保雅昭
  - 総務課長 川瀬俊彦
  - こども課長 森 範康
  - 副町長 高橋平明
  - 教育長 金子隆司
  - 代表監査委員 市川富美男
  - 会計管理者 菅 好弘
  - 経済部長 飯田晴義
  - 企画室長 佐藤昌親
  - 忠類総合支所長 川島廣美
  - 教育部長 米川伸宣
  - 企画室参事 長谷 繁
  - 地域振興課長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
  - 2 谷口和弥
  - 3 斉藤喜志雄
  - 4 藤原 孟

# 議事の経過

(平成20年6月10日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) ただ今から、平成20年、第2回幕別町議会定例会を開会致します。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、2番、谷口議員、3番、斉藤議員、4番、藤原議員を指名致します。

## [会期の決定]

○議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題と致します。  
お諮り致します。  
本定例会の会期は、本日から20日までの11日間と致したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から20日までの11日間と決定致しました。

## [諸般の報告]

○議長(古川 稔) ここで、諸般の報告を致します。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第2号、幕別町土地開発公社、報告第3号、幕別町農業振興公社、報告第4号、忠類振興公社に係る平成20年度事業計画書及び平成19年度決算に関する書類がそれぞれ提出されており、お手元に配布してあります。

次に、6月5日、第59回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

次に、事務局から報告いたさせます。

○事務局長(堂前芳昭) 15番、杉山議員、16番、大野議員より、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長(古川 稔) これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(10:03 休憩)

○議長(古川 稔) 6月5日、北海道町村議会議長会定期総会の席上、同会表彰規定に基づく自治功労者表彰において、本町議会議員1名が表彰されました。

ここで、その栄誉をたたえ、伝達式を執り行います。

事務局より、お名前を申し上げますので、演壇前にお越し下さい。

○事務局長（堂前芳昭） それでは、表彰者のお名前を申し上げます。

千葉幹雄副議長。

千葉副議長におかれましては、町村議会議員として在職25年以上により表彰されました。

古川議長より伝達いたします。

○議長（古川 稔） 表彰状、幕別町議会、千葉幹雄殿、あなたは議会議員として多年にわたり議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に盡され、もって地方自治の発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成20年6月5日。

北海道町村議会議長会、会長、川股博。代読。

（拍手あり）

○議長（古川 稔） 以上で、伝達式を終了いたします。

（10：05 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成20年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、日頃より町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の暖かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、過日新聞報道がありました「道からの権限委譲」について申し上げます。

地方分権の流れを一層確かなものとするためには、国と地方自治体の役割分担を見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の委譲を図ることが必要であります。

その中でも特に、住民の暮らしや産業の振興など地域に密着した事務につきましては、市町村がその中心的な役割を直接担うことが望ましいものと認識をしているところであります。こうした考え方に立ちまして、町と致しましては、受け入れ可能な事務について精査を行ってきたところであります。

その結果、北海道からの権限委譲対象事務、約2,700件のうち、平成18年度から20年度までに「有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事務」や「都市計画法における開発行為に係る協議等に関する事務」など、累計で103件の事務について権限委譲を受けているところであります。なお、権限委譲は、平成12年度から受けておりますことから、平成20年度までの累計としては332件となるものであります。

しかしながら、権限委譲を受けるに際しましては、当然として事務量が増えることによる人員増や、専門的な知識を有する職員の確保など、受け入れ体制の整備はもちろんのこと、国による法令や制度の改正が必要であるものなど、多くの課題も抱えているところであります。

従いまして、このような課題を念頭におきながら、幕別町として主体的な意思決定や地域の特色を生かしたまちづくりの展開、あるいは町民の利便性の向上、事務処理の迅速化などのメリットを最大限に生かすという観点から、さらに委譲を受けることが望ましい事務について研究してまいりたいと考えております。

次に、総務大臣との「くるま座対話 イン 北海道」について申し上げます。

去る6月7日に、増田総務大臣が十勝にお越しになり、管内首長との対話や地元住民との意見交換が行われたところであります。帯広市の砂川市長、十勝町村会長の金澤陸別町長、そして私も、十勝管内で唯一、町村合併を果たした首長としてお招きいただき、参加させていただきました。

この総務大臣との対話は、地域の活性化を図るため、大臣自らが地域に出向き、地域の活性化方策や地方行財政・地域経済の諸問題について、市町村長、地元経済界・農林漁業関係者等と意見交換を行うため、開催しているものであります。

昨年9月から全国で開催されおり、北海道においては、今回で2回目の開催とお聞きしているところ

であります。

大臣との対話では、地方再生・地域活性化あるいは地方行財政・地域経済の諸問題がテーマとなっておりますことから、私の方からは自治体を取り巻く厳しい行財政環境を説明し、このような中において、十勝管内で唯一町村合併し、新たなまちづくりに邁進していることを報告させていただきました。

また、合併補助金など、国の予算確保をはじめ、合併市町村に対する国の十分な支援について、要請を行ったところであります。

次に、地産地消及び食育に関する取組みについて申し上げます。

地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さを教え学ぶ「食育」の推進は、町民の健康や食生活を支えるとともに、それを提供する農業・農村の役割や必要性を理解する上でも、たいへん重要な取組みであると考えております。

そうしたことから、町と町内の各農業協同組合が連携を図りながら、この取組みを進めるべく、去る5月20日に「地産地消及び食育の推進に関する協定」を締結したところであります。

本協定に基づく具体的な事業といたしまして、この6月から、学校給食における町内産馬鈴しょの100%使用を、町内3農協の協力を得まして、実施することとしたところであります。

また、併せて食育の取組みといたしまして、年に数回程度、子供たちに町内で生産される農産物に関する資料「グリーンだより」を配布する予定としているところであります。

今後、さらに農協との連携を深めながら、こうした取組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年の冬は、例年より雪が少なく、春先の天候も良好に推移したことから、作物の植付け作業は総じて順調に進んだとお聞きいたしております。

また、生育状況につきましては、降水不足や5月中旬からの低温の影響が若干心配されましたが、6月1日付けの作況調査によりますと、馬鈴しょが1日遅れとなっておりますものの、秋まき小麦、てん菜、牧草などその他の作物については、1日から6日程度早い状況となっております。

いずれにいたしましても、今後も天候が順調に推移し、昨年を上回るような豊穡の秋になることを願っているところであります。

次に、町営育成牧場の入牧状況であります。南勢牧場につきましては5月22日より入牧を行い、現在のところ乳牛310頭、肉牛67頭、馬17頭であります。また、忠類地域の3箇所牧場においては5月20日より入牧を行い、合計で乳牛519頭、肉牛31頭が入牧を済ませているところであります。現時点では、全体で944頭と、例年とほぼ同様の入牧頭数となっております。

今後の飼育にあたりましては、事故など起こらないよう、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は終わりました。

[議題・委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例を議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は33ページ、議案説明資料は42ページからとなります。

今回の改正につきましては、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき、町立認可保育所の管理

運営を指定管理者に行わせることができるよう所要の規定を加えるものであります。

以下、議案説明資料により条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

初めに43ページをお開きください。

現行条例の第6条を5条繰り下げ、第11条とするものであります。

説明資料の42ページにお戻りをいただきたいと思います。

第6条から第10条まで、指定管理者制度の導入に関する条文を追加するもので、第6条及び第7条は、これまで別に規定しておりました休所日及び開所時間の規定を条例に加えるものであります。

第8条は管理の代行であります。第1項において町長は指定管理者に町長が指定する保育所の管理を行わせることができる旨を定め、第2項では指定管理者は予め町長の承認を得て、休所日及び開所時間を変更できる旨の規定を加えるものであります。

第9条は指定管理者が行う業務について定めるもので、第1号では保育の実施に関する業務、次のページ43ページになりますが、第2号で施設等の維持管理に関する業務を行うとするものであります。

第10条では指定管理者が行う管理の基準となる条例及び規則などについて規定するものであります。

次に附則であります。議案書にお戻りいただきまして、34ページをお開きください。

附則につきましては、改正条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第50号については、委員会付託のため質疑を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 只今、議題となっております、議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情、日程第6、陳情第5号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情、日程第7、陳情第6号、「2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の二分の一還元等教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情の3議件を一括議題といたします。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております陳情第4号、並びに陳情第6号は総務文教常任委員会に、陳情第5号は産業建設常任委員会に付託いたします。

[休 会]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議事の都合により明11日から、6月16日までの、6日間は、休会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日から、6月16日までの6日間は、休会することに決定致しました。

[散 会]

○ 議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月17日、午前10時からであります。

(10：19 散会)

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成20年第2回幕別町議会定例会

(平成20年6月17日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

5 堀川貴庸          6 前川雅志          7 野原恵子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問



# 会 議 録

平成20年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年6月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月17日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 齊藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      14 永井繁樹      16 大野和政  
17 杉坂達男      18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)  
15 杉山晴夫
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教 育 委 員 長 林 郁男      代 表 監 査 委 員 市川富美男  
会 計 管 理 者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
札 内 支 所 長 久保雅昭      教 育 部 長 米川伸宣  
総 務 課 長 川瀬俊彦      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長谷 繁      福 祉 課 長 横山義嗣  
保 健 課 長 羽磨知成      こ ど も 課 長 森 範康  
町 民 課 長 田村修一      商 工 観 光 課 長 八代芳雄  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      保 健 福 祉 課 長 野坂正美  
学 校 教 育 課 長 伊藤博明      生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
5 堀川貴庸      6 前川雅志      7 野原恵子

# 議事の経過

(平成20年6月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番堀川議員、6番前川雅志議員、7番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) ここで、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長(堂前芳昭) 15番杉山議員より、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長(古川 稔) これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内と致します。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番(中野敏勝) 通告に基きまして、2点について、質問いたします。

まず最初に、児童虐待発生予防対策の推進についてです。

児童虐待による痛ましい事故が後を絶ちません。

平成18年度全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、3万7,343件となっており、年々増加しています。

この状況に対応して、児童虐待発生予防対策が求められています。

厚生労働省では、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例を検証したところ、死亡した子どもの約4割が0歳児で、その8割が月例4カ月以下ということがわかりました。

また、行政が全ての子どもに関する最初の機会も、4カ月検診までであること。児童虐待は発見や対応が遅れるほど、親と子どもの両方に対する手厚い支援を必要になることを考えると、早期発見、早期対応の体制を強化することが必要不可欠と言われています。

厚生労働省は、昨年4月から生後4カ月までの全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業をスタートさせています。

新生児、乳児を抱える母親は、出産時の疲労と新たな育児負担により、心身が不安定になりやすく、周囲の支援も受けず孤立してしまう人が増えているとのこと。このために、生後4カ月まで早い時期に子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行って、母親に安心を与え、乳児の健全な育成環境の確保を図るのです。

また、これに連動して、育児支援家庭訪問事業があります。

この事業は、生後4カ月までに全戸訪問を行った後、ケース対応会などで報告・検討の結果、再訪問の引き続き支援が必要と判断された家庭に対するケアと活かされ、子育て体験者による育児・家事の援助、保健師などの有資格者による具体的な育児支援に関する技術指導を継続的に実施する事業なのです。

これらの事業は、町としてどのように実施されているのか、お伺いいたします。

次に、携帯電話のリサイクルの推進についてです。

携帯電話は、今は一人に1台が保有するほど普及しています。

この携帯電話には、金・銀などの希少金属とともに、リチウム、インジウムなどのレアメタルが使用

されています。

資源エネルギー省に設置された資源戦略研究会が平成18年にまとめた非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略において、レアメタル再利用について重要性を指摘しています。

国内で1億台以上も普及している携帯電話には、適切な処理と有効資源の回収に大きな期待を寄せているのです。

平成13年からは、メーカーと通信業者による自己回収システム、モバイルリサイクルネットワークが導入され、携帯電話を買い換えるときに、販売店において使用済み末端を無償で回収することになっているが、2008年2月に行われた回収調査によりますと、年々回収が減少し、半減しているとのこと。

私も携帯電話を買い換えるとき、回収リサイクルを伝えられた記憶がなく、使用済み携帯電話が幾つもあります。

このままでは貴重なレアメタルが無駄に眠ってしまうことになるわけです。

レアメタルのリサイクルの強化と携帯電話の回収促進を図り、各種ごみのリサイクルの点検を重ね、携帯電話は捨ててはいけません。買い換えるときは購入したショップで処理することを促すことが必要と考えます。

行政も広報誌などを通して、携帯電話の回収を呼びかけ、役場や支所などに回収ボックスを設置するなど、回収に乗り出し、我が国の産業競争力の要と言われるレアメタルの安定確保につながるものと考えます。

町としての見解をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「児童虐待発生予防対策の推進について」であります。

子どもの虐待は、子どもの心や身体に大きな傷を残すばかりではなく、尊い命さえ奪ってしまうなど深刻化いたしておりますことから、早期における児童虐待の予防対策や被害を受けた子どもの適切な保護を行うことのほか、保護者の育児不安や負担感などの悩みを解決し、家族全体を援助するといった視点から取り組むことが求められております。

本町におきましても、児童虐待に対応するため、平成14年12月に「幕別町児童虐待防止ネットワーク会議」を設置し、児童虐待に係る諸問題に対処してきたところであります。

しかし、近年では児童虐待のみならず、いじめや不登校など児童を巡るさまざまな課題が社会問題化しておりますことから、国は平成16年11月に児童福祉法を改正し、地域全体で児童問題に取り組む地域協議会の設置が明文化され、児童問題への組織的な対応を全市町村に求めたところであります。

これを受け、本町では、町内外の関係機関が児童虐待に関する情報や対応を共有する広範囲のネットワークを形成したうえで、適切な連携を図りながら、要保護児童への対応に取り組むため、当該会議を発展改組し、平成18年5月に「幕別町要保護児童対策地域協議会」を設置したところであります。

なお、本町における児童虐待の事例としましては、平成18年度に2件、平成19年度に1件の事例が発生いたしましたことから、個別の要保護児童に関して実務を担当する構成機関の役職員で構成する「ケース検討会」を開催し、児童への支援内容について検討し、適切な対応に努めてきたところであります。

ご質問の「生後4カ月までの全戸訪問事業」いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業」につきましては、本町におきましては、母子保健法に基づきまして、生後4週間以内に保健師による新生児訪問を実施し、その際に、保健指導とともに、育児等に関する不安や悩みの相談や、養育環境の把握などを行うことで、本事業の実施に充てているところであります。

平成18年度は、出生185人に対し、訪問が178人、平成19年度は、出生190人に対し、訪問が179人でありまして、里帰り分娩や保健師訪問の前に個別相談に応じたケースを含めると、実施率は100%という状況であります。

また、このほか、町の保健師等によります3カ月健診の際にも、同様に母親と赤ちゃんの心身の状況や養育環境の把握に努めているところであります。この3カ月健診の受診率も100%となっております。

これら新生児訪問や健診の結果により、支援が必要と判断された家庭については、前段申し上げました「ケース検討会」が行われることとなりますが、本町におきましては、これまで、この段階での「ケース検討会議」が必要と判断された事例は出現しておりません。

次に、「育児支援家庭訪問事業」についてであります。本町におきましては、この名称の事業としては取り組んでおりませんが、同様の事業として新生児訪問などの面接を通して、引き続き支援が必要な場合については、保健師による継続訪問や健康相談等を実施いたしているところであります。

例年、20件から30件ほどの継続訪問を実施いたしておりますが、心身の発達の経過観察によるものや親の育児不安が主でありまして、虐待や育児放棄などの恐れのあるケースはありません。

ご質問にもありましたように、児童虐待の死亡例は0歳児に集中しているという状況であります。これまで以上に、新生児訪問や3カ月健診での早期発見が重要となっております。

小さなサインも見逃さないよう、訪問や健診の内容の見直しを常に行うとともに、関係機関との連携

を一層図り、要保護児童の支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「携帯電話のリサイクルの推進について」であります。

ご質問の要旨にありますように、携帯電話には、金や銀のほか、インジウム、リチウムなどの希少な金属が使用されております。

「独立行政法人物質・材料研究機構」の試算によりますと、わが国における携帯電話など電子機器に含まれている希少金属は20種類以上にもおよび、主なものの量は、金は約6,800トンで世界の埋蔵量の約16%、銀は60,000トンで埋蔵量の約22%で、白金は世界の年間使用量の6倍、リチウムは7倍にもものぼると伺っております。

これら希少金属が残されている廃棄電子機器は、都市鉱山といわれ、現在、そのリサイクル技術が急速に進展しているところであります。

国では、この眠っている資源の活用を図るとともに、廃棄物の発生を抑制するために、平成13年4月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」を改正し、製造事業者などに、携帯電話やパソコンなどを回収して、原材料として再利用するなどの努力義務を課しているところであります。

携帯電話につきましては、この法律に基づきまして、メーカー及び通信事業者32社が参加し、ご質問にありましたように、モバイルリサイクルネットワークを構築して、回収、再資源化に取り組んでいるところであります。

回収実績につきましては、平成13年度に約1,300万台であったものが、平成18年度には約660万台と、お話をありましたように、半減している状況であります。

なぜ回収台数が減少しているのか。これはいろいろなことが言われておりますけれども、今、携帯電話の多機能化により、古い電話機を処分せずに、写真やメールを保存しておく、電話帳、ゲーム機、デジタルカメラ、目覚まし時計として利用するなど通話以外の機能を利用する人が増えているためというふうにいわれております。

もちろん一方では、不要となった際、ごみとして捨てたという人も多いという実態があり、携帯電話のリサイクルに関しての認知度は低いといわれております。

国におきましては、法律を改正して、携帯電話販売店に対して、使用済携帯電話の回収に関する説明を義務付けることを検討しているというふうにご伺っております。

中野議員のおっしゃいますとおり、資源小国であるわが国においては、貴重な資源の確保は重要なことであります。町といたしましても、この回収事業を支援し、携帯電話のリサイクルを進め、廃棄物を減少させるとともに、希少な資源の活用に貢献するために、お話をいたしましたように、広報等で町民の関心を高める取組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、中野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 答弁をいただきましたけれども、言うまでもなく子どもたちというのは、未来を担う大切な本当に地域の宝、社会の宝でありますけれども、このこんにちは赤ちゃん事業、それから、新生児訪問事業、これは町として行われているようですけれども、これらの情報などの提供というか、これはどのように利用の案内とか、どのように行われているのでしょうか。

また、先ほど、ケース検討会議というのがございますけれども、役職、構成機関の役職員で構成されていると。どのような方がこの構成員となっているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） こんにちは赤ちゃん事業とか、育児支援家庭訪問事業のその周知についてでございますけれども、妊娠したときに、母子健康手帳をお渡しいたします。

その際に、こういう事業がありますと。

そして、出生届けが出された時点で、今度訪問いたしますということで、それぞれ個別にご案内をしているところでございます。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 先ほどもご答弁にありましたように、幕別町要保護児童対策地域協議会というのが設置されておまして、この協議会の構成員につきましては、民生部長ほか民生部3課、それから、忠類総合支所保健福祉課、教育委員会学校教育課、帯広児相、北海道帯広警察署、幕別町人権擁護委員、それから、幕別幼稚園、忠類保育所、それから、主任児童委員、幕別3師会等の方々が一員になっておまして、このうち対象となる要保護児童の状態に合わせて、この構成員の中から該当する児童相談所なりが集まって行う会議をケース検討会と言っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 国はこれらの二つの事業ですけれども、平成20年まで全国自治体に、実施するように求めているわけですね。まだ実施されていない自治体については、児童虐待予防だけではなくて、地域における総合的な子育て支援体制を整備する上で、効果があるということから、積極的に進めるように求めているわけです。

帯広市においては、こんにちは赤ちゃん事業というのは、ついこの5月の29日から行われるように言われております。

子どもが非常に少ないのですけれども、第2子以降、こういうところも積極的に拡大していくというようなことであります。

町としても、この答弁からみると、しっかり行われているなというふうに思うわけですが、保健師や保育士など、十分に対応されているような気がいたします。

本当に虐待の数としても、町としては非常に少ない数であります。

本当に望ましいことだなというふうに感じております。

今後の事故のないように、本当に念願する一人でありますけれども、さらに充実してこの部分をしっかり油断なく取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、携帯電話のリサイクル推進の方に移っていきますけれども、このレアメタルの供給というか、これは非常に中国や南アフリカなど、数少ない資源国に限られているようです。

また、中国ではレアメタルの宝庫といわれているこの四川省で、5月の12日に大地震があったわけですが、この地震によって、鉱山から採掘されるこの資源が採掘できなくなったというようなこともあります。

精錬工場などはもう生産停止、こういうものに追い込まれていると。

レアメタルの中でも携帯電話の電池に使われているリチウムとか、燃料電池に使うマンガン、アルミ合金に使う金属シリコンなど、日本の輸入量の9割は中国から依存されているというようなことも言われております。

地震があった関係で、取引価格も非常に高騰して、本当にまた産出国の輸出規制も強化されていると。

日本の使用するレアメタルは、枯渇の心配も出始めているのだということでもあります。

産業のビタミンといわれる、今や日本の産業に不可欠な要素となっているわけです。

ちなみに、自然の金鉱石から、1トンの金鉱石から5グラム程度の金しか採れないと。

しかし、携帯電話1トンからは、400グラムの金が含まれているのだというように言われております。

近年のレアメタルのこの安定確保が、喫緊の課題となっているわけです。

使用済で廃棄されるIT機器や、それから、電化製品の中でも眠るレアメタル。この日本の都市鉱山という存在に注目が集まってきているわけです。

国内の都市鉱山に、先ほど答弁にもありましたけれども、都市鉱山に匹敵するだけの、資源国に匹敵するだけの量があるということです。

こんなときに、技術開発はもちろん、回収効率の向上というか、これが第1条件となってきているわけです。

町として、公を通じて積極的に進めていくというようなことでありますけれども、若干手間等もかかると思いますが、回収するこのボックスというか、こういうものも必要ではないかというふうに感じておるのですけれども、この点いかがでございましょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、最近は携帯電話もなかなか回収ではなくて、自分の手持ちで置いておく。大体60数%が自分のところへ残すと。回収の出すのは30%余りというようなことであります。

ただ、これは先ほども言いましたように、携帯電話の中にはいろんな機能があって、特に個人情報の問題があります。

したがって、役場の窓口にボックスを一つ置いておくから、そこへ入れてくれというだけでは、なかなか進まない問題もあるのでなかろうかと。

例えば、ある人が販売店へ持っていったら、そこに処分するための承諾書を必要とするというようなことが現にあるようであります。

そうすると、役場の中でただそれだけを取り扱うということはいかがなものかというようなこともあります。

廃棄してしまうのだから、そこへ預けてもらえばいいのだということで済まされるのであればよろしいでしょうけれども、今言ったいろんな個人情報の問題、これらも少し研究をさせていただく中で、今後の対応に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中野利勝議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、幕別町における今後の環境行政について質問をいたします。

幕別町の第5期総合計画第5章、自然とともに生きる環境に優しいまちづくりの現状と課題の中で、地球温暖化オゾン層の破壊などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした住民の日常生活や事業活動全般に起因していることをあります。

その基本方針においては、地球環境を保全するために、住民、事業者、行政が連携のもと、地球的視野に立った具体的な行動に移すことができるよう働きかけると明記しています。

さて、本年7月21日、北海道において、北海道環境宣言が出されました。

その中で、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けて、地球を守る心等の三つの心と、住民の二酸化炭素の排出削減、事業所の省エネ、ごみの減量実践等の四つの行動が具体的な目標数値を入れ、示され、道民事業者のために、環境行動の手引きも出されました。

幕別町において、環境問題についてさまざまな取組みがなされていますが、なお一層推進するために、次の点について質問をいたします。

1、幕別町環境宣言を発信し、それを中心とした住民、事業者、行政の具体的な環境行動を推進すべきだと考えるが、どうでしょうか。

2、特に行政における今後の取組みとして、次の点について伺います。

イ、総務部関係。工業施設の総合的なエコ対策とその報告。

地域版環境認証への取組み。

ロ、企画室関係。協働のまちづくり支援事業における環境美化事業の充実。

ハ、民生部関係。環境家計簿の普及。

ニ、経済部関係。産学官による環境産業の立ち上げや企業誘致。

ホ、建設部関係。入札参加業者に対する環境対策の推進。

ヘ、教育委員会関係。環境教育の推進と子どもエコクラブの育成。

3、環境行政の総合的かつ基本的事項を調査・審議するために、幕別町環境審議会を設置すべきだと考えるがどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における今後の環境行政について」であります。

ご質問の1点目、「幕別町環境宣言の発信と住民、事業者、行政の具体的な環境行動について」であります。

地球温暖化問題など地球環境問題は21世紀における人類最大の課題と言われており、その解決に向けた取り組みが世界中で進められているところであります。

本年7月に開催されます北海道洞爺湖サミットにおきましても、地球環境問題が主要議題として取り上げられる予定となっております。

ご質問の要旨にありますように、北海道では、洞爺湖サミットが開催される本年を「環境行動元年」と位置付けて、北海道の環境を守り将来に引き継ぐために、道民一人ひとりが行動を起こしていく決意を表明する意味で「北海道環境宣言」を発表したところであります。

本町におきましては、地球環境問題解決への地域ぐるみの対策推進の指針とするために、平成16年2月に幕別町地域省エネルギービジョンを、また、平成18年2月には幕別町地域新エネルギービジョンを策定したところであり、第5期幕別町総合計画の中においても、その方向性をお示ししているところであります。

これら諸計画の指針を実効性あるものとするためには、町民、事業者及び行政が取組む行動内容などを具体的にお示しする必要があるものと考えております。

このため、本年3月に、公募によります町民並びに消費者協会、商工会、さらにはJAなどから推薦をいただきました10名の委員と北海道経済産業局及びNEDOをオブザーバーとして構成する「幕別町エネルギー対策推進委員会」を設置いたしまして、町民や事業者など町全体での地球温暖化対策への取組み方策について議論し、提言をいただくとともに、PRや実践活動に取組んでいただくこととなっております。

当委員会におきましては、具体的な行動案などについての議論が今始まったばかりであります。ご質問の「環境宣言」につきましても、今後議論の中で深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、「行政における取組みについて」であります。

はじめに、「公共施設の総合的なエコ対策と報告について」であります。公共施設の総合的なエコ対策としましては、いわゆる光熱水費に係る省エネ対策が最も代表的な方策であろうと。省エネ対策に関して申し上げたいと思います。

本町では、前段申し上げましたように、地域ぐるみの省エネの取り組みを実現するための第一歩として、平成15年度に「幕別町地域省エネルギービジョン」を策定したところでありますが、翌16年度には本ビジョンの実現に向けた行動のひとつとして、エネルギー消費の多い公共施設等を対象とし、「幕別町公共施設等省エネ事業化調査」を実施し、対象施設の省エネ手法や省エネ量、事業化手法などを明らかにしたところであります。

この調査結果に基づきまして、省エネ効果に期待がもてる手法を公共施設ごとに実施してきたところであります。例えば、役場庁舎内の蛍光灯にキャノピースイッチを取り付けて部分的に点灯・消灯ができるように整備をしました。これら節電対策を図ったわけではありますが、冬季間における庁舎内の室温

を20℃以下に抑えることによって、暖房用燃料の消費節減を図っております。

また、本年度の札幌中学校の大規模改修工事においては、低燃費型ボイラーへの切替えや高断熱ガラスへの改修などにより暖房用燃料の消費節減を図っていく予定であります。

これら以外の公共施設におきましても、使用する電気量や燃料の消費量などの低減につながるような設備の更新、あるいは利用面における節約等に努めているところでありますが、今後におきましても、施設ごとに各種データの的確な分析を行ない、省エネに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「地域版環境認証への取り組みについて」であります。国際規格でありますISO14001認証につきましては、取得に100万円程度、コンサルティング費用を含めると数百万円の経費が必要であると言われておりまして、人・物・金等経営資源の問題により認証取得が進まないことから、NPO法人等が全国各地で地域版環境認証を立ち上げており、現時点で15件ほど認知されていると言われております。

この地域版環境認証につきましては、認証取得及び管理等費用が低廉なことから中小企業者向けの導入に適していると言われており、環境への取組みを促す効果が期待できるとともに、企業にとっても信用力の向上やイメージアップにつながるなどのメリットがあるものと思われまます。

したがいまして、本町におきましても、今後、この認証制度についても先進事例等を参考に研究し、町内の企業にも周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、「協働のまちづくり支援事業における環境美化支援事業の充実について」であります。平成17年度から本格的にスタートいたしました協働のまちづくり支援事業の中で、現在、公区の環境整備活動に係る支援として、公区環境美化支援事業5事業と公区等の資源回収活動を支援する公区資源回収支援事業を実施いたしているところであります。

支援事業のメニューにつきましては、公区長会議や協働のまちづくり検討委員会等でいただいた意見により、防犯活動を支援する事業や人材育成支援事業、公区資源回収支援事業の追加や、環境整備用機械導入や地域内除雪機械導入についての事業内容の充実を図っており、順次、それら進めているところであります。

今後においても広くご意見、ご提言をいただくとともに、先進地等の事例の調査、研究に努め、積極的にメニューの充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、「環境家計簿の普及について」であります。

町では、平成18年度から二酸化炭素排出量をどれくらい削減できたかが理解できる環境家計簿の普及に取り組んできたところであります。

また、家庭で地球温暖化対策に取り組んでいただける「エコライフ会員」を募集し、応募された町民10名の方に、家庭で省エネ活動の実践や、データの記録などに取り組んでいただいているところであります。

会員の方々には、平成18年10月から環境家計簿をつけていただいておりますが、まもなく2年を経過いたしますが、本家計簿をつける前の年の状況とつけた後の1年目、2年目を比較して、省エネの実践によって、どのくらい光熱水費が減り、二酸化炭素の排出量を削減したかということについて検証する予定であります。

結果につきましては、会員の方々の取組事例として広報等で広く町民に紹介し、環境家計簿を多くの町民の方々に知っていただき、地球温暖化防止対策の目安として活用していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、「産学官による環境産業の立ち上げや企業誘致について」であります。

産学官の連携につきましては、「十勝産業振興センター」におきまして、環境やエネルギーなどに関する実験研究や技術指導をはじめ、起業相談等にも応じておりますことから、このような取組活動の中から新たな環境関連産業の創設に期待をいたしているところであります。

本町における環境に関する産業の誘致につきましては、既に工業団地内において、古紙や金属のリサイクルに関連する企業が数社進出しており、現在もリサイクル関連企業と具体的な交渉を取り進めているところであります。

環境産業につきましては、将来性の見込める分野であるとの認識をいたしておりますので、今後、企業誘致を進めるうえで十分意を用いてまいりたいと考えております。

次に、「入札参加業者に対する環境対策の推進について」であります。

北海道では建設業法による経営事項審査制度、通称経審といわれておりますが、この主観的評定の項目として、環境マネジメントシステムの国際規格でありますISO14001認証取得の活用が図られており、町内事業所の環境に対する一定程度の認識は反映されているものと考えております。

なお、前段にご質問のありました「地域版環境認証制度」につきましても、先進事例等を参考に調査・研究をしてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「幕別町環境審議会の設置について」であります。

「環境審議会」につきましては、「公害対策基本法」を全部改正して制定された「環境基本法」で、国及び都道府県には設置することが義務付けられており、市町村に対しましては任意で設置できるものと

定められております。

十勝管内におきましては、「環境審議会」につきましては、帯広市など4市町で設置しており、旧法であります「公害対策基本法」に基づく「公害対策審議会」につきましては、幕別町を含め3町で設置いたしております。

「環境審議会」は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するために学識経験者を含む者で構成するものとされておりまして、「公害対策審議会」につきましても、基本的には同様の設置目的となっております。

本町におきましては、現在、環境問題に関係する審議会等につきましては、公害対策審議会のほかに、廃棄物減量等推進審議会、幕別町エネルギー対策推進委員会を設置しているところであります。

また、省エネビジョンや新エネビジョンを策定した際には、町民のほか帯広畜産大学の助教授など専門家によって構成する委員会を設置し、調査検討をしていただいたところであります。

これらの審議会等におきましても、環境問題全般に関してさまざまな調査結果、あるいは適切な提言等をいただいているところであります。

なお、既に設置いたしております審議会の機能強化、あるいは、今お話ありました名称変更などについては、当該審議会を設置している市町村の事例等も調査しながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 芳滝議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、ご質問の2点目、「行政における取り組みについて」のうち、「環境教育の推進と、こどもエコクラブの育成について」であります。

環境教育を推進するためには、私たち一人ひとりが、環境を保全するための行動に主体的に取り組むとともに、人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって人材を育てていくことが大切であると考えております。

各学校におきましては、全校をあげてのクリーン作戦やリサイクル運動をはじめ、くりりんセンターを訪ねての環境学習や環境問題をテーマにした壁新聞づくり、また、農林課で取組んでおります「元気の森づくり事業」への参加など、体験や遊びを通じて児童生徒の関心を高め、空気、水、食べもの、そして命の大切さを理解し、命を尊ぶ心を育てていくことができるよう、さまざまな活動に取り組んでいただいているところであります。

次に、こどもエコクラブの育成についてであります。

現在、幕別町においては「こどもエコクラブ」として登録している団体はありませんが、同様の活動を実施しておりますのが、昭和63年度からスタートいたしました「幕別町ふるさと館ジュニアスクール」であります。

毎年50名ほどの小学校5・6年生が、さけの稚魚の放流や、野鳥観察、自然探索などの自然を活かした学習活動に参加しており、平成18年度からは、新たに親子参加のプログラムなども取り入れております。

「こどもエコクラブ」の目的は、次世代を担う子どもたちが、人と環境との関わりについての体験を積み重ねながら、環境を大切にすることを育てていくこととお聞きいただいておりますので、現在実施しております活動内容が、「こどもエコクラブ」事業として実施することが可能かどうか、ふるさと館事業委員会の皆さんとも協議を進めながら、検討してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、11時まで休憩いたします。

（10：47 休憩）

（11：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

環境問題は、国でも地方自治体でも、今、行政の上では最重要課題の一つでありまして、今回質問させていただきましたのは、ちょうどサミットもあるということで、全体的な幕別町の行政における環境の行政につきましては今後の取組みということで質問させていただいたことであります。

ご答弁いただきまして、方向性としては、それはほぼ同じような方向性であろうと、こう認識をさせていただきたくところでございます。

平成18年の3月の議会のときに、環境基本条例の制定に向けてということで、私も質問させていただきました。

そのときには、時間をかけて検討をさせていただくというふうなご答弁をいただいていたことであります。



条例ということになりましたら、なかなか一つの町で条例という形で制定をしていくということが少ないということがあるというので、大変な一つの労力もお金もかかるだろうというので、たまたま北海道環境宣言というものが4月に出了たものでありますから、それをもとにしまして、再度、18年の質問に引き続き、具体的に環境問題につきまして、そのいわゆる基本的な理念であるとか考え方であるとかということ、広く町民や事業者に認識をしていただくといういい機会になるのではないのかということで、宣言でありますから、宣言をすればいいわけでありまして、そういう取組みをしてはどうかという質問でございました。

町長のご答弁で、私が聞かせていただきましたら、前向きに検討いただけるようなご答弁でありましたから、広く議論を重ねていただきたいと思うことであります。

特に、先ほど町長の答弁にもありましたが、環境行動、具体的に取組んでいくその内容などをお示しする必要があるのだろうということが、今回の質問の私の趣旨部分であります。

第5期総の方針のところ、具体的な行動に移すことができるよう働きかけることを5期総の中に謳われてありますので、行動を示していくということが、一番大事なのだろうということでございます。

その環境宣言でありますけれども、北海道環境宣言の内容が三つの心と八つの行動という形で、具体的に示されてあります。

地球を守る心、これは資源エネルギーでありますとかCO2の削減だとか、もったいない心というのがあります。

これはリサイクルだとか省エネ、ごみの問題であります。

あと、自然と共生する心。そういう三つの心、スピリッツといわれてありますけれども、指針として具体的な八つの行動が示されていることであります。

CO2の削減だとか、質問のところにありますけれども、ごみの減量化等がありますが、そのいわゆる環境行動の手引き、宣言に、内容としまして、環境行動の手引きというものが出されてあります。

そのところに、具体的な行動内容が示されてあります。

夏の過ごし方を見直そうだとか、冬の過ごし方を見直そうだとか、照明の使い方を見直そうだとか、居間などで電化製品の使い方を見直そうだとか、トイレの使い方を見直そうだとか、洗濯の方法を見直そうだとか、具体的な行動につきまして書かれてあります。

そして、そのところに、いわゆるCO2の削減の数字も示されてあることであります。

こういう具体的な行動を示していく。認識をしていただくというふうな方向で、全般的な環境問題についての取組みを、町民に広く認識していただき取組んでいただくというふうなことで、ぜひ、その環境宣言につきましては、前向きに早く取組んでいただければと思うことでございます。

基本条例がだめであれば、宣言ということで、その具体的な行動につきましても、お示しいただけるような取組みがいただけるのか。

その点、一つだけ、一つのところで伺いたいと思うことであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、環境宣言が北海道で出されたこと。

実は、この北海道環境宣言につきましては、先般、道からこの趣旨に賛同していただけるかというようなことの照会がありました。

私ども、6月11日付けで北海道環境宣言に賛同をするというメッセージを道の方へ送らせていただいたところであります。

そういったことで、恐らく全道的にこの宣言が、これからいろんな場所で行われていくだろうというふうに思います。

町独自の宣言については、先ほども申し上げましたように、いろんな審議会等の中で、これからも十分論議をさせていただき、対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ぜひ、ほかの自治体よりも先に宣言を申し出ていただきたいと、こう申し上げたいと思います。

2の今後の取組みということで、行政の公共施設の総合的なエコ対策ということで、特に近年、庁舎にまいりまして、職員方々の行動を見ましたときに、エレベーターを使わないで階段を使おうだとか、照明が消されてあるだとか、結構気を使って省エネに取り組んでいらっしゃるというふうなことをお見受けするところであります。

敬意を表するところでありますけれども、一つの具体的な事業としまして、エスコという事業が取組んでいる事業所もあることであります。

これはそういう省エネ専門の、いわゆるコンサルタントのようなことでありまして、この省エネを浮いたそのいわゆる差額で経費を払っていくというふうな形で、何年か契約をした後は、もうその状態で進むということで、非常に経済的効果があるということで評価をされてあることであります。少し取組まれたようなお話を聞かせていただいているのですが、一つ、そのところをお伺いしたいと思いま

す。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいまのエスコ事業についてでございますが、平成17年の2月に、先ほど、答弁の中で、幕別町公共施設等省エネ事業化調査というものを実施しております。

この中で、役場庁舎、町民会館、百年記念ホール、幕別中学校、札内中学校など、公共施設9カ所のほかに、JA幕別の軍岡の事業所につきまして、このエスコ事業が可能かどうかについて調査しております。

この中で、この事業につきましては、省エネして投資をして、それを回収する。省エネの浮いた金額なりによって、投資したものを回収するのに、実際にやる企業のリスクというものを、あと、その企業に対する資金を提供する金融機関のリスクというものを考えました場合、ほぼ10年以内でないとペイしないと。事業化が難しいというふうに言われております。

この10カ所を調査した結果、幕別町の施設におきましては、規模が小さいということと、施設が古くなっているために、投資する金額が非常に大きくなるというようなことで、現状のこの省エネの技術的な問題から、設備投資の金額ですとか、効率性だとか、そういうようなことからいたしますと、事業には適さないという結論をいただいております。

また、本年5月22日、財団法人省エネルギーセンターによりまして、役場の省エネ診断というのをさせていただいております。

詳細な結果につきましては、7月に入ってから結果が出る予定でございますけれども、ここにおきましても、エスコ事業については、庁舎の規模からすると、ちょっと難しいというふうに言われているところでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 大変いい事業なのでありますけれども、その施設が小さすぎるということで無理だということだったという報告でありました。

いろんなコミュニティセンターであるとか、近隣センターであるとか、公共の施設があります。

これからまた、指定管理というふうな方向性で考えているところなのでありますけれども、そのいわゆる一つひとつの公共施設の毎年度、省エネの取組みと申しますか、推進と申しますか、そういうことも具体的に数値を出していただきながら、町民に呼びかけていくというふうなことが、必要でなかろうかなと。

あるところでは、例えば、近隣センターのようなところで運営委員会がありますけれども、そのところで、基準の数値を、何年間の基準の数値を出しておいて、それを一つの基準としまして、それに取組んだ部分につきましては、削減効果は、そのことにつきましては、何らかの形でその運営委員会に還元をしていく。浮いたいわゆるその財源について、運営委員会に還元をしていくというような形で、住民のいわゆる公共施設を使うそのことについて、エコの認識を持っていただいて、行動していただくというふうな方法をとっているところもあろうかと聞いております。

そのようなところにつきましては取組みにつきまして、今後どのようにお考えになるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたエコ対策、エスコの関係、公共施設の関係ですけども、後ほど違った観点から、そういったご質問もあるわけでありましてけれども、要するに、お互いが節約をしよう、節減しよう。そして、環境問題を大事にしていこう。そういったことで、意識の中でいろんな施設を使っている。活用していただくということが大事であろうというふうに思っております。

特に私どもの方で、そういう目標を立てて、一つの近隣センターにこれ以上が標準だから、これを下回ればその分を還元しますというようなことの手法は今の段階では考えてはおりません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 各施設につきまして、目配りをさせていただいて、省エネにつきまして、取組んでいただければと思うことでございます。

次に、地域版環境認証のことにつきまして、これは大変いい取組みでありますので、町長も取組まれるというふうなご答弁をいただいております。

これはKESであるとかEMSであるとかという形で、広く認知されておるのでありますけれども、一つの事業所、いろんな事業所でありまして、自分のその事業内容で、どういった環境対策ができるのか。その事業所によってまた違うのでありますけれども、その事業が環境宣言をして、そして、改善目標計画を立てて実行して行って、点検をしていく。そういうふうな非常にやりやすい一つの制度になっておまして、その認証取得も数百万もかからないということでありまして、一つは方向性としては、いろんな町の発注業者であるとか、入札業者であるとか、また、何年か一度にそのいわゆる見直していく、業者の見直していくというふうなところ、選定をするにつきまして、こういう環境問題に取り組んでいく。特にこういう地域版環境認証ということを取組んでいくのであればということで、加点をしていく。そ

うという一つの方向性は見出せないのだろうか。そういうことで、業者、事業者を励ましていくという方向性はとれないのだろうか。

その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました地域版環境認証。先ほど申し上げましたように、今、全国で15ほどということでありました。

ただ、道内でもないようでありまして。

ただ、これは先ほど言いましたように、一般的なISOが何百万もするに比べ、10万あるいは30万程度のお金でそういったことがとれる。

しかも、それが会社なりの信用度につながっていくということですから、有効なのかなというふうにも思っております。

ただ、地方自治体自らがこの認証を受けるというのも、これもまた今のところ全国的には、ほぼ片手にも及ばないぐらいでありまして、これからどのような形で普及がされていくのか。

これらも十分見極めながら、あるいは、町内企業の指導も含めながら、併せて対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 協働のまちづくり支援事業につきましては、非常に広く公区、また、住民に支持をされ、そして、活用いただいているところでありまして、その中で、特に環境美化につきましては、花壇を植えたり、あと、清掃であったり取組んでいただいていることでありまして、他市町村に比べまして、幕別町は非常にその面では進んでおるのだろうと。

あと、アダプトの関係ですね。

今、里親制度で公園の清掃をしていく。結構それも人数増えておるのであります。

アダプトにつきまして、今、5団体ぐらいでありますか。大きな公園につきまして管理をしていただいている団体がありますが、代表者が集まりまして、そして、その、例えば、看板を自分たちで設置をしていっていいのかとか、そういう係をとって、ますますそういう美観につきまして、係をとった進め方をしていく。

なかなか公区同士の関係というのは難しくなつてこようかと思うのでありますけれども、そういういわゆるボランティア団体の連携ということになりましたら、輪が広がっていくということであるのではなからうか。そういうふうなことも、今後の活動としてはどうだろうかというふうに思うわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 協働のまちづくり支援事業の特に環境整備の関係でご質問いただきました。

芳滝議員のおっしゃいましたように、アダプトプログラムについては、今、五つの団体の方々にご協力をいただいているところでありまして。

今、ご質問ありましたのは、多分、その団体の方々の連携といたしましうか、あるいは、意見交換をする場を設けたらどうかということであろうかと思えます。

今まで、この歴史がまだ浅いということもありまして、そういう話を聞いたという事例もございませんけれども、各団体の意向なども十分打ち合わせいただきながら、より発展するような方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 環境家計簿の普及の件であります。今、取組んでいただいているということで、これから普及をしていこうということでありまして。

この環境家計簿は、大人もそれこそ興味をもって取組めることもありますけれども、非常に今、普及していませんが、子どもの環境家計簿があります。

これは郡山市の子ども用の環境家計簿をつけてみようというものでありますけれども、ちょうど教育委員会と係をされながら、大人だけでなく、子どももその環境家計簿をつけよう。子どものころから環境について親しんでいただいて、そういう認識を持っていただこうということが必要でなからうかなと思うことではあります。その1点、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 芳滝議員のおっしゃるとおり、子どものころから環境について考えるということは非常に重要なことであると思えます。

今後、エコライフ会員の方々含めまして、子ども用の環境家計簿、どのような形で協力いただけるか。

また、実際にそういうような方がいらっしゃるかなど、今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 産学官の環境産業の立ち上げ等、大きなことで、今後の一つの課題として質問させていただいたことではあります。

具体的な一つのいろんな取組みもされていらっしゃるのではあるかと思うのでありますけれども、今後の本当に、恐らく環境産業というのがこれからの、今後の産業の中では非常に発展というのですか。これから本当にまだまだたくさん産業が残っている世界でなかろうかなと思うのであります。

そういうところで、ここで十勝産業振興センターという、そういうセンターの名前が出てまいりましたけれども、町独自で畜大の方々だとか、そういう形の一つのグループと申しますか、そういう研究グループと申しますか、そういうふうなことを立ち上げて、産業を起こしていくというふうなことを、やはりやっていく必要があるのではないかと。

以前も申し上げましたけども、足寄町のペレットが産学官でこれは非常に成功しております。

一つの成功事例で広く紹介をされたのでありますけれども、これは本当に研究をして、そして、行政、民間が力を余してものをつくりあげていったということになっております。

そういうその方向を持ち得ないのかどうかということ、一つお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 芳滝議員のおっしゃいますように、産学官の連携という非常に企業化を図る上で重要だというふうな認識を持っております。

ただ、一つの町で単独で畜産大学とお話をするというのはなかなか難しいという、そういうような状況にもあろうかと思っております。

したがって、まずは産業振興センターの方で議論させていただいて、その中から、町として、町の特性を活かして企業化に結び付けられるようなものを、新たな技術の開発、そういったものがあるとするならば、個別に相談をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） いろんな情報を得られて、常にそういうことをお考えいただいているところであると思うのでありますけれども、やはり情報ということが、その今一番重要になっているかと思うのであります。

いろんなところで、いろんな人々と会いながら、そして、どういう可能性があるのかということ、やはり最先頭で一つ、考え取組んでいただければなと思うこととさせていただきます。

参加者に対する環境対策の推進につきましてであります。地域版環境認証につきましても、先進事例等を参考に調査研究をしていきたいと、こうご答弁いただいております。

多くの先進の自治体では、特に建築業者、土木業者、建設関係の業者につきましては、非常に環境につきましても、環境にいい素材であるとか、環境に優しい工程であるとかということ、宣言をして取組んでいる業者がいて、大きな自治体ではそのことに、入札に加点をしていくというようなこともされておることとあります。

どうぞそのように前向きに、加点ということにつきましては難しいのであろうかと思うのであります。将来に向けてどのような思いでいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 加点の問題、認証されたところに加点をして指名の方ということとさせていただきますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、うちの入札参加の段階におきましては、経審の中で反映をされているのが、今、現状でございます。

先ほど言いましたように、地域版の方につきましては、今後、それが認証された場合に、町としてそれを、例えば、ランクの中に加点をしていくとかということも、今後考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

ただ、あくまでも公共工事の問題につきましては、工事の仕様等の中でもそのごみの問題、リサイクルの問題というのが示されておりますので、逆に言えば、そちらの方の指導についても徹底していかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） エコクラブの関係でありますけれども、非常に子どもたちの協議に関しましては、自然の中で、非常に幕別町教育委員会は、自然に触れる体験につきましても、取組んでいただいていることは認識をしております。

今、ご答弁いただきましたふるさと館のジュニアスクールでありますけれども、何とかそういうところの中に広げて、そのエコクラブのようなそういう方向性を持たないのだろうか。

これは数人から30人程度の団体で、支援者がいて、登録ができるということで、無料で登録ができるということになっております。

ある意味では、いろんな自然に触れるというだけでなく、いわゆる先ほどありました子ども家計簿だとか、そういうことに関しても取組めるようなそういう枠を、ジュニアスクールの中で広げていける方法がとれないだろうかというふうに思うわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（金子隆司） エコクラブにつきましては、町長部局との関係も、先ほどから答弁もあ

ように、十分な関連があると思います。

これら含めて係をとりながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 最後の環境審議会の設置につきましてでありますけれども、これは審議会と申しますのは、特に自治体では基本条例が制定されているところで、その中に審議会の設置という条項がありまして、それによって審議会が設置されているところが多いわけでありまして、なかなか任意で審議会を設置しているところが少ないようであります。

先ほど、環境宣言のことにつきまして、いわゆるエネルギーの方の形で検討されるということでありましたけれども、最後にこの審議会の機能強化や名称の変更ということまで考えられているというご答弁がありました。

この際、公害対策審議会を環境審議会というふうに名称を変更して、そういうところで全般的な全町的な環境について取組んでいく。そういうところで環境宣言というものを考えて、そして、練り上げていくという方向がどうなのだろうか、こう思うわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先般のご質問のときにもお答えしたのですが、環境問題というのは非常に範囲が広いわけでありまして。

したがって、環境審議会という名のもとに、一つにいろんな委員会を集約することももちろん大事なことでありますし、反面、ごみですとか公害ですとか、いろんなそれぞれの分野をより細かいような中で、検討をする委員会の必要性もあるのだろうというようなことで、今までは公害、あるいはごみ減量化、いろんな委員会があったわけなのでありますけれども、ここまで来て、ほかの町村なんかの事例も、いわゆる公害対策審議会を環境審議会に名称変更しているというようなこと。あるいは、先ほど言いましたように、他の委員会とも統合して、環境審議会の中にも含める。そういったことをこれからは私もとしては委員会の中でお諮りしながら、議論を進めながら、その方向に向けてさらに進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 十勝では環境で一番取組んでおるのだというふうなその町に、率先して取組んでいただけるようご期待申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） 通告に従いまして、自治体職員の地域活動、いわゆる社会貢献活動について、質問をいたします。

公務員の不祥事が国や地方を通じて、絶えない現実があります。

しかし、一方で立派に職務を果たしながら、地域活動、いわゆる社会貢献活動をしている公務員もたくさんいるのも現実です。

今、公務員は原点に立ち返り、全体の奉仕者としての職務を深く自覚し、国民のため、地域住民のためという使命を再度確認して、職務に取り組むべきであり、そうしないと永遠に、国民、地域住民の公務員に対する信頼は回復しないと私は思います。

自治体職員が地域活動をするのは、一つに、職員の政策立案能力を高め、全体の奉仕者としての姿勢の再確認と徹底に大きく寄与すること。

二つ目に、現場主義の政策立案が行われることにより、地方自治体の根本である住民自治が育っていき、行政改革をする場合も役所論理ではなく、住民の目線から見た本当の意味の改革ができること。

3点目には、地域おこし運動の立ち上げの段階では、地方自治体の支援が不可欠であり、自発的意思で任意により、職員が地域活動に参加することは活性化につながることなどの効果があるといわれています。

幕別町においても、住民参加型行政と自治体職員参加型地域おこしの両方を推進することによる地域づくりやまちづくりに取り組むべきだと私は考えます。

また、職員の地域活動を個人の趣味やボランティア活動として捉えるのではなく、地方自治体も可能な限りの促進策を考えるべきではないでしょうか。

町としての考えと取組みについて。そして、職員の地域活動の実態把握について。及び今後に向けた政策を含めた促進の考え方をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

「自治体職員の地域活動について」であります。

少子高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、地方分権の進展など時代が大きく変化し、地域住民の行政に対する要望が複雑化、多様化、高度化していく中で、行政の推進を担う自治体職員の役割は、今

後ますます重要性を増していくものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「自治体職員の地域活動に関する町としての考え方と取組みについて」であります。

地方公務員法によりますと、地方公共団体の職員の服務に係る根本基準につきましては、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されております。

このようなことから申し上げますと、自治体の職員は、地域住民全体の奉仕者として勤務し、常に公務員としての自覚をもって、時代に即応した知識や技能を身に付け、公共の利益のために最少の経費で最大の効果をあげるように仕事に取組まなければならないものと考えられるところであります。

その上で、さらに町内会活動、社会貢献活動、各種団体等の活動など、地域活動にも参加し汗を流すことによって、住民の皆さんの要望や将来への期待などを自らが感じ取り、それらを叶えるためには自分自身がどのようなことに取組む必要があるのかということを考え、実行していくことも非常に大切なことであると認識いたしているところであります。

本町職員の一人ひとりが、自らの意志で地域活動に積極的にかかわっていくことにより、地域住民としての自覚が深まるとともに、コミュニケーションがさらに深められることによって、住民の目線を大切に行政の推進に取組むという姿勢につながるものと思っております。

したがって、「自治体職員参加型地域おこし」は、本町におきましても推進していかねばならないものであり、かつ、第5期幕別町総合計画の中で既に位置付けられております「住民参加型行政」の推進と両方合わせて推進していく必要があるものと考えております。

また、本町の地域づくりや町づくりのために、職員の意識を喚起するとともに、活動しやすい条件整備に意を用いながら取組んでいかねばならないものと認識いたしているところであります。

ご質問の2点目の「職員の地域活動の実態把握について」であります。

町内会活動に関しましては、各種の役員や班長などに就任している者も多く、また、地域内の草刈り、清掃、親睦会など町内会行事の多くに参加しているものと伺っております。

さらに、町で例年実施いたしておりますボランティア活動、例えば、全町一斉クリーン作戦、春の全国交通安全運動、フラワーガーデンの植栽などへ多数の職員が参加しているところでもあります。

また、自主的な活動としては、町職員組合によります町内のゴミ拾い活動、また、職員個々の特技や趣味などを生かした活動として、スポーツ少年団活動における指導や支援、各種スポーツ大会における審判や大会運営の担い手、そして各種文化団体の構成員になるなどの活動実績があります。

ご質問の3点目の「今後に向けた制度化を含めた地域活動の促進について」であります。

まずは職員に、地域活動への理解と自主的に取組む意識をさらに高めてもらうことが大切であるというふうに思っております。先進事例の研究や地域おこしをテーマとした研修への派遣にも意を用いてまいりたいと考えております。

また、地域活動に参加しやすくするための条件整備として、職務専念義務免除の承認の対象案件とすることや、特に顕著な活動に対しては表彰することにより意欲を喚起することなども考えていかねばならないものと思っております。

なお、職員の地域活動ということに限定しての制度化につきましては、現段階では特に検討はいたしておりませんが、今後の研究テーマであろうと考えております。

いずれにいたしましても、本町の職員に対しまして、職員は全体の奉仕者であるという原点を常に念頭において、今後ともさらに地域活動に積極的に取り組んでいくように理解と協力を求めていくとともに、職員自らの自主的な活動にも期待をいたしているところであります。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 今回の質問に当たっては、私自身が行政に一方的な要望等をするという意味合いではなくて、私自身も議員活動の傍ら、民間人であるということの中で、同じような課題を抱えながら、日々考えております。

あくまでもその中で行政に対する質問をしているということで、前置きをしておきたいと思えます。

まず、私の質問に対して大きく3点に分けてご答弁をいただきましたので、順番に質問をしてまいりますが、まず自治体職員の地域活動に関する長としての、いわゆる首長としての考え方をお聞きしたわけですが、この答弁については、私の認識と全く同じでありますから、問題はありません。

ですから、考え方としての方向性はこれで十分わかるのですけれども、現実問題、町長も感じておられると思えますが、やはり行政側と住民側のまちづくり側とのギャップがどうしても日々発生しているという点では、認識が共通しているのかと私は推測するのですけれども、まちづくりというのは、もちろん地域で実行していかねば当然であります。その中で住民からみれば、多くの住民が要望しているのに、なぜ行政内でそういったことがきちっとできないのかという疑問が当然起きてくることが多いと思えます。

そうした中で、行政側では当然やるべきことはやっているのだという考え方があると思うのですが、

そういった現実の中で、私が日々耳にするのには、やはり現実的にそこにずれが生じていると。行政側と住民のずれだと思うのですが、このずれをやっぱり解決していくのには、町長もおっしゃっているその自治体職員の地域活動、いわゆる社会貢献活動が一つのキーワードになるし鍵になっていくと私は考えるのです。

それでは全く認識も一緒ですけども、ただ、現実問題、我が町の中であって、後段でも実際どのような活動をされているかというご説明はありましたけれども、私もそれはある程度認識はしておりますが、されとてそれがどの程度、この庁舎内職員が年間を通してどれほどの人が地域活動に携わっているかということは、鮮明にわからないと。

ですから、そのことの中で、今回の質問がありますので、当然担当部局である企画、または総務においても、このことについては正式に、例えば、職員からアンケートをとられている。実際の活動はどのような活動をしているかと、そういった細部にわたっての内部調査というのは、私は過去にはしていないのではないかと。

ですから、していないということは、どの程度の職員が参加をしているかという実態がわかりませんから、町長が普段から言われている共同のまちづくり。しいてはそれが住民参加によつての、将来的には住民自治につながるまちづくりというものを目指す場合は、一つの要素として把握していけないと。

一つのまちづくりに対して、足りない部分として発生するのではないかと私は考えます。

その中で、自治体職員の地域活動がなぜ必要かというのは、もちろん、これは町長もおっしゃっているように、住民の視点に立つ意識。それと、住民のために仕事をしているのだという公務員の当たり前のような意識であります。このことをきちっとやっぱり意識を持って貫いていくというところにあるのだと思うのです。

がしかし、先ほどから言っているように、そこに住民との信頼関係がうまく私は育っていったいないような部分があるのではないかとこのところで考えます。

1点目の答弁の中では、住民に信用される自治体職員とはということで考えたら、十分町長の意はわかるのですが、例えば、これを各種団体、特に私はここで申し上げたいのは、NPO、これは今後の大きな成長する団体になっていくと思うのですが、NPOに信頼される自治体職員というのを内部で検討されたことはあるのか。

私はこれからの大きなテーマであると思いますが、町長自身、住民社会の重視を考え、その中で行政改革思考を持った職員を育てていくためには、当然、これあたりの対策を取組まなければいけないのですが、特に住民以外のNPO等の団体にかかわる職員像をどう捉えておりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 職員にかかわっての地域活動ですけれども、私は今までも、いろんな場で職員に対しては、ぜひ、地域活動、町内会活動に参加をすることが、先ほど永井議員のご質問にありましたように、自分のためにもなるし、そして、自分の仕事、あるいは自分の将来に向かって大きな財産になっていくのだから、ぜひ参加するよということ、私もいろんな場で申し上げてきました。

ただ、これは強制はできるものでももちろんありません。

あくまでも役場職員としての勤務、あるいはそれを超えた時間外で、あるいは日常生活の中で、自らの意思によって参加をしていくということでありますので、その辺は私どももなかなか難しいところが。

あるいは、アンケート調査のこともありました。内部でもそういうこともありました。

ひょっとしたら、あなたは公区に入っていないのではないかといわれるような人も中には指摘を受けた、公区長会議の指摘を受けたこともあるわけですけども、ただ、これも先ほど言いましたように、強制は決してできるものではありません。

したがって、私どもはやはり、職員自らが、職員としての全体の奉仕者として、役場職員、公務員としての認識を新たにする中で、自らが積極的に行動していくということが一番大切なことなのだろうという思いでありますので、引き続き、そういったことはこれからも申し上げていきたいというふうに思います。

ただ、先ほどの制度化にかかわってですけれども、本人がここ実際にいろんな活動をしたい。そういったときにどうしても勤務の関係でできないとか、あるいはスポーツ少年団の活動をいろいろやっているのだけれども、休みが取れなくて行けないのだとか、そういった事情にかかわって、町としてやれるようなこと。こういったことは考えていく必要はあるのかなというふうにも思います。

いろんなことが義務免除、あるいは、有給休暇の活用、あるいは、さらにこれから出てくるのは、先ほどの企業の認証問題でないですけども、いわゆる職員の人物評価というようなことが、今後の制度の中では当然出てくるわけであります。

そういった中で、こうした社会貢献活動といったものが、どう活かされていくのか。新たなといいますか、こういうものを課題にもらってくるのだろうというふうに思いますけれども、考え方としては、永井議員と同じように、何とか職員の皆さんの理解をいただいた中で、多くの社会活動に参加していただきたいというのが私の考えでもあります。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 今回の答弁の中で、ちょっとNPOにかかわっての具体的な町長の考え方、ちょっとお聞きできなかったのですけれども、ちょっとこの時間、せつかくの時間ですから、町長に聞いていただきたいのですが、我が町の職員にかかわって、地域活動している方の声というのは、私は正直言ってあまり聞く機会がございません。

ですから、今までもそれほど聞いたことはないのですが、他自治体の実際に地域活動に専念されている方々のそういったコメントというのを情報で入手することができるのですけれども、例えば、こういうことがあります。

自分にとっては生活すべてが地域おこしで、仕事とプライベートな活動を厳密に区別するのは難しい。

でも、それをやらせてくれる町長がいて、また、それをやらなければ、町は過疎化と高齢化でただめになってしまうと思う。

実際にこれは本当に切実に町の行く末を考えながら活動されているある職員のコメントです。

また、一つには、自治大学というのがございますが、うちの職員でもこの大学に行かれている職員の方おられると思いますが、それを卒業された方の声の中には、まちづくり文化スポーツ振興、PTA活動など、地域活動に参加、仕事も世代も違う多種多様な町民の皆さんと触れ合いながら活動していくことが、日々の仕事の中でも住民の視点に立つ意識のバックボーンになっている。

また、住民のための仕事という意識を持つのであれば、住民としての視点から役場の仕事を見直すことが大切であり、そのためにもプライベートな時間を犠牲にしても、役場という枠を超えた地域活動に積極的に参加する努力が欠かせないのだと。

ある方は、仕事を進めるにあたって、地域の関係機関はもちろん、民間活動に携わる方々との協力、連携が欠かせない中でのアフター5や休日の地域活動が仕事にとって大きな力になることを実感していると。こういったコメントを目にすることがありました。

ですから、強制はもちろんできませんし、町長の言われるとおりでありますが、しかし、うちの職員環境における実態が、もしこういうことを感じている人がいるのであれば、どんどんそれをやっぱり情報として出して行って、一つの庁舎内の啓蒙にしていくことは必要だろうと。

そのために、その担当する部局等がしっかり動かれて、町長が目指している共同のまちづくりから参加型に変えて、それを住民自治に変えていくという一つのまちづくりに、職員は徹底的に協力すべきだろうと、私はそう考えます。

だけど、そのことを考えたときに、今までの中ではそういう活動が少ないのではないかと。ないとは言えません。でも、より少ない。やはり多くを求めたいと考えます。

ここで、担当部局にお聞きしますが、それらあたりの考え方をどう町長のまちづくりにかかわって考えられておられますか。現段階で。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 協働のまちづくりの推進という観点からの一つの企画室の方からということになるかと思いますが、職員個々にはそれぞれの組織しているといいましょうか、加入しているいろいろな団体等がありまして、例えば、子どもがいる場合については、PTAや何かの役員になったり、あるいは、広報委員になったりというようなことで。さらには、スポーツ団体の審判になったりというような、先ほど町長の答弁にもありました。

多分、職員が役場に入り、独身で例えば役場に入り、その自分たちの社会という生活の中で、その時々地域貢献する場がありましようし、結婚をし、子どもをつくり、家庭を持ちと、そういう場合の中で、それぞれの必要に応じて、いろんな地域貢献をされる場合も今までも多々あるかと思えます。

私も個人的な話になりますけれども、PTA活動を何回もやらせてもらったときに、そのとき人間関係というのは、今でも町の中で会いますと、その当時のまるで親友に会うかのように、時間の垣根がとれます。

そのときに、あのときはこうだったねというようなことが、今でも語り継がれてということで、いろんな意味でそういう意味でまちづくりの情報もいただけますし、また、場合によってはこちらのご意見も、いろいろお手伝いも願えるということで、大変有意義なものであると思っております。

いずれにいたしましても、今後とも、職員としては、そういうような地域に密着して、やはり、役場の職員であるけれども、地域の住民として、その一端にいるのだということを感じながら、地域貢献にやっぱり励んでいくべきものだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） ぜひ、担当部局にお願いしたいのは、やはり、我がまちづくりの中での職員における地域活動の実態については、これはいろんなプライベートの問題もございますから、細部には言いませんが、やはり概ねどういう状態であるかという把握だけは、何らかの手段をもって実施をしていただきたいし、そのことによって、これからまちづくりに受け継ぐいろんな新しい職員さんも発生されますので、それらにうまく伝えていけるような下地づくりに取り組んでいただきたいというのが、私の希



望でございます。

それと、2点目の職員の地域活動の実態把握につきましては、私もこの町長の答弁の中にあるいろいろな事例が出てきておりますから、十分それは理解しておりますし、評価をするものであります。

それで、3番目の制度化に向けた、制度化を含めた地域活動の促進ですが、現況の中で職員の研修制度がかなりあるようでございますが、この地域活動にかかわって、現段階まで職員の研修メニューを、どのようなメニューが設定されて実施されたか。

また、今後、どのようなメニューに向けて検討されているのか、考えれば、お伺いをしたいと。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 職員の研修関係でございますけども、今現在は、先ほど永井議員がおっしゃられました、例えば、自治大学への派遣、あるいは、期間は短くなりますけども、市町村アカデミーという研修所への派遣。これは専門的な科目を受講するというような意味合いが強いのではありますけども、そういった研修。

さらには、北海道庁あるいは北海道開発局、こういった国の機関への派遣研修。こういったものもやっております。

さらには、自主研修ということで、一定期間、職員が自ら自分がこういう勉強をしたいというようなものを、テーマを決めまして、そして、その目的等を記載をさせていただいたその内容に沿って、自主的な研修を行っていただくと。こういったような研修もやっておりますし、あるいは、比較的若い職員には、町村会が中心になって研修をやっておりますが、役場へ入って1年目、それから2年目、そしてあと5年目に町村会主催で研修をさせていただくと。

あと、民間企業研修ということで、フクハラさんというスーパーがございまして、そちらにも、職員になって2年目の職員を、民間の企業研修の中に、民間の方々と一緒に参加をさせていただいて研修をする。

こういったような研修項目がございまして、その職員の経験、あるいは実務年数等々によりまして、研修計画の中で職員を研修させていただいていると。こういったのが実態でございます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

それについては今後も継続できるものは継続していただきたいと思いますが、そこで、ここで1、2点のご提案なのですが、ご存知だと思いますが、自治体学会というのがございますね。

我が町ではこの自治体学会に加入されているのかどうか私は確認をしておりますが、この自治体学会というのは、同じようないろんな考えとか思いを持つ職員ですとか市民ですとか、そういった方が加入されて、実践的に課題を研究している研究者ももちろん入っているのですが、そういったいろんな方のやりとりの中で、職員間にいろんな情報が提供されていく。交換し合うということで、我が町、例えば、管内、管外も含めた情報以外の全国的な情報がこの学会では得られると聞いております。

私は、こういった学会があるのであれば、当然これは加入は可能なわけですから、ぜひ検討されて、どういう形で加入するかは、個人加入、団体加入というのはあるようですから、その辺はもちろん研究されて、やはりこういった学会の中でいろんな情報ですとか意見交換、論議をしながら、職員としての町内における存在というものをどういうものかということ一度振り返る大きな研修の場としても、この自治体学会というのは私は、導入することに検討されてはいいかなと思います。

それと、もう一つ、今、ITの時代ですから、これをやられているかどうか確認はしておりますけど、メーリングリストという言葉がございまして。これはご存知だと思いますけど、自治体でもこのメーリングリストの構築と運用をしている自治体もすでにありますから、わが町でも普通の町の規模からいきますと、町としては大きい町になりますので、ぜひ、このメーリングリストの構築と運用を検討していただきたい。

これは地域のさまざまな問題について、情報や論議が活発に行われて、かつ地域おこし、全体にとっても大きな起爆剤となっている自治体が多いようです。

このメーリングリストというのは、一般的にインターネットのようにウェブで自分から見にいたり探しに行ったりということではなくて、メールを受け取るという、自動的な形で進むものですから、合理的な形で情報を習得できるということがありますので、このメーリングリストに参加をすれば、ある程度全国的なレベルでのいろいろな行政の立場の方、それ以外の立場の方の情報を、より少ない手間ですべて収集することができるというシステムですので、ぜひ、これは導入を検討していただきたいと。

スタイル的には企業情報などを発信する情報発信型と、リストに参加するメンバーが知識を交換し合う情報共有型とがあるそうです。

この2点については、早急に研究をされて、我が自治体でも導入できるかどうかを前向きに検討していただきたいと考えます。

それと、最後の点で町長も触れておりましたが、制度化については、可能な範囲で検討をされて、地域活動を助長するためのいろいろな検討をしていただきたいと思います。

定ですとか、町長が申されていた有給休暇の取得促進ですね。

それと併せて、できるのであれば、特別休暇制度の創設等についても、私は考えられ、答弁がありました表彰制度はもちろんですけれども、こういったものをやはりできれば庁舎内で一度、きちっと方向性で可能かどうか一考に値する内容だと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

過去に、地域担当制度で私がお質問したときに、町長はその趣旨はわかるけれども、その制度を導入する、今、状況にはないというご答弁でしたが、これが例えば、形をある程度変えて、地域支援員制度という利用の仕方をしている自治体もございます。

担当制度とはまた意味合いの違う地域おこし支援協力員制度と、仮称でそう申し上げてもいいのかと思っておりますが、これは商店街活性ですとか地域再生にも応用できる制度として活用している自治体もございまして、これらあたりも一考に値する内容かと思っておりますので、再度その辺を要望するわけですが、お考えをお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かご提言をいただきまして、いろんな制度やいろんな団体等があるわけでありまして、また、今、後段の地域支援制度。これらについても十分内部で検討させていただきたいというふうに思っておりますし、前段申し上げましたように、私どもは、職員が地域貢献をする、地域活動に参加することを何よりも望むものでありますから、そういった方向に向けて、よりよい研修、あるいは、よりよい制度化に向けて、さらに協議を進めさせていただきたい。

調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

(12:02 休憩)

(13:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に基づきまして、質問いたします。

環境基金創設について。

北海道サミットの開催が近づき、地球温暖化問題が主たる議題となることで、ここにきて注目されております。

政府は、2050年時点で温室効果ガス削減目標を、現状比60%削減すると驚くべき方針を固めています。

この長期目標は、抜本的な技術革新がなければ達成しない。

また、次世代を担う青少年の高まりが必要である。

特に、子どもたちが行動を起こすためには、知識を教えるより体験されることが実に7倍の効果が出るといわれる。

その行動支援や必要な資金をつくるために、まずフィフティフィフティ、半分半分の仕組みを提案いたします。

学校などで省エネに取組み、電気や水道立代を節約できた分のお金を、すべて自治体に返すのではなく、半分は学校で受け取るか、環境学習の資金として積み上げておく。

それにより、子どもたちには身近な対策が目に見える教材や体験学習に変わったりで、省エネ教育、お金の節約、環境対策と一石三鳥の効果を、この考えを家庭や企業に理解してもらい、我慢し、節約で得たお金の一部を子どもを環境対策の主役に育てるために使うなどとしたら、少々の痛みも大きな楽しい目標へと変化していくのではないかと。

大人として、今やれることから始める。現状の自然環境のもとで、得ている楽しさや健康を癒し、仕事などの価値観をお金に換算してもらい、その一部を基金として積み立てる。その方法について、官も民も合同で、特に企業では車関連企業、リサイクル業、建設林業、個人ではゴルファーや農業者と知恵を出し合う。

北海道サミット関連開催で意識が高まっている今のうちに、まちづくり基金条例とは、動機や目的が一味違う環境基金創設を行い、環境を守る次世代の子どもたちを育てるべきである。

町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「環境基金創設について」であります。

先ほど、芳滝議員のご質問にもお答えいたしましたが、地球温暖化問題につきましても、21世紀における人類最大の課題と言われているところでもあります。

本町におきましては、地球環境問題の解決へ向けた地域ぐるみの対策推進の指針として、これまで「幕別町地域省エネルギービジョン」や「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定したところであり、第

5期幕別町総合計画の中においても、その方向性をお示ししているところであります。

すでにこれまで、町民の意識向上のために、町の広報紙で省エネに関する記事を連載してきたほか、町民などから構成する「幕別町エネルギー対策推進委員会」を設置し、町全体での地球温暖化対策に取り組んでいただくことになっております。

また、学校に対しましては、これまで出前講座などで省エネ普及指導員が訪問し、学校や自宅で省エネ対策に取り組むことの意義を、生徒や先生方にお話をさせていただいております。ある学校では、授業の中で省エネについて学んだ内容を壁新聞としてまとめるなど、子どもたち自ら環境意識を広げる動きが活発になってきております。

ご提言あった「フィフティ・フィフティ」の仕組みづくりについてであります。この制度は、子どもたち自らが学校で省エネ対策の一環として光熱水費の節約に努めた結果、一定の対価が補償されることとなり、省エネへの動機付けの観点から有効な手法の一つであると理解できるものであります。

しかしながら、省エネ対策は、広く町民や国民、さらには多くの企業の参加の元に進めていくことを理想とし、その取り組みによって得た利益はより多くの方々にお返しすることも、教育の観点からして大切であろうと考えております。

学校での子どもたち一人ひとりの小さな省エネの取り組みが大きな輪となって広がり、そこで節約されたお金や資源が、結果として広く町民に還元され、あるいは限りある地球資源の有効活用にもつながることの大切さと喜びを理解していただければと思っております。

このようなことから、今後も先進地の事例等について調査をさせたいと思っておりますけれども、現状においては、フィフティ・フィフティの仕組みづくりやこれに係る基金の創設については、難しいものがあるというふうに思っております。

ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 残念ながら、現状では導入は難しいという答弁をいただきました。

それでは、私なりに資金のつくり方について、絞って質問いたします。

それを聞いていただき、また、考えをお願いしたいと思います。

今流行の、いわゆる低炭素社会実現のために、行政は町の姿勢を改めて住民の新しい発見や活動を起こすために、施策を能動的に打ち出す。そういう時代がきている。それが不可欠だと思っております。

特に、環境に付加をかける企業に対して、再利用のできる資源、これは今はたくさんありますが、身近なものとしては、古新聞だとか情報を得た後の古雑誌、また、解体材、建設残土など、これらを徹底的に管理して、その中から、使えるものは換金してもらい、その代金を、過去においては、今までは町内会等、子ども会等で使っていたことが多いと思っておりますが、そのお金を半分半分の方式で環境基金として積み立ててもらおう。

そのようなことを、町長が積極的に基金について、地域や企業に示すことで、この町に具体的にCO2削減化に向かう、そういう方向が出るのではないかと思います。

町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話は大変よくわかるわけでありましてけれども、今、お話ありましたように、例えば、公区で実施いただいております資源回収資金。これは町から交付金として支払いをして、公区の皆さん、あるいは、地域の子ども会等で使っていただく、活用していただくということでありまして。

このうち、半分を町が積立金にして半分を支給する。

あるいは、今お話ありましたように、企業の方が残土を売却したと。あるいは、企業があまり新聞販売する売却というのはないのかもしれませんが、そういった資源を売却した資金を、自分たちが半分、町に基金に積み立ててほしいからということで寄付していただく。

でも、現実にはなかなか難しい問題があるのかなというふうに思います。

もちろん、それはやってみなければわからない部分もありますでしょうし、企業、あるいは多くの住民の皆さんの協力がいただければ、可能だということも言えるのかもしれませんが、当面は先ほども言いましたけれども、今言われるフィフティ・フィフティなる制度がどのような普及を今しているのか。

あるいは、先進自治体ではどのようなことでそれがうまく活用されているのか。

そういったことも十分調査研究をさせていただいて、また、対応を考えさせていただきたいと。ご提言については十分理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、簡単な方法を一つご紹介いたします。

温暖化対策として、環境省は一村一品知恵の輪づくり事業を実施しているところがあります。

これは、温暖化対策だけでなく、環境や地域振興につなげようというねらいがあります。

北海道は今年、沼田町の冷熱システムが選ばれたと思っております。

本町においては、当然パークゴルフが該当します。

そこで、そのパークゴルフ自体がストップ温暖化の効果にどの程度あるか計算してみました。

まず、日本芝草学会会員であります九州大学の荒田教授によると、ゴルフ場の芝は毎年刈り取りを徹底しているの、効率の高い表面積が維持され、芝と樹木から発生する酸素は、1ヘクタール当たり40人分の年間必要とする酸素を出すということです。

もちろん、パークゴルフ場は以前も公園ですから、これの2割ぐらいが該当するのではないかと思います。

それと、パークゴルファーが5時間家を空けてプレイをすると仮定しまして、その間、テレビをつけない。いわゆる電気消費量を計算しますと、5時間で200グラム二酸化炭素を削減となります。

年間50回やれば、1万グラムで、これは樹齢10年の木が1年間二酸化炭素を吸収する量になります。

いわゆる、夫婦で年間100回パークゴルフをやっただけであれば、アンテナの数より幕別町には樹齢10年の木が立つ。

そういう評価が、以前はパークゴルフ場、また、普通のゴルフ場も、環境破壊の悪の1番バッターでしたが、評価は変わってきております。

という中で、発祥の力、世界に向けてプレイを普及させるという幕別の記事が出ておりましたが、同時にCO2の削減に貢献するデータを持って、先進的な役割を果たさせる。

そして、その行動資金として、プレイヤーから、自然や緑からの大きな恵みをお金に換算してもらい、基金として積み立てる。

特に幕別においては、団体ツアーに対し、貸切予約を受けております。

これは公共用地の占用、いわゆる普通財産貸与に該当するわけですから、当然使用料が発生してもいいのではないかと。

もちろん、いまさら個人から芝生の維持管理費として料金をとるとい、これは発祥の地としては難しいことかと思っております。

しかし、ストップ温暖化に役立つことが、パークゴルフ場は役立つということがわかったわけですから、その料金を次世代の子どもたちを育成するために、料金として積み立てる。

そういう地域の資源や知恵を利用すること。これは、そんなに難しいことではないのではないかと思います。

町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろなご提言をいただきました。

特にパークゴルフにかかわってのいろいろなお話であります。

確かに、今、パークゴルフを通じてのいわゆる環境問題、よりよい方向性があるのだということについては、確かなことなのだろうというふうに思っています。

ご案内のように、札内川の河川敷のゴルフ場を利用される方、国際ゴルフ場もそうですか。一人100円の寄付をいただいております、これを積み立てて、現在、環境整備に使わせていただいている事例があります。

そういったことから、今後考えられますふるさと納税にかかわっての寄付金条例とか、いろいろな条例の中に、パークゴルフにかかわってのそういったことも、今後、検討していくことにはなるのだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今、お話いただいたようなこと、パークゴルフの造成によって、あるいは、パークゴルフ場によって、大きな環境のよい効果があるのだと、よりよい効果があるのだと、そういったことを普及啓蒙できるように、さらに努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） これは幕別観光物産から最近出たパークゴルフの紹介文であります。

これによりますと、幕別といえばパークゴルフ発祥の地、気持ちいい太陽のもと、子どもからお年寄りのいわゆる太陽のもとで、これを強調して宣伝。幕別味わい見聞録から引用したのですが、手軽さと楽しさが受けて、愛好家の急増、これに二酸化炭素削減にも高い効果があるというデータを整理して広げれば、ますますいい結果が出ると。いわゆる町長の答弁と同じ。

もちろん、私の言いたいのは、ゴルフは太陽のもとで、日の出から日没まで、その間にプレーをする。それが森林浴と同じ効果やリフレッシュ増進という医療的效果も出てきております。

しかし、残念ながら、当町には夜間照明をつけてパークゴルフをやっている。

いわゆる、これから環境にいいパークゴルフを推奨するとなれば、相反する施設になるのではないかと。

発祥の地で、いわゆる植物が二酸化炭素と酸素の交換作用を乱す施設を使うということは、ただちにやめてもらい、その削減した電気代の半分を環境基金として積み立てていただきたいと。

これは、明日にでもスタートできることではないかと。

この行政の第一歩の歩みによって、環境対策のため、町の姿勢が積極的に賛同される。支持もされる

のでないかと。

そして、証明施設が負の遺産とならないようにしていただければと考えて、最後の質問ですから、町長の考え方、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフ場の照明のお話がありました。

やめることによっていろいろな効果がある。環境の面で効果がある。

それはそういうことも言えてくるのだろうというふうに思います。

ただ、一方では、短い夏の期間を、愛好者の皆さんに楽しんでいただく。日中お仕事でお疲れの後、夜、好きなパークゴルフをやっていただきながら、また、明日の鋭気を養っていただきたい。そういうような思いでのパークゴルフ場の照明であります。

あるいは、ソフトボールもありますし、冬になればスキーの照明もいろいろあるわけであります。

これはいずれも、環境とはまた別な角度から、いわゆる町民の皆さんに楽しんでいただく。健康増進に、あるいは鋭気を養っていただくための施設ということでの利用をお願いしているわけであります。

そういった中で、いきなりパークゴルフ場の照明を明日から消すというようなことには、なかなかなりづらい部分はあるのだろうというふうに思います。

もちろん、一時からすれば、時間的に短くなりましたし、絶えず利用者の状況等を見ながら、節減にも努力はこれからもしていきたいというふうに思いますけれども、これは環境問題とは相反するというお話ではありましたが、私どもとしては、そういう町民の皆さんへの利便性というようなことの観点から、引き続き実施をさせていただきたいというふうに思いますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私は、通告に基づき、公立高校再編問題と幕別高校への支援策について、お伺いをいたします。

6月3日、新聞紙面に、最小限の40学級、あるいは、学級減見送り、そして、管内教育関係者に安堵感などといった見出しが紙面を賑わしました。

これは、北海道教育委員会が2006年に作成した1学年3学級以下の高校は原則再編を柱とする新たな高校教育に関する指針に基づき、2009年度から2011年度の公立高校配置計画案が公表されたからであります。

ご案内のとおり、今回公表された配置計画案は、新たに策定した11年度分と、昨年度示した十勝管内で言いますならば、三条と柏葉の各1間口減であります。その2009年度と10年度計画の一部を見直した3カ年分であります。

当初、道教委は4月25日に帯広で開いた公立高校再編計画にかかわる地域別検討協議会の席において、11年度には中学卒業生が156人減ることが見込まれていることから、管内全日制高校の学級数を2ないし3学級減らすことを示唆していたことはご存知のとおりであります。

しかし、今回は学級減とする学校の特定が困難として、表面上は見送られました。

しからば、道教委は幕別高校を含む、管内の全日制高校の再編を当分の間断念したのかといえ、決してそうではないことは、次のことから明白であります。

その一つというのは、中学卒業生数の減少が見込まれていることでもあります。

具体的に言いますと、11年度は156人、そして、13年度は272人に及ぶとも言われております。

そして、その二つ目は、2学級規模の欠員、いわゆる定数割れ状況であります。

町村部2間口校10校、その中で、本別高校を除く9校が定員割れという現実であります。

さらには、道の財政負担軽減の思惑が見え隠れすることでもあります。

一説には、幕別高校規模の2学級規模をすると1億を、3学級規模で1億5,000万、それぞれ財政軽減につながるという、そういった点々等々を考慮すると。

道教委は、今後の推移を見守りつつ、状況によっては、言い方を変えますならば、来年の入試の結果、その結果次第では、再編の動きを一気に加速する可能性が極めて大きいと判断されるからであります。

したがって、他校と同様に、幕別高校も油断を許さない厳しい局面に立たされていることは、容易に想定されるところであります。

仮に幕別高校が、学級減や統廃合の対象になるようなことがあれば、進路先を断たれる生徒の不安や困難はもとよりのこと、受験競争の過熱をはじめ、保護者の経済的な負担増を招くだけでなく、幕別本町地区の空洞化に一層拍車がかかり、まちづくりへの影響が非常に大きいものがあるなど、地域や子どもたちに与えるその影響は計り知れないものがあります。

とは申しながらも、逼迫する道財政のもと、道内ではむこう3年間でおおよそ1,700人余りの生徒数減が見込まれる中、公立高校の再編自体は避けて通れないところに来ているといっても過言ではありませ

ん。

したがって、これまでのように、道教委に向かって存続を訴え、陳情を繰り返すだけでは、なんら問題の解決につながらないことも明らかであります。

今こそ町は、地元の高校をどういう学校にしていくのかを真剣に論議し、魅力を高める努力をすることが強く求められているものと考えるところであります。

併せて、小さくてもきらりと光る幕別高校。そんなふうには地域から認知され、慕われる高校づくりへの施策や力強い支援策の展開が、幕別高校存続のポイントになるものと確信するところでもあります。

以下、3点についてお伺いをいたします。

その1点目は、本年度の幕別高校への応募者数の内訳とその分析及び今回公表された道教委の公立高校配置計画をどのように受け止めていらっしゃるか、お伺いをいたします。

その二つ目は、幕別高校が毎年定員割れにある実態を克服するためには、前段申し上げましたとおり、魅力ある高校づくりや特色ある高校づくりを地域をあげて、共通認識で取り組むことが重要であろうと思われまます。

具体的にどのような手立てを講じていこうと考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

そして、最後の3点目は、今春、管内の小規模校は、志願者数が軒並み前年を上回りましたが、これは小規模校を抱える町が存続をかけてさまざまな支援策を打ち出しており、それが広く周知されたためとも言われております。

また、道教委は、町のそうした熱意に極めて強い関心を寄せているとも、ちまたからは聞こえてくるところでもあります。

よく教育は未来への投資であると言われるますが、町として、幕別高校存続に向け、どのような施策や支援策を思い描いているかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

「公立高校の再編問題と幕別高校への支援策について」であります。

北海道教育委員会が平成18年8月に作成いたしました「新たな高校教育に関する指針」では、第1学年3学級以下の小規模校は、原則、再編整備の対象となっております。

特に、幕別高校も該当する第1学年2学級以下の高校については、通学区域の中学卒業生数、学校規模、欠員の状況、地元からの進学率、通学区域内における同一学科の設置状況などの点を総合的に勘案して再編整備するとしております。

ご質問にもありますように、本年4月に開催された公立高等学校配置計画地域別検討協議会では、平成23年度に十勝学区で2から3学級の減との見通しが示されておりましたが、6月3日に公表された配置計画案には、十勝管内の学級減については触れられておりませんでした。

新聞報道では、十勝につきましては中卒者数が大幅に減少する市町村が見当らず、どの高校を学級減とするかを見極めが困難なため、特定するに至らなかったとのことでありますが、今後とも厳しい状況が続くことには変わりはなく、幕別高校のおかれた状況を十分認識し、対応をしていかねばならないものと考えております。

ご質問の1点目、「本年度の幕別高校への応募状況と分析、さらには公立高等学校配置計画について」であります。平成20年度の入学状況は、定員80名に対し、当日の出願者数は73名で、倍率は0.9となりました。最終的な入学者は、町内33名、帯広市30名のほか、芽室、池田、浦幌からも生徒を迎え、新1年生は69名となり、欠員は11名となっております。

本年度の幕別高校入学者のうち、幕別町内からの進学者が33名で入学者全体の49%を占めており、前年度が進学者20名で29%であったことから判断しますと、地元からの進学者・進学率が格段に上昇したという状況にあります。

しかしながら、道教委が示す「地元進学率」は、町全体の中学卒業生数のうち何人が地元の高校へ進学したかという計算方法に基づいているため、この方法によれば、当然のことながら、本町の場合は大幅に下がって、11.5%の地元進学率ということになります。

ただいま申し上げましたように、今回公表された配置計画案では、十勝管内においては、新たな学級減が見送られたものの、「公立高等学校配置計画の策定後、急激な中卒者の増減や生徒の進路動向に大きな変動が生じた場合など、通学区域における中卒者の進路動向を見極めて、毎年度再検討を行う」と明記されております。

したがって、道教委の再編整備の考え方そのものに変更がない限り、幕別高校についても学級減、さらには募集停止といった懸念が消えるものではないと考えております。

ご質問の2点目、「魅力ある、特色ある学校づくりに向けた手立てについて」であります。平成20年度の入学状況によりますと、十勝全体では公立高校20校のうち11校で欠員を生じております。

幕別高校は11名で、欠員を生じた管内公立高校11校中の上位から8番目、また、普通学科に限ってみますと7校中上位から5番目の状況となっております。

幕別高校の定員割れについては、平成16年度の入学で34名の大量欠員を生じましたが、その後、学校はもとより幕別高校教育振興会をはじめ、関係者の努力が実を結び、欠員数は年々減ってきている状況にあります。

しかしながら、いまだ欠員が解消されていない事実は重く受け止めなければなりません。

生徒から見て「行きたい学校」、保護者にとって「行かせたい学校」とするために、今後、多くの方々に協力いただきながら、魅力ある、特色ある幕別高校を目指すことが大変重要であると認識いたしているところであります。

すでに、平成18年度から「魅力的な幕別高校をめざすための懇談会」を開催し、幕別高校教育振興会や同窓会、PTAのほか、経済団体の方々にもお集まりいただき、これまでも支援や提言をいただいているところであります。

高校の再編問題は、限られた時間の中で、一定の成果を生み出すことが求められているものと考えておりますので、早急に本懇談会に図り、魅力ある・特色ある幕別高校についての論議を進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「幕別高校存続に向けた施策や支援策について」であります。管内公立高校普通科の平成20年度入試の最終出願状況では、芽室、上士幌、鹿追など六つの高校の倍率が前年よりも伸びている状況にあります。特に、帯広から離れた高校ほど地元からの進学率が高くなっており、地域をあげて地元校の魅力づくりを続けてきた成果であろうというふうに受け止めております。

本町においては、帯広をはじめ周辺に多くの高校があり、多様な進路選択ができる中、我が町に高校が二つ存在していることは、大変大きな魅力でもあろうと思っております。

これまで、江陵高校が私立高校としての存続を模索する中、生徒の将来を考え、社会情勢の一步先を読み、不断の経営努力を続けてこられたことは、今後の幕別高校のあるべき姿として大きなヒントにもなるのではないかとと思うところでもあります。

また、管内の自治体においては、募集活動、教育活動、部活動などに対する支援策を講じている事例もあり、これら支援策が入学者の増加にも結びついているとお聞きをしているところであります。

幕別高校においても、これまで文部科学省の「豊かな体験活動推進事業」や経営改善に取組み、目に見えるかたちで徐々に改革が進められてきておりますが、何より高校自身が変わろうとする熱意が大事であろうと考えております。そのためには大胆な改革と、そのスピードアップを心から期待するものでありますし、その実現のために、町といたしましても支援すべきものについては支援すべく対応をまいりたいと考えているところであります。

以上で、齊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 昨年の6月のこの議会で、実は質問をさせていただいたところでありますので、重複するところは避けたいと思いますが、私は、昨年言ったとおり、その部分では全く変わっていないわけでありますけれども、普通化の使命は何かというところ。

したがって、施策づくり、支援策づくりもそこに焦点を当てた、ぜひ、検討をいただきたいと思っております。

もっと具体的に言いますと、生徒が自分の将来に対して、将来に向かって志の持てる学校。みんな志を持てるのだよというふうになるかもしれませんけれども、普通科高校というと、極めて非常にあいまいになってくる。そののところ、なんとなしに、何か一般教養だとか進学だとか云々となるけれども、僕は、もうこういう時期が来て、先ほど、町長が的確にスピード感を持ってやらなければだめだという指摘があったので、保護者にとって、子どもにとって、何が最も将来に向かって思いを抱いているところかというのを分析をしながら特化していく。普通科の中でも特化した高校づくり。そんなものをぜひご検討をいただきたいなというふうに思うところであります。

そこで、一つお伺いをしたいのですが、多くの町村は、道立高校、あるいは公立高校でも同じでしょうけれども、道立高校を抱える町村自治体は、管轄がほとんど教育委員会なのですね。

うちは、僕はいいか悪いか言っているわけではありません。

企画がなぜ担当しているのかなど。まず、そのところを1点お伺いしたいなと、こんなふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一応、高等学校、義務教育以外の部分、高等学校の部分はずっと企画が担当してきました。

もっと歴史的に言いますと、幕別高校が自動車科から商業科を相次いで閉鎖して普通科に転換した。その時点、当時私も企画にいて、この事務を担当したのですがけれども、そのころから教育委員会とは別に、高校の存続、あり方、あるいは今後の方向性については、町サイドと。もっと言いますと、最初、幕別高校は町立高校であったときに、町の職員が幕別高校へ事務職員として派遣されていたという経緯もあります。



そういったことから、ずっと幕別高校にかかわってのこうした仕事のかかわりは、町長部局が担当してきたというのが今までの経緯でありました。

決してこれが教育委員会での、企画がどうのということにはもちろんならないというふうに思いますし、絶えず協議しながら、連携を蜜にしながらこれからも対応していきたいと思っておりますけれども、経緯としては、そのような経緯から、今日にあるということでご理解をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 私も恐らく、過去の歴史的な経過からだろうなというふうに思いまして、急遽、昨日、幕別高校50周年記念誌を見させていただきました。

後でちょっとお話をしますが、その中で出ているかなと思いましたが、そういう詳しい経過は出てはいませんでしたが、町立から始まって、定時制から始まってということで、独立したり、あるいは道立に移管したりという、そのときに期成会をつくって云々とかって、こういう形がありましたので、恐らくこの辺の歴史的な経緯だなということでしたけれども、詳しくはわからなかったものですから、今、お尋ねをしました。

なぜこのところをお尋ねするかというと、実は、義務制の学校と非常に深くかかわる。中学校には校長、教頭もさることながら、この子どもたちの進路に係っては進路担当の指導職員を置かなければいけないということになっておりますから、どこの中学校にもいらっしゃいます。

そうすると、そのところと、先ほど申し上げました子どもたちが自分の将来に向かって志を持てる学校をということを目指すことを考えれば、どうしても教育委員会としっかり連携し、横断的なそんな取組みの中で、もちろん今も進めていらっしゃることは重々承知をしておりますが、今後の検討の部分でも、ぜひとも教育委員会としっかりチームワークを組まれて、そして、もっと言うならば、現場中学校の進路担当者を巻き込む形で、何か組織をつくられて、しっかりと幕別高校がどんなあれしたときに、子どもたちにとって行きたい学校であったり、あるいは、保護者にとって行かしたい学校になるかというところ、焦点化していただきたい。

そうすることによって、町の力の入れるところは、自ずと僕は見えてくるのだろうと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど来の答弁を聞いておまして、非常に的確に状況把握をされる中で、緊急性を要するという含めてお考えいただいているようでありますので、先ほど、50周年の記念誌を読ませていただきましたというところに絡めて、少し思いを語りながら町長の思いもぜひお聞きしたいなと思っております。

その50周年の記念誌の中で、昭和23年の11月に、地域住民の高校教育に対する熱い思いを運動が実を結んで、道立池田女子高等学校の幕別分校として設立が認可され、定時制課程普通科14名の新入生を迎えて、幕中に間借りをして、実はスタートしたのですね。スタートしたというふうに記載されておりました。

その第一歩を踏み出したのだと。

以後、いわゆる時代のニーズや社会の変化に的確に応える形で、商業科でありますとか自動車科でありますとか、あるいは、その後普通科とかという形で、学科の改変だとか、あるいは、幾多の変遷を重ねながら、歩みをあれしてきたと。

現在、恐らく50周年のときで卒業生数が五千幾らというふうになっていましたから、恐らくもう6,000名近い卒業生をあれする。歴史と伝統を文化のある校風を抱えた、そういう高校なのだろうなというふうに思っております。

卒業生の皆さん等々ながめても、町の発展に非常に大きな貢献をされていた方々もいらっしゃったりして、各界各層で非常に大きな活躍をされているというふうに記載をされておりました。

私は、単なる道教委の数の論理に基づくところのこの公立高校の再編ではなくて、今言いましたように、地域やあるいはその地域を持つ特性や、それから、歴史や文化、そんなものを絡めてしっかり考えてほしいと思うのです。

いずれにしても、国や道の政策、何に向かって支援をしていくかという観点でいえば、国や道の政策と有機的に結びつつ、かつ、この地域に必要なだと納得の得られる学校づくり。

ここへの努力や支援策が規模を問わずにこの市に望ましい学校の姿につながるものと私は確信しているところであります。

そうした観点からいえば、町の幕高存続に向けたリーダーシップの発揮と、ここがまさに正念場だという思いで、一層の取組みの強化を強くお願いをしたいなと考えるところであります。

今一度、存続に向けて、町長の思いがありましたら、決意でも結構ですが、力強いお言葉をお聞かせいただければありがたいなと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段お話ありました、それぞれ各中学校には進路を担当する先生方がいらっしゃって、いわゆる卒業生の相談になったり、生徒や親の相談を受けている。十分承知をしているところで



ありまして、また、幕別高校なんかもそういうところへ出向いて担当の先生がいろいろ幕別高校の実情などの説明なんかにも歩いているというふうに努力されていることも伺っております。

特にそういった面からいくと、先ほど、斉藤議員がおっしゃるように、教育委員会との連携をさらに蜜にしていく必要も当然あるのだろうというふうに思っております。

それから、幕別高校が、先ほど来申し上げますように、まず一義的には幕別高校自らがよりよい学校になっていくこと。魅力ある学校になることが、まず、生徒を引き付ける第1番であろうと。

そのために、子どもも行政の立場でやれることは当然やらなければならないというふうに思っていますし、今もいろんな面で交流をだんだん深まってきていると思います。

夏フェスタに幕別高校の生徒が出てきていただいて、もう何年もなりますし、3年ぐらい前からは、町が実施しますオーストラリアの海外の研修旅行にも、幕別高校の生徒も参加していただくようになりました。

さらに、3年前からは、いわゆる懇談会を開催して、わずかですけれども、予算もつけさせていただきまし、大勢の皆さん方の声をお聞きすることにもなりました。

私は先ほども申し上げましたように、そうした同窓会、あるいはPTA、あるいは多くの地域や学校の関係者の皆さんの意見を聞く中で、何をまず町としてやることがある。例えば、こんなものを買ってこれを学力に役立てたいので、それに応分の負担ができないかですとか、あるいは、こういう、いきなり寮をつくれとか通学費を全部助成すれなんていうことはなかなか難しいかもしれませんが、そうしたことだって、お互いが考えることによって、何かの方策がまた生まれてくるものがあるのだろうというふうに思いますので、引き続き、そうした懇談会や大勢の皆さん、さらには教育委員会との連携を蜜にする中で、存続に向けてさらに頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 今日の新聞持ってきました。

部活動活性化へ大作戦というものですけれども、ご覧になられた方がいらっしゃると思いますけれども、ここに写っている子どもたちの表情を見ても、非常にいい表情になって、今、朝の登下校のときに、朝や晩の登下校のときに、道路、邪魔になってどうにもならないなんていう子どもいないですよね。

非常にいい表情になっている。

いつか金子教育長ともお話をしたことがあると思いますが、この場でお話したことがあると思いますけれども、表情も学力なりというのがありますが、そういう意味では非常にいい表情の子どもたちが変わってきております。

保護者の中にも間違いなく、幕別高校変わったよね。うちの子行かせたいよね。だけど、先生、何かなくなりそうだというのでしょうかという、そういう声がありました。

こんな言葉をお母さんがちょっと言ったので、メモってきたのですが、我が家のどこにそんな余力があるのでしょうか。親元から通える地元校は経済的な負担が少なく、頼みの綱。我が子を中卒にはできないから、返済の見込みはなくても借金するしかないのでしょうかね。もしなくなったら。そんなつぶやきを私に寄せてくれた保護者の方もいらっしゃいます。

どうぞ、政治はそういう弱い人の見方だというふうに私は思っておりますので、力強いその町長のお話をいただいたところでもありますが、ぜひ、存続に向けての力強いご支援をたまわりますようお願いを申し上げます、質問に代えさせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

(13:52 休憩)

(14:05 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 通告に従いまして、2点にわたって町長の考えを伺いたいと思います。

まず、要介護認定者などの障害者控除認定のあり方についてであります。

全国的に経済的格差が広がる中で、定率減税の廃止、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止など、政府の増税措置によって町民の税負担は増大する一方となっています。

こうした中で、要介護認定者などの障害者控除の認定による所得税、住民税の減税は、要介護者を抱える家庭にとって大きな支援となるものであります。

しかしながら、各自治体の対応によって、認定に大きな格差が生まれ、済んでいる場所、自治体によって不公平な事態が起こることが危惧される状況にあることを指摘しなければなりません。

旧忠類村の障害者控除認定書の発行状況は、平成15年13人、平成16年27人、平成17年27人でありましたけれども、合併後、平成18年14人、平成19年には8人と減少しまして、3分の1以下となっています。

これは明らかに両町村の間のこの問題に対する取組み、認定基準の差によるものと考えざるを得ない

ものであります。

2001年11月の我が党の、新潟県委員会と国税庁との交渉の中で、当局は障害者手帳と要介護認定は連動していないが、実態として要介護認定者は、障害者控除の対象者としてほぼ一致する限りなく近いと認めて回答しています。

こうした公式見解に沿った認定が、全国で行われるべきであると考えます。

そこで、次の点について伺います。

- 1、該当者に対する周知はどのように行っているか。
- 2、障害者控除認定の基準はどのように設定しているか。
- 3、申請者数と認定者数の推移はどのようになっているか。

4、忠類地域の認定者が3分の1に減っているが、現在の認定基準は厳しすぎると考える。改める必要があると思うがどうか。

次に2点目、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者が安心できる対応を求める問題であります。

4月から始まりました後期高齢者医療制度に対する国民の怒りは大きくうなるばかりであります。

広域連合が市町村役場に寄せられた問い合わせの件数も4月だけで6万件を超えているといわれています。

沖縄県議選結果にも、後期高齢者医療制度は廃止すべきという民意が示されたといえるのではないのでしょうか。

野党4党が提出した廃止法案が、参議院で可決されたことも重く受け止めなければなりません。

小泉内閣による医療福祉予算の年間2,200億円削減が、さまざまな分野に困難を持ち込んできましたけれども、とりわけ、後期高齢者医療制度は、戦前戦後の悲惨な時代を生き抜いて、今日の日本をつくりあげてきた高齢者に対するあまりにも血も涙もない冷たい制度といわざるを得ないのではないのでしょうか。

自民公明の与党は、高齢者を中心とする抗議の高まりに直面して、保険料の減免制度の拡充などで制度の維持を図ろうとしておりますけれども、小手先の見直しで国民の願いに応えることはできません。

この制度は廃止するしかないと考えますが、理由は次の点によります。

第1には、制度そのものが75歳以上の高齢者を別の医療制度に囲い込むことによって、医療費を削減することが目的の仕組みだからであります。

別立ての診療報酬はそのためのものであり、健康診断を行政の義務から外すなど、安上がりな差別医療を押し付ける装置として機能し続けることになります。

第2は、存続すればするほど高齢者と国民を苦しめる制度となっている点にあります。

保険料は2年ごとに見直され、75歳以上の人口と医療給付費が増えれば、自動的に値上がりする仕組みがつくられています。

一人当たりの医療給付費や人口が政府の予想通りに推移し、増え続けるとすれば、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度には、現在の2倍以上に高騰することが国会審議で明らかとなりました。

また、保険料の天引きは、取りはぐれがないようにするためであり、憲法にも違反している断りもなく天引きする強引な手法は、高齢者の怒りと不信を大きくしています。

第3は、政府の負担を抑えるために、高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担となる制度となっていることでもあります。

現役世代の組合健保や政管健保からの後期高齢者支援金は、これまでの老人保健制度への拠出金より増額され、健康保険組合連合会では、年間5,000億円の負担増になるとしています。

以上のことから、町民の生活と健康を守る地方自治体の長として、次のことをすべきと思いますが、どうか伺います。

一つ、この制度の廃止を政府に求めること。

二つ、道に広域連合への財政的支援を増やすことを要請すること。

三つ、道にも働きかけ、65歳から74歳までの障害者のこれまでの健康保険1割負担を復活させること。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「要介護認定者等の障害者控除認定のあり方について」であります。

65歳以上の要介護認定者の方の所得税及び地方税法上の障害者控除の取り扱いにつきましては、平成14年8月に厚生労働省より示された市町村長の認定方法を受けまして、介護保険認定審査会を共同設置いたしております東部4町で協議し、幕別町障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱を定め事務を行っているものであります。

ご質問の1点目、「該当者に対する周知はどのように行っているか」についてであります。

町では、確定申告に併せ、毎年の広報1月号に制度の内容を掲載し、全世帯にお知らせするとともに、6月に発送する「介護保険料通知書」及び介護認定審査会を経て「要介護認定の結果通知」を発送する際に本制度の内容を記載したパンフレットを同封し周知を図っているところであります。

また、昨年の8月には、「みんなのふくし」の内容を一新し、障害者手帳所有者1,100名の方に配布するとともに、役場の各支所・出張所等の窓口に備え希望者に配布し周知に努めているところであります。

ご質問の2点目、「障害者控除認定の基準をどのように設定しているか」についてであります。

所得税法施行令第10条第1項において、「精神保健指定医の判定により知的障害とされた者、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者でその障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けている者」などと規定されておりますが、同項において、介護保険法の要介護の認定を受けた被保険者ということでは規定されてはおりません。

要介護認定は介護保険法に基づき、介護の手間のかかり具合を判断するもので、障害認定は、障害者自立支援法に基づき機能障害の程度と日常生活活動の制限の度合いを判断するものであり、要介護認定と障害認定は判断基準が異なるものであります。

本町では、幕別町障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱に基づき、障害者控除認定の申請時に介護認定調査票と医師の診断書の情報を開示することに同意をいただき、その資料を基に認定にあたっております。

認知症高齢者の場合は、認知の状況2項目と問題行動の程度7項目を確認し、重度、中度、軽度の3段階により判断し、障害者と特別障害者の認定をいたしております。

また、寝たきり高齢者については、歩行、排泄、食事、入浴、着脱衣の5項目のうち、歩行の項目が「一部介助」または「全介助」に該当し、他の4項目のうち、1項目以上「一部介助」または「全介助」に該当する場合は「特別障害者」として認定をいたしております。

なお、介護認定調査票及び医師の診断書等の資料がない方につきましては、申請書に「ねたきり」の申告があった場合は、担当職員が訪問調査を実施することとし、それ以外の場合は「専門医の診断書等」により判断をすることといたしております。

3点目、「申請者数と認定者の推移はどうなっているか」についてであります。

過去3年間の状況についてお答えをいたします。平成17年度は申請者数63名で認定者数が52名となっており、却下となりましたのは11名であります。地域別で見ますと幕別地区では36名が申請し25名が認定となり、忠類地区では、27名が申請し全員の27名が認定となっております。

平成18年度は申請者数51名で認定者数が39名となっており、却下となりましたのは12名であります。地域別で見ますと幕別地区では37名が申請し25名が認定となり、忠類地区では、14名が申請し全員の14名が認定となっております。

平成19年度は申請者数61名で認定者数が55名となっており、却下となりましたのは6名であります。地域別で見ますと幕別地区では53名が申請し47名が認定となり、忠類地区では、8名が申請し全員の8名が認定となっております。

4点目、「忠類地域の認定者が3分の1に減っており、現在の認定基準が厳しすぎるのではないか」ということについてであります。

忠類地域の認定者数につきましては、平成17年度と平成19年度を比較いたしますとご質問いただきましたように、3分の1となっておりますが、申請者については、先ほど申し上げましたように、全員を認定をされております。

忠類地区の認定者の減少につきましては、申請者数そのものが減少しているためであります。これは前段、お答えいたしましたとおり介護保険料通知書等にパンフレットを同封するとともに、障害者控除認定書発行の際には「毎年の申請が必要です」との記載はいたしておりますが、本制度の運用は原則、申請主義により申請書の提出に基づき認定をいたしておりますことから、該当される方の申請漏れによることも考えられるところであります。

今後につきましては、制度の内容をより周知するとともに、本制度は毎年の申請が必要であるとのことの周知方法を再度検討いたしたいと考えております。

また、現在の認定基準が厳しすぎるので改める必要があるのではとのことでありますが、要介護認定者が障害者に準ずる者としての判断は、税の公平性という観点から個々の事例に則して適正に判断することが大切なことと考えておりますので、すぐに認定基準を改めることは考えてはおりません。

ただ、町村間において認定基準に一部違いもありますことから、他市町村の基準等を参考に東部4町で協議の上、町民に分かりやすい制度となるよう認定要領の見直し等について、今後、検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、「後期高齢者医療制度の廃止と高齢者が安心できる対応を」との質問であります。

ご質問の1点目、「制度の廃止を政府に求めること」についてであります。

ご質問の要旨にありますように、後期高齢者医療制度につきましては、現在、対象となっている高齢者のみならず、国民全体あるいは医療及び行政の現場で大きな混乱を招いており、国会におきましては、現在、本制度の「見直し」あるいは「存廃」について議論なされているところであります。

こうした状況の中で、全国町村会では、去る6月4日に、本制度の見直しに関連して、次の4点を与党に対し要請を行ったところであります。

1点目は、国は、制度創設の趣旨、保険料の算定・徴収、高齢者への医療等について、国民に対し、きめ細やかな説明と周知徹底を図ること。

2点目は、制度の実態を調査、点検し、問題点の解消を図って、高齢者が安心できる医療制度とするために対策を講じること。

3点目は、年金からの天引きによる保険料徴収の選択制については、効率的な事務の観点から導入をしないこと。

4点目は、新たな対策を講じる場合には、現場の混乱を招かぬよう、準備期間を確保するとともに、国民に対して十分な説明、周知を行うこと。

また、新たな対策の実施により生じる財政負担については、地方に負担転嫁することなく、国が責任を持って対応すること。

以上の4点であります。少子高齢化の進行と医療費が増大しつづける現状にあって、国民が安心して医療を受けられる制度の安定的な運営を継続する観点で、国民の混乱を招かないよう求めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の2点目、「道に広域連合への財政的支援を増やすことを要請すること」についてであります。

北海道後期高齢者医療広域連合におきましては、昨年、北海道に対しまして、財政支援の増額を要請し、本年度から健診費用に対して3,500万円の財政支援を受けることになったという経過があります。

また、北海道町村会におきましては、北海道に対しまして、被保険者に過度な負担増を招くことなく、安心して適切な医療サービスを受けられるよう、市町村に十分な財政措置を講じるよう要望いたしているところであります。

本町といたしましては、引き続き、町村会あるいは同広域連合を通じて要請をいたしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「道に働きかけ、65歳から74歳までの障害者の1割負担を復活させること」についてであります。

後期高齢者医療制度では、65歳から74歳までの障害者につきましては、同制度への加入は個人の選択制となっております。

また、本年度より、この年齢の障害者におきましては、北海道医療費助成事業の重度心身障害者医療費助成が、後期高齢者医療制度に加入した場合のみ対象となることとなりました。

このような方が、後期高齢者医療制度に加入しない場合、道の助成対象とならず、医療機関窓口における負担が、64歳から69歳までは今年度から3割となり、70歳から74歳までは平成21年度から2割となるわけでありまして。

一方、後期高齢者医療制度に加入した場合、窓口負担は、1割であります。これまで加入していた健康保険と後期高齢者医療の保険料とを比較すると、所得状況によっては増額になる場合があります。

全国すべての都道府県におきまして、同様の医療費助成事業を実施しているところでありますが、後期高齢者医療制度導入に際して、同制度加入を助成の条件としているのは、北海道のほか9県あると伺っております。このため、北海道では、この問題に関し、今後実態調査を進め、制度の検討を行う予定であると伺っております。

また、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおきましても、実態調査と修正の検討を始めたことと伺っております。

本町といたしましては、これら調査、検討の結果を見守っている段階でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の要介護認定者等の障害者控除の認定のあり方についてであります。

この問題をぜひ町長に伺いたいと思った背景には、合併後、忠類で行っていたその認定者の数が、27人が2年続いたわけでありましてけれども、それが8人まで減ってしまったと。

これは、やはり認定の仕方について、しっかり町にも検討してもらわなければならないと、そう考えて質問をしているわけでありまして。

やはり、まず1点目の障害者に対する周知でありますけれども、これも個々の障害者に、制度そのものをしっかりと理解してもらおう努力がどうしても必要ではないかというふうに思うわけです。

答弁の中でも、パンフレットを同封するなど、その配慮はしておられるようでありますけれども、しかしながら、やはり対象者がすべてその制度を認識して申請するというにはなっていないのが現状ではないかというふうに思うわけです。

こうした障害者に対する周知というのは、やはり対象者が高齢者、障害者、そういう人たちであるだけに、さまざまな機会を捉えて、広報に載せているとか、パンフレットを送ったからそれで済むという問題ではないと思っております。

そうした点で、今後、この制度の周知にさらに工夫を凝らしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもちょっとご答弁申し上げましたように、総体数が減ってきたのは、確かに今までは、これ、税の控除を受けるためですから、税のかかっていない人は本来必要がないわけですが、今までは忠類の場合は、要介護の3から5になると、全員が対象ですから、全員に申請をしてもらっていたと。

しかし、現実には、ほとんど税の受けていない人については、意味がないというようなこともあって、今回、だんだん数が減ってきたというのが実情で、決して認定の仕方が厳しくなったから減ったということではない。

今まで受けていた人が、制度が変わったから認定漏れになった、だめになったという現実はないということは、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

今、ご質問の周知についてであります。

通常であれば、お知らせ、あるいはパンフを直接送付する。大体そういったところで終わりなのでしょうけども、今言われたような特別なそういう事情があって、いろいろなかなか理解をできないというような場合、これは特に忠類地域ですと、数が限られてきておりますから、直接ご説明するというようなことも可能性としてはあるのだろうというふうに思いますけども、町全体としてなるとなかなか1件1件に周知をして歩くということにもなかなかならない。

そしてまた、先ほど言いましたように、あくまでも認定について、あるいは、障害者の認定を受けると。申請をしていただくということがなければ進まないということでございますので、今言う周知の方法、さらに、よりよい方法があるかどうか、当然内部でも検討させていただきたいというふうに思いますけれども、また、担当の方にも十分その内容について、精査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 決してその基準の問題でなくて、その申請する必要がなくなったから減ってきたのではないかと、こういうお話でしたけれども、しかしながら、2年間は27人で、2年間続いているのですよね。

確かにその中には申請する必要のない人もおられるかと思うのですけれども、しかしながら、2年間そういう形で続いているというのは、それなりの必要性を感じてみんな申請した結果だというふうに思うのですよね。

今、申請主義で控除を申請するわけなのですけれども、しかしながら、今、政府の見解におきましても、いつも最初の質問でも申し上げましたけれども、国税庁との交渉では、障害者手帳と要介護認定とはイコールでない、連動はしていないけれども、しかしながら、実態としては要介護認定者は障害者向上の対象として、ほぼ一致する、限りなく近いのだと。こういう見解を示しているのですよね。

その見解を受けて、この申請の運動というのは、新潟県からずっと広がっていったのですけれども、例えば、新潟県の上越市などでは、2002年の2月といいますから、この制度が対象になってすぐのところなのですけれども、その時点から、要介護1、2は障害者控除、要介護3から5は特別障害者控除の対象者である。

その人が申請して減税になるかどうかは別にして、対象者であるということを認定する支庁の印をついた認定書を要介護者全員、この場合は1,745人だったそうでありまして、全員に送付しているのですよね。

それが実際利用されるかされないかというのは本人の問題でありますけれども、送付したと。

それは去年から京都府の京丹後市でも同じことで、認定書をそのまま送付していると。

そういう処置も行われているほどであります。

障害者手帳を持っている、1級から6級までの、障害者手帳を持っておられる方、この障害者の6級って一番軽い方なのですけれども、障害者6級と要介護1の人、これはむしろ要介護1の方が障害が重いか同等ではないか。

こういう問い合わせに対して、国税庁は先ほど言ったような答弁をしているわけですよね。

だから、そうした点から言えば、そういう要介護認定者全てに認定書を全員に交付しているところもあるぐらいなのですよね。

そういうことからいいますと、説明のパンフレットなんかを配布しているようではございますけれども、少なくともそれに申請書を全て添えて、その周知させると。そのぐらいのことはしてもいいのではないかとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（野坂正美） はじめに、私の方から、平成17年度から平成19年度におきます各年度ごとにおきます比較の関係の内訳につきまして、内容の説明をさせていただきます。

はじめに、18年度から19年度の認定者の比較の関係でございますけれども、14件から8件に、6件が現象しているわけですが、内訳といたしましては、死亡による減少が4件、税額の影響のない方が5件でございます、合計9件の減少であります。

なお、3件の方が新規に対象となっております、差し引きまして6件の減少となったところでございます。

また、平成17年度から平成18年度の認定者の比較の関係につきましては、27件から14件に、13件が減少しているところでございます。

内容につきましては、死亡による減少が1件、転出者におきまして1件、税額に影響のない方が13件、合計で15件の減少でございます、なお、2件の方が新規に対象となりましたことから、差し引きまして13件の減少となっておりますので、説明とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、十勝管内でも要介護3から5までについては、一切中身も見ないで、介護認定になったのだから、障害者の認定をするのだ。そういう町村も現実にはあるわけでありまして。

ただ、障害者の手帳、6級の話がありましたですけども、違うのは介護の認定者というのは、毎年変わる、毎年受けなければならないです。認定を。

ところが、障害者の手帳というのは、障害が固まって、初めて障害者の手帳を受けるものですから、その後ずっと障害者の手帳を所持しているというようなことで、若干違ふとすれば、介護の方は、そのとき要介護3だったのが、次の年は、良くはならないのでしょうか、一応変わっていくというようなことですから、障害者の認定に当たっても、毎年度、以前の診断書に基づいて、障害者かどうかの判断をなさというのが趣旨であるわけでありまして。

ただ、私は先ほどから言いますのは、同じ方、国の税の控除を受けるのに、町村によってばらつきがあること自体はやっぱりおかしいのではないかと。

公平性を欠くのではないかと。

何とか国なり道なりどこかで一律の線を引いてもらって、同じように控除を受ける、あるいは受けられないという判断をしないと、いつまでもこの問題が解決できないのではないかとということで、たびたび私も担当の方には申し上げておりまして、そういった意味では、何か今回、管内の担当者が集まって、これらの基準について一定の方向を出そうというような動きがあるというふうに聞いていますので、私はできれば、そういうところで一定の方向を出していただくことが、これからも一番いいことなのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今、忠類の状況もお聞きしましたがけれども、いろいろな状況があつて減つたということは、一定理解するわけですが、しかしながら、幕別町全体のものを見ますと、町長の答弁のほかにありますように、却下された方が12名とか11名とかつておられるわけですね。

十勝管内全体のあれを見ても、平成18年度の場合、却下された、12名却下されているというのは幕別町だけなのですね。

あと、士幌ですとか浦幌で1名ずつ却下されていますけれども、ほかに却下されているという、帯広も若干却下、8名却下されていますけれども、申請したけれども却下されているというのが12名も出ているという、平成18年ですか。幕別だけなのですね。

しかも各町村で一人として話し合つて、統一の基準をとということでもありますけれども、基本的にはその町村が、政府の見解などをもとに、町村長が責任を持って認定することがなると思うのですが、前段でもご紹介しましたように、国税庁の見解として、障害者手帳と要介護認定というのはほぼ一致するのだと。そういう見解も示しているわけですね。

実際その見解に基づいて、やっているところもたくさんあります。

聞くところによりますと、十勝管内の士幌町では、要介護認定のその1から2ですか、3ですか。までは障害者控除、要介護の度数が高いところは特別障害者控除。そういう形で、先ほど紹介した内地の町村なんかとの共通したような、そういう十勝管内では士幌が一番それに近いようでもありますけれども、そういう認定の仕方もしている。

やはり、幕別町の場合、聞くところによりますと、最初は申請に医者診断書もつけてくれというようなことだったというふう聞いておりますけれども、しかし、要介護認定というのは、非常に厳しい審査といいますか、審査会もきちっと設けて、そして、お医者さんの診断書もきちっとつけて、そして、要介護認定されているわけですね。すでに。

だから、国はそれとほぼ一致するか、ほとんど近いのだという見解も示しているわけですから、やはりそういうものに沿って、なるべく多くの方がそういう控除を受けられるような措置を、町としてするのが当然ではないかと。

やっぱりそれに制限を加えて、なるべく少なくしようというのは、やはり障害者控除の趣旨に反する

のではないか。

やっぱり要介護認定の人たちを抱える家庭は、やはりそれなりの控除する理由があるわけですから、やはりそれこそ町長も言われましたように、しかも国税にも関係してくることで、全国、やっぱりなるべく多くの人を救う方向で見直していくべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） この障害者の認定に当たりましては、東部4町で要綱をつくりましてやっているわけですが、却下が多いというのは、ほかの町村よりも介護認定者の数が多いというようなことも一つにはあるのだと思えますけれども、このほかに、今回、却下となった主な理由としましては、要支援の方がいらっしやって、要支援の方については最初から、当初から入れてないという要綱になっています。

また、要介護度1、2の方で個別の判定の基準も満たしていないという方も中にはいらっしやいます。

そんなこともあって、あと、申請にあたって、昔は医者診断書も必要としていたのですが、要綱の方を改正しまして、申請に当たりましては、申請者の同意を得まして、介護保険における認定調査表等を参考としていいかという同意を得まして、私たち、今は要介護認定に当たっての医師の診断書等を参考にいたしまして、実際に医者診断書は必要としないというところでもあります。

それと、先ほど申し上げましたように、町長の方からお話ありましたように、各市町村においてこういうばらばらな、どうなのかということで、今年度、7月に入ってからなのですが、7月1日なのですが、予定しております、各町村、福祉担当課長と集まりまして、幕別町の実態等も話させていただいて、どのようなことが認定になっていいのか、十分検討させていただいて、当たっていきたいと思っています。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 認定の、やっぱり全国でなるべく多くの人がこの制度に救われるようなそういう姿勢でやるべきだと思うのですよね。

これ、幕別町の障害者控除対象者認定申請書、これも見せていただきましたけれども、これには現在の状況ということで、6カ月以上伏臥し、日常生活に支障がある寝たきり状態であるかどうかというのが記入することが必要になっているのですよね。

これだけを見ると、そうではないと思うのですけれども、寝たきりでなかったら対象にならないのかというような誤解も受けかねないのですよね。

やはり帯広なんかは調べましたけれども、帯広はそんなことは一切書いていなくて申請できるようになっているのですよね。

やはり、そうしたこの申請自体から、やはり見直していかないと、なかなか申請、自分が対象になるかどうかという判断を、それぞれを下すことが、妨げているのではないかとこのように思うのですよね。

だから、その辺でも申請自体をしっかりと見直していく必要があるというふうに思うのですよね。

部長が幕別の申請が多いというようなことが言われておりましたけれども、例えば、広尾町なんかを見ると、幕別よりずっと多い申請を受けております。

これだけ人口が差がある中で、幕別町よりも多い申請なのですよね。

だから、広範に申請すれば、障害者控除を受けられる状況というのは、広範に存在しているのですよね。

それを救う立場に立って、先ほど前段でも申し上げましたけれども、どんどん税負担も増えていって、大変な状況が生まれてきているわけですから、少なくとも国が救って、国がしっかりと1970年に所得税法も変えて、そして、こういう障害者手帳を持っている人と同じような障害だというふうに、要介護認定を認めているわけですから、やはり、それに応えるような、そうした処置を最大限に活かしていくという立場でやっていかないと、やはり、それで先ほど要支援だから切られたというお話もあったのですが、要支援も対象になるというようなことを言っている町村もあるのですよね。

例えば、京都の八幡市では、症状にもよるけれども、それこそきちんと精査しなければならないけれども、要支援でも対象になり得るということでやっているのですよね。

だから、そういうやはりこういう制度、そういう要支援、障害者を抱えた家庭が、やはり少しでもその負担を軽減していくという方向をしっかりと町の姿勢として持つことが大事だというふうに思うのですよね。

その差が全員に認定書を送ったり、そういう要支援、要介護であれば、全て対象にするというような、それはお医者さんの診断書であり、厳しい要介護認定の審査を経て、認定されているわけですから。それが何よりの根拠となってやっているわけですよね。

だから、そういう方向でぜひとも見直していただきたいと思いますと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段申し上げましたように、私どもも最初から少しでも障害者の数を少なくしよ

う、認定者数を少なくしようというような思いで、決してやっているわけではもちろんないわけでありませんが、国の指針が先ほども言いましたように、要介護3から5になれば、一律全部障害者と同じ程度なのだから、認定しなさいと言ってくれれば、それで一つの方法なのかもしれないですけど、そうでなくて個別に障害者と同じ程度のことなのだから、個別に審査をしなさいというところが、やっぱりそれぞれの要綱の設置の仕方に問題があるのかなど。

現に帯広市だとか士幌町は、介護3以上になると、一律認定しますよ。障害者と認めますよということもある。

そして、うちらみたく一つひとつ審査をしながらやっているところもある。この辺、私どもが言うのは、公平性に問題がないのかということ、今まで申し上げてきたことで、決して帯広市やほかの町村より、幕別の障害者を減らせばなんていう考えは毛頭ございませんので、できたら、私は今言うように、十勝なり道なり、本当に一律に公平に障害者の認定ができるような制度になることが一番いいのでなからうかというようなことで、今、部長が言いましたように、集まったときに、どうなのだ。帯広、士幌はこうやってやっているのだから、それでは、みんなそれに一緒になってやるのがどうなのか。あるいは、帯広、士幌が間違っているのだからこうすべきだとか。あるいは、国にもっと違うことを求めるとか、何かしないと、いつまでたっても町村、あるいは東部なら東部4町ばらばら認定の仕方ではうまくないのでないかということ、私は申し上げておりますし、決してこういう時代ですから、少しでもその控除を受けれる人は控除を受けれる制度になっていくことは、やはり私は望ましいことだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 私、全国のいろんな町村でやっていないことを独自に切り込んでやっていくってこれを言っているわけじゃないのですよね。

だから、そうやって、しかも認定受ければ5年さかのぼって適用されるわけなのですよね。

だから、そういうことも考えてぜひともそうして欲しいのですけれども、それは介護保険料の算定ですとか、保育料などの算定にも最終的には影響を与えてくる障害者控除が認められれば、そういう問題でもあるのですよね。

だから、生活全体を大きく支援していくということにもなりますので、ぜひ、そうして欲しいと思うのですが、個々にきちっと対応して、きちんと審査すれと言っていると思うのですけれども、しかし、これは要介護認定を受けていない人でも受けることができるのですよね。

要介護認定を受けた人というのは、それなりの医者診断書だとかいろいろ受けているのですよね。

けども、障害者手帳も持っていないし、要介護認定も受けていなくても、そういう状況にある人は受けられるのです。障害者控除。

だから、そのために、きちんとここに審査すれということも出てくるのですよね。

だから、それはもちろん医者の診断書もいるでしょうし、いろいろな担当者の調査も必要だと思うのですけれども、しかし、再三申し上げますように、要介護認定というのはそういう認定期間で、きちっと審査して認定するものでありますし、しかも、国税庁もそうやって、ほぼ同等なのだって言っているわけですから、これをやはり積極的に活用していただきたいと思います。

これは何も難しいことでなくて、しかも東部4町での合意だと言われますけれども、やはりこの4町の合意にしばらくということも、やはり独自の認定でしばらくということも、一定問題が出てくるのでないかあと思うので、やはり町として積極的な取組みをお願いしたいと思いますけど、もう一度、最後に。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたことについて、先ほど来申し上げておりますように、今後の協議の中で、当然そういった問題も出てくると思いますので、十分配慮しながら私どもも対応していきたいというふうに思います。

東部4町の関係は、介護認定審査会が一つ共同で設置しているということが前提にあって、同じ歩調をとろうということ、進められていっているのだろうというふうに思っておりますので、これは当然、これからもそういった方向にあると思いますけど、もちろん認定するのはそれぞれの町村長が認定するわけですから、それをともかくどうかということにはならないとは思いますが、

審査会等の中では歩調をとっていききたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 二つ目の問題に入りたいというふうに思います。

この後期高齢者医療制度、最初の質問でも申し上げましたけれども、この制度そのものが、この枠組みそのものが、今どうかということが問われているのでないかというふうに思うのですよね。

よく舛増添大臣が、多くの人が保険料下がるのだというようなことも言って、いろいろ問題になっているわけですが、確かに入り口では下がる人も上がる人もいろいろだというふうに思うのですけれども、この制度そのものが、2年ごとに見直して行って、しかも人口が増えれば、10%の保険料



の高齢者が受け持つこの10%が11%、12%って、人口が増えるにしたがって増えるようになっていくのか。

それから、医療費の総額が上がれば、保険料に跳ね返るといふふうになっているとか、そういう問題があって、国会審議の中で政府も認めましたように、平成25年には約倍の保険料になるというようなことも出てきているわけなのですよね。

やはり、そうしたことを考えますと、今、政府が9割軽減も取り入れるだとか、いろいろこの今の当面のあれを出してきていますけれども、しかし、その入り口で安いとか高いとかという、そういうことではなくて、やはりこの制度そのものが、そうしたお年寄りの医療費の総額を何とか抑えようという制度そのものの目的が、やはり最終的には達成されていくような仕組みになっているというところに大きな問題があると思うのですよね。

75歳で区切って、別の診療報酬体系にしてという、ここにもう一つの問題があると思うのですよね。

この制度の廃止でなくて、政府に対して4点について申し入れたと。これ、答弁の中にありましたけれども、しかしながら、1点目のように、説明して収支徹底を図るといふことが書かれていますけれども、しかしながら、制度がわかればわかるほど、高齢者の怒りといいますか、抗議も大きくなってきているということに、こうした75歳以上で差別するような制度そのものに問題があって、なかなか説明することでは解決していかないのではないかとこのように思うのですよね。

年金からの天引きは、選択性にしては事務が煩雑になるということもありますけれども、確かに事務的にはそうだと思うのですが、年金から天引きすることそのものに、高齢者の怒りがあがっていると。やはり、年金というやっぱり自分に与えられた権利が、断りもなく天引きするという、このあり方も憲法25条に反するのだというように見解もありますし、やはり、こうした点では、とても今の制度を存続させる上では、非常に問題が大きすぎると。そういうようなこともありまして、全国の町村長の中には、積極的に廃止せよという発言をされておられる方が、町村長さんがポツポツと出てきているという現状もあります。

やはり、今、町村の担当の方々も、制度が変わるたびといいますか、手直しされるたびに、事務量が増えたりしててこまましているという状況もありまして、やはり、今度、9割軽減入れるだとか何とかというのだったら、またコンピュータのシステムを変えるだとか何とかで、莫大なお金がかかるということも当然出てくるわけですね。

だから、やはり国会での議論でもありますように、思い切って廃止して、前の老人保健制度に戻すと。その上で、しっかりとお年寄りを支えるこの方策を考えていくと。そういうこと以外に解決の方法はないというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

そのことを要望してほしいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申しあげましたように、いろんなご意見があって、当然国政の場で今議論をされている。

廃止の論議もあれば、見直しの論議もある。これは当然いろんな意見があつていいのだろうというふうに思いますし、参議院議員では、すでに廃止が法案として成立したわけですから。

これが今衆議院にいつてどうなるかという論議が進められているわけですから。

我々は正直いって、それらの論議を見守るしかないわけですが。

ただ、私どもは、町村会の一員としては、今、先ほど申しあげたようなことを、今、要望をしているという状況でありますので、私どもとしましては、やはりそれらと行動をともにしていくという立場をこれからは貫いていかなければならないのだろうというふうに思います。

ですから、廃止も当然選択肢に入れながら、当然、議論を深めていただくということについては、我々もそのとおり期待をしておりますし、先ほど言いましたように、増田議員も言われたように、本当に国民が、高齢者の人が安心して利用できる医療保険制度になることを何よりも望む。そのこと自体は変わるものではないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 2点目の道広域連合への道の支援を増やすという問題ですが、ご承知のように、広域連合には独自の財源がありませんので、保険料を軽減するだとか、そういうことができない状況にあるわけなのです。

ここで3,500万円の財政支援、検診費用に対してという、ここの3,500万円は道が出しているのですが、しかしながら、東京などでは町村も協力して、二百何十億だったか、ちょっと正確な数字、今あれなのですが、200億だか300億の財政支援をしていると。こういう事例もあります。

やはり、そういうこの後期高齢者医療制度そのものが、高齢者の負担をどんどん増やしていくという状況を見ますと、やはりこの制度が存続する限り、やはり道がしっかりとした支援を要請に、道に対してしっかりとした支援を要請してほしいと思います。

3番目の問題も共通するのですが、65歳から74歳までの障害者、これが選択性なのだ。どちらも選

択していいよと言っているながら、後期高齢者に行かない人は3割負担になってしまう。これでは選択性、どっち選択してもいいですよと言いながら、強制していると一緒ですよ。

今まで1割でよかったものを、道と町村で負担して1割にしていたものを、後期高齢者に行かなかったら3割助成をやめますよ。これでは強制して行けというのと一緒ですよ。

だから、選択性では、実質的には選択性でないといってもいいほどの仕打ちだというふうに思うのですよ。

ここに書いておられますように、答弁にもありますように、やはり今までの健保の方が、保険料も安いし、その方が残りたいのだと思っても、やはりそういう形では選択の余地がないと、こういうことであります。

そのことを考えますと、やはり現状の制度が続いているのが現状なわけですから、やはり道と町村が、今までと何ら予算変えなくてもいいわけですから、今までの健保に残る人にもしっかりと助成を続けると。復活すると。1割負担でいいのだということを復活すると。このことが肝要でないかというふうに思いますが、その2点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 広域連合への負担については、先ほど申し上げましたように、道が今回3,500万を。

さらに、これに加えて、町村が応分のということにはなっていくのかどうかはちょっと私もわかりませんが、町村の立場としてはちょっと難しいのかなと。できればもらいたいがらいな状況ですけれども、そういったことは、先ほど言いましたように、これからの流れの中で対応していきたいというふうに思います。

それから、2点目の障害者の方については、これはもう先ほどの答弁でも申し上げましたように、道も、あるいは、いわゆる政府といいますか、与党の方でもおかしいというようなことはかなり言われているようでありますので。私は見直しされていくのだろうというふうには思っていますし、おっしゃられるように、今までどおり町が負担すれということならば、負担していくということには当然のことだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） これ、最後の答弁で最後でありましたけれども、そういう検討だとか、道や国のその検討結果を見守っていくという姿勢ですけれども、やはりそうでなくて、再三僕申し上げるのですけれども、もっと積極的に、良かれという方向に姿勢を示してほしいと。そのことが町民を安心させることにもなるし、町民の期待に答えていくことになると思うのですよ。

だから、やはり結果を見守るとかそういうことでなくて、積極的に1割負担に戻してくれと。我々もその要望に応じて、負担する容易があるという、その積極的な姿勢をぜひ示してもらうことが、そのいい方向を推進する大きな力。これは町村長がそういう姿勢を示すことで、相当事態は変わっていくというふうに思うのですよ。

だから、ぜひ、そういう積極性を示してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 言い方が悪かったのかもしれませんが、ただ、私はいつも言うように、町村長の立場、おっしゃることも十分理解はしますけれども、できることならやはり一つの町村が、町村会なり団体がまとまって行動することを、物事を提起していく、あるいは行動していく、活動していくということがやっぱり一番大きな力になっていくのでなかるかなというふうに思っております。

もちろん、町村会でどんな活動をするか。その原点になるのは、我々1町村長であることには間違いないわけですから。そこから話が出て行くことにもなっていくのでしょけれども。それらも十分踏まえながら、今後も対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で増田武夫議員の質問を終わります。

この際、15時25分まで休憩いたします。

(15:05 休憩)

(15:25 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目に、特定検診の受診率向上に向けた取組みについて。

平成20年4月から国の方針により、疾病の早期発見が目的だった健康診査に変えて、メタボリックシンドロームに着目し、40歳から74歳までを対象とした特定健康診査、特定保健指導の実施が各医療保険者に義務付けられました。

内臓脂肪型肥満を原因とする糖尿病、高血圧症、脂質依存症などの生活習慣病は、予防が可能であり、もし発症しても、血糖や血圧をコントロールすることで、生活習慣病の進行や重症化を防ぐことができ

るとの考え方によるものです。

幕別町においても、検診内容の充実と受診率向上が第5期総合計画にも示されており、健康で長生きしたいという町民の願いに応えるものと考えます。

そこで、以下の点について、お伺いいたします。

①平成19年度における基本検診審査実施者数と実施率をお尋ねします。

②今年度における現在までの特定検診の実施者数と実施率及び特定検診の詳細検診項目の実施者数をお尋ねします。

③平成24年度には、国が示した基準により、幕別町は実施率65%が目標値となっています。

今年度の目標値が25%で、毎年10%ずつ上げていく計画となっていますが、実施率向上のための具体的な施策について。

また、平成24年度に目標である65%が達成できなかった場合、国からのペナルティの金額はどのくらいと予想されているのか、お尋ねします。

④各医療保険者が特定検診の必須項目のほかに、独自に検査項目を加えて検診の充実を図っています。

幕別町においても、検査項目の追加はあるのですが、管内の他の町村に比べて十分ではありません。

今後、検査項目を加えていく考えはあるのか、お尋ねします。

⑤非正規雇用の増加に伴い、若い年代の国保加入者が増加していることが予想されます。

十勝管内のほとんどの自治体が、40歳未満を対象とした若年者検診を実施しています。

幕別町においては、現在実施されていませんが、今後、実施する考えはあるのか、お尋ねいたします。

2番目になります。

地球環境に優しい支援エネルギーの利用について。

今年7月、北海道において、主要国首脳会議が開催されます。サミットでは、実行ある温暖化対策を定めることが焦点の一つになっています。

サミットの議長国として、日本政府が温暖化ガスの削減目標を明確に打ち出し、主要排出国としてふさわしい責任を果たす準備があるのか、世界が注目していると考えます。

地球温暖化の不安が高まり、さまざまな努力が各地で開始されていますが、特に排出量の多いエネルギー部分での転換は、重要な課題と言えます。

太陽光や風力などのエネルギー潜在量は、理論的には原子力発電の電力量に匹敵するほどと言われており、自然エネルギー減の技術開発活用に本格的に取り組む必要があると考えます。

幕別町においては、幕別町地域新エネルギービジョンによって、平成27年度までに二酸化炭素排出量を年間3,900トン削減することを目標に、新エネルギー化の取り組みを進めています。

目標の達成のために、太陽光発電システムの導入拡大や風力発電施設の設置の可能性を積極的に追求すべきと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

①平成18年から実施されている住宅用太陽光発電システム導入補助事業の年度別の申請件数と1件当たりの補助金額をお尋ねします。

②道補助事業における1件当たりシステム設置費用の金額はどれくらいになっているのかお尋ねします。

道補助事業の開始から今年度まで、補助件数は年間4件、補助金額は最大で15万円となっています。

来年度以降の補助件数と補助金額の拡大に向けた考えについてお尋ねします。

④道補助事業を利用したことでの電気料金削減の効果についてお尋ねします。

⑤町施設等への太陽光発電システムの導入拡大の考え方についてお尋ねします。

⑥幕別町内への風力発電施設設置についての考え方についてお尋ねします。

⑦幕別町地域新エネルギービジョンで掲げた二酸化炭素排出量削減目標の達成状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「特定健診の受診率向上に向けた取り組みについて」であります。

ご質問の要旨にもありますように、これまでの基本健診に替わりまして、本年4月から内臓脂肪型肥満、高血圧、高血糖、脂質異常などを要因とする生活習慣病の発症を防ぐため、各医療保険者による特定健康診査がスタートいたしました。

本町におきましても、国民健康保険の保険者として、平成20年度から24年度までの5年間の第1期の計画期間とし、平成24年度の健診実施率65%を目標値とした「幕別町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健診の円滑な実施、推進に努めているところであります。

ご質問の1点目であります「平成19年度における基本健康審査実施者数と実施率について」であります。町内在住の40歳以上の方で、町で実施のスマイル健診や委託いたしております医療機関で基本健診を受診された方は1,977人でありまして、このうち、国民健康保険の被保険者は1,298人となっております。

ます。

40歳以上の国民健康保険の被保険者総数は8,883人でありますので、実施率といたしましては、14.6%となっております。

また、40歳から74歳までの特定健診の対象者階層に限りまして、被保険者数6,289人に対しまして、受診者数は1,074人、率では17.1%となっております。

次にご質問の2点目、「今年度の特定健診の実施者数と実施率、および特定健診の詳細健診項目の実施者数について」であります。

本年度は、去る5月23日から26日までの4日間、札内福祉センターと保健福祉センターで実施いたしました集団特定健診では、40歳から74歳までの国保加入者の受診者は274人、委託先の医療機関での5月末までの受診者が70人、合わせて344人、4月1日現在の受診対象者は5,969人でありますので、率にいたしますと5.8%となっております。

また、詳細健診項目の実施者数についてであります。貧血検査につきましては、集団検診と人間ドックでは検査項目に入っておりますので、受診者数は323人、心電図につきましては、集団検診とドックで78人、眼底検査につきましては、50人の方が受診をされております。

ご質問の3点目、「実施率向上のための具体的な施策と目標実施率65%が達成できなかった場合の国からのペナルティの金額について」であります。

特定健診の実施率につきましては、先ほども申し上げましたが、特定健診等実施計画におきまして、国の参酌標準に基づき、本年度の実施率を25%と設定し、以降毎年10ポイントずつ増加させ、最終年度であります平成24年度の実施率を65%と設定いたしているところであります。

これらの達成に向けた具体的な施策といたしましては、何よりも「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図ることが必要でありますことから、広報紙や出前講座を通じて、特定健診の有益性に重点をおき、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、個別の周知につきましては、特定健診の受診券を対象者全員に個別で郵送した際に、本年度の日程とともに、特定健診のチラシを同封いたしましたところでありますが、これら受診券、案内文書、日程表、チラシ等の記載内容の充実を図ることも必要であろうと考えております。

さらに、今後、医療費通知等を発送する際に啓発パンフレットを同封するほか、前年度健診結果等で生活習慣の改善が必要とされた方や複数年受診していない方に対しましては、個別に受診の勧奨を行ってまいりたいと考えているところであります。

受診環境の向上という面では、集団健診での受診のほか、町内の九つの医療機関でも集団検診と同額の負担で受診できることになっておりますので、医師の方から通院された方へ特定健診の受診を勧奨していただくことも有効と考えておりますので、これら医療機関との連携を一層図ってまいります。

また、本町には、帯広市にある医療機関の医師を主治医としている町民も多数おりますので、帯広市内の医療機関との連携を図ることが、実施率向上につながるものと考えております。

今後、近隣市町村との連携も視野に入れながら、取組んでまいりたいと考えております。

次に、国からのペナルティの金額についてであります。国は、平成25年度から、各健康保険被保険者に対して、特定健診の実施状況に応じて後期高齢者支援金納付額の加算又は減算を行うこととしております。

加入者数に応じて算出した後期高齢者支援金の額に、保険種別ごとに定めた平成24年度の実施目標に対する達成状況に応じて、100分の90から100分の110の調整率を乗じて算定した金額を減額又は加算して納付することとなっております。

つまり、目標達成状況に応じて、プラス・マイナス10%の幅で、後期高齢者支援金納付額が減額又は加算されることとなります。

なお、達成率がどの程度であれば、調整率が何パーセント増減されるか等の基準につきましては、平成22年度中に示されることとなっているため、現在、その金額は算出できませんが、平成20年度の後期高齢者支援金納付額で試算いたしますと、最大で3,400万円程度の増減となるものであります。

ご質問の4点目、「町独自の検査項目の追加について」であります。

問診や身体計測などの診察のほか、コレステロールなどの脂質、肝機能、血糖値、血液一般検査などが必須項目でありまして、さらに、医師の判断により、詳細健診として、貧血、心電図、眼底検査が国の基準となっているところであります。

本町におきましては、これら必須項目や詳細健診に加えまして、ヘモグロビンA1c、尿酸、血清クレアチニンを検査項目に追加しているところであります。

管内他市町村の状況につきましては、現在、把握しているところでは、医師の判断による詳細健診であります貧血、心電図、眼底検査などを項目に加えております自治体が6町でありまして、他の自治体については、追加項目なし、あるいは、本町と同じ追加項目であります。

今後におきましても、現状の追加項目以外は、国の基準に基づいて実施していくことを基本と考えおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ご質問の5点目、「40歳未満の若年者健診の実施について」であります。

忠類村との合併前では、幕別町も忠類村も基本健診の対象年齢を35歳以上としておりましたが、合併協議の中で、対象年齢を国の基準の40歳以上とすることで協議が整い、合併後の平成18年度から40歳以上といたしているところであります。

管内では、40歳以上を対象としているのは本町を含め5町で、そのほかは、大半が35歳以上となっている状況であります。

対象年齢を引き下げることにつきましては、疾病の早期発見、または、生活習慣病の危険因子の早期発見につながることは明らかではありますが、一方では、費用対効果の観点からの検証も必要と考えております。

2005年に、国が行った国民健康・栄養調査では、男性でメタボリック症候群が強く疑われる者、またはその予備軍の出現率は、40歳以上で約50%であるのに対し、30歳代では半減して25%という結果もしておりますので、今後も、国の基準に基づき40歳以上の方を対象に、これらの方の受診率を上げることに意を用いてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、「地球環境にやさしい自然エネルギーの利用について」であります。

ご質問の1点目、「住宅用太陽光発電システム導入補助事業の年度別申請件数と1件当たり補助金額について」であります。

ご質問の要旨にありますように、地球環境問題解決のため、化石燃料の消費を減らし、環境への負荷が少ないエネルギーの有効利用を進める地域ぐるみの対策の指針となる「幕別町地域新エネルギービジョン」を平成18年2月に策定したところであります。

町といたしましては、これまで、公用車へのハイブリッドカー導入、バイオディーゼル燃料の使用、照明へのプルスイッチ導入、保育所への太陽光パネル設置などの省エネ対策により、二酸化炭素排出量の削減に取り組んできたところであります。

地球温暖化対策につきましては、行政だけでは進められないものであり、町民や事業所の取組みが不可欠であることから、その推進策の一つとして、平成18年度に太陽光発電パネルの設置に対する補助制度を創設したところであります。

本事業のこれまでの実績についてであります。平成18年度は、申請件数6件に対しまして、4件に補助いたしております。1件当たりの補助金額は、14万4,000円であります。平成19年度につきましては、申請5件に対しまして4件に補助し、1件当たり12万8,000円の補助金額となっております。

なお、本年度につきましては、申請締切日の本年5月30日において、4件という状況であります。補助金額等につきましては未定であります。

次に、ご質問の2点目、「1件当たりの設置費用について」であります。平成18年度は、1件220万から510万、平均しますと約308万円でありまして、平成19年度は、174万から309万で、平均では約235万円となっております。

ご質問の3点目、「来年度以降の補助件数と補助金額の拡大に向けた考えについて」であります。本年度の申請状況や町の財政状況などから、補助件数及び補助金額の拡大については現在のところ考えてはおりません。なお、現在、国におきましては、太陽光発電システム設置への補助事業を検討していると伺っております。

今後、国の施策の動向や他市町村の状況、また、申請件数の増減などの状況を踏まえ、調査、研究してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「補助事業を利用したことによる電気料金削減の効果について」であります。

本事業におきましては、事業実施者に対しまして、使用電力量、発電量及び売電量等のデータの定期的な提出を義務付けているところでありますが、電気料金につきましては各家庭の契約内容により単価が異なりますことから、二酸化炭素排出量算出の基礎数値とはならないため記録していただいております。

このため、使用量における削減効果についてお答えをさせていただきます。

事業実施済みの8件のうち、平成18年度に導入して1年以上経過している4件のデータを分析いたしますと、平成19年度に電力会社から供給される電気の使用量は、それぞれ7.3%から36.5%の削減となっており、平均では、約20%の削減となっております。この4件を合計いたしますと年間約7,300キロワットアワーの削減で、二酸化炭素の排出量では約3.9トンの削減効果となっております。

ご質問の5点目、「町施設等への太陽光発電システム導入拡大について」であります。

町の施設につきましては、今後、新たに施設を建設する際には、施設の規模、消費電力量、さらにはコスト試算を行って、太陽光発電パネルの設置について検討を行ってまいりたいと考えております。

民間事業所への導入につきましては、今後、啓蒙を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「幕別町内への風力発電施設設置について」であります。

「幕別町新エネルギービジョン」におきましては、さまざまな新エネルギーの導入可能性につきまして、調査のうえ、お示しをしているところであります。

風力発電につきましても検討いたしたところでありますが、年平均の風速が毎秒6メートル以上の地域が採算性の目安となっており、本町は、毎秒4メートル程度で、風力発電には適さない地域であると報告させていただいているところであり、設置は難しいものと考えているところでもあります。

ご質問の7点目、「幕別町地域新エネルギービジョンで掲げた二酸化炭素排出量削減目標の達成状況について」であります。

本ビジョンにおきましては、新エネルギーを導入することにより、目標年である平成27年度に二酸化炭素を約3,900トン削減するという目標を設定いたしております。

達成状況につきましては、ハイブリッドカーの登録台数や太陽光発電の設置数など個人の家庭で導入したものを完全に把握するのは困難でありますので、道内における普及率などを活用した推計になりますが、およそ1,061トン削減しており、平成19年度末時点で目標の27%の達成率となっております。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、順に再質問の方を続けさせていただきたいというふうに思います。

今回の質問ですけれども、町民の健康管理について、幕別町の認識をお尋ねする。そういったものであります。

日ごろから慢性疾患等で定期的に医療機関の受診が必要な町民も含めて、国から示された65%という数字ではなくて、100%の町民が幕別町国保加入者でいえば、職場で義務付けられた検診等も含めて加入者全員が、最低年1回は検診を受けて、早期発見、早期治療に向けて取り組んでいく。

そのために町のあるべき姿について質問いたします。

町民に向けて幕別町では、全身管理の上での一般的な検診である住民基本検診は、集団検診、それから、個別検診の2種類の実施方法でもって、受診機会をつくって、長年に渡って成果をあげてきた。

そして、基本検診は、今年からはまだメタボリックシンドローム、この基準は医学的に諸説もありますし、私自身も好きな言葉ではないのですけれども、特定検診と正常化あって、がん検診など専門的な検診と併せて町民の健康を守る、そんな大きな役割を持ってきたというふうに認識しているところです。

それでは、1番目にかかわってですけれども、ご答弁では、平成19年度の基本検診は、40歳以上74歳以下、1,074件17.1%ということでありました。

過日の新聞報道では、平成18年は幕別町においては15.2%の受診率であるということが報道されていたところです。

受診率が低いという指摘がありますけれども、実際この低いという実績について、町の見解はどのようになっているのか。

それから、基本検診時代の受診率向上に向けて、どのような施策をとってこられたのか、そのことを確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 最初に基本検診の受診率のこれまでの問題でございます。

確かに過日の新聞発表では、15.2という数字が載っておりましたけれども、ただ、これは分母となる数字が、各市町村によってかなりその把握の仕方が違っているというのが現状でございます。

必ずしもあれが全ての数字ではないということをご理解いただきたいと思います。

また、確かにあの数字を見る限りでは、十勝管内でもそう高くはない方、むしろ低いといっているような数字でございました。

これまでの各広報等や出前講座等を通じて、基本検診の重要性、また、その有益性については、周知しているところなのですが、なかなかやはり、各自分も負担を、個人負担もしなければならぬということもございまして、また、本町の場合、公立の病院ではなくて、町内の民間の医療機関、もしくは帯広市内の医療機関への委託ということもございまして。

こういう面から、なかなかお医者さん自体も自分が主治医になっている場合なのですが、負担金もあるということで、勧奨もそう積極的にできないというような現状もあるのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 具体的に今、ご答弁の中にはなかったですけれども、15.2%、いろいろと分母のことなどご説明いただきましたけれども、そして、昨年度の17.1%という数字は、なかなか受診につながらなかったというふうに言えるのではないかとというふうに思います。

今年は、それを25%ということの目標でいくわけですけれども、2番目、3番目にかかわってきますけれども、今年度における現在までの特定検診の受診者数でいうと、5,969人中344人、実施率で5.8%ということでありました。

そして、この実施の結果、心電図、眼底検査、この二つについていうと、128人の方が延べで受診されているということでありました。

集団検診が中心になるのかなというふうに推察いたしますけれども、今年度、幕別町保健福祉センタ

一など、町の主たる保健福祉にかかわる三施設で11回の集団検診が予定されているというふうに認識しているところですが、そのうちの4回がすでに終わったということなわけです。

その時点で5.8%ということは、25%の目標達成については、なかなか厳しいものがあるのではないかなということも予想されるわけです。

今年度、どの程度を受診率になっていくのか。25%という目標を達成できるかどうか、考えをお尋ねしたいというふうに思うのが、まず1点です。

そして、平成24年度には約3,400万円のペナルティを受けなくて済むように、やはり、先ほども言いましたけども、一人でも多くの町民が検診を受けるといって言えば、65%以上の実施率にこれを達成していくように目指していくべきだというふうに考えますが、この65%という数字はなかなか高いのではないかとこのように思うわけです。

これまで、先ほどもご答弁いただきましたように、さまざまな施策があつての低受診率であつたわけです。

ハードルのクリアに向けて、初年度となった今年から、25%から10%ずつ上げていくということだけでも、もっともっと高い目標でいかないと、この平成24年度における65%という目標は達成できないのではないかとこのように考えますが、この点いかがでしょうか。

それともう一つ、特定検診というふうに制度が変わる中で、事務仕事が煩雑となって、担当の町の職員の皆さん、それから、委託している医療機関の事務系の職員を中心に、負担が大きくなったという声も聞かれますけども、そのことについて、何か情報はお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 5月の集団検診を終えての受診率5.8%という結果でございます。

昨年と同じ5月の検診におきましては、約450名ほどの方が確か受診されておりました。

これは社会保険、また、74歳以上の方も含めての数字でございます。

これから過去の統計からいいますと、大体その65%から70%ぐらいが40歳から74歳の国保の被保険者ということになりますので、昨年と比べますと同じか、若干の減ぐらいということで見込んでおります。

それで今回、あと8月と11月の検診がくるわけなのですが、これまでの5月の数字を見ますと、今のところ前年並みというのが現状の捉え方でございます。

特定検診、今年初めてこのような形になったわけなのですが、受診券を全員に送付いたしておりますので、それぞれ一度は見られてはいるのだろうと思っておりますが、なかなかそこが足を運ぶことにつながっていないということがございます。

したがって、やはりこのメタボリックシンドローム症候群がどのような疾病につながっていくかということの本人の自覚を促すような広報活動を今後も展開してまいりたいというふうに考えております。

あと、事務的なことではございますが、確かに保健師、その受診券の全部の、個別に発送するという事務が加わりました。

また、今後、受診した後はそれぞれ必要な方については、今後の指導するというところでデータも揃えなければいけないということもなっておりますが、今のところ、それには対応できているような状況でございます。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 平成24年度の65%以上達成についてでございます。

もちろん、前段谷口議員が言われましたように、町民の健康を守る、病気を予防するという観点からは、100%というのが最も望ましい形だと思っております。

だから、私ども、この65%に向けましては、先ほど町長答弁いたしましたとおり、さまざまな手段を尽くして何とか達成させていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 検診受診率の向上につきましては、私自身も医療機関のそういった役割を実際に担ってきた経験もあるわけで、なかなか患者さんといいますか、一般の方を検査に来てもらうということは大変だということは、よく存じ上げているところです。

検査を受けたら、悪いという結果が出たら困るので行けないのだ。そんなような声もあつたりして、本当に大変でありました。

今、お話にありましたように、あらゆる手立てを尽くして、受診率の向上に向けて努力していただきたいなというふうに思います。

続いて4点目の検診内容のことになります。

町独自の検診項目の追加について、現状の追加項目以外は、国の基準に基づいて実施していく。そういったご答弁をいただいたところであります。

先日、帯広市でありましたが、健康にかかわって、行事が一つありまして、約3,000人規模の大きな集まりでありましたけども、帯広市内の医療機関の医師と懇談することができたわけです。



特定検診として定められたこの項目ですけれども、検診の結果に問題なし、健康であるとの診断を責任もってできないのだということを語っておられました。

どういうことかといいますと、昨年までの基本検診よりも検査項目が減っている。貧血検査や心電図検査などが減らされているというのが理由であります。

そして、特定検診では、医師の診断が必要ということであれば、それらの検査が受けられるわけですけれども、なかなかこの詳細な検診を必要であるというふうに判断するハードルが高いのだということをお話されていました。

先ほど、幕別町その詳細検診、貧血検査は別にして、心電図検査と眼底検査、344人中128人が受けましたよということでありましたけれども、やはりこの数字を見ても、詳細な検診まで受ける。本来であれば、それらも検診の判断材料に必要なものが3分の1程度しか受けられないということがあるということは、不十分な検診項目が、特定検診には用意されていないということが言えるのではないかというふうに思うわけです。

まずは、昨年までの基本検診から検査項目が減らされているこの特定検診の検診の内容そのものについて、町としてどのように認識されているのか。

国の基準に基づいて実施していくということでありましたけれども、この基準が十分だから追加しないでののか。不十分だというふうに思うのだけでも、でも、国の基準に沿ってやっていくというお考えなのか。そこをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 基本検診の段階では、貧血、心電図、眼底、これが入っております、特定検診になって、それらが詳細検診ということで、医師の判断に基づいて、必要な場合にはこれら三つを行うというのが国の考え方でございます。

そもそも特定検診の目的が、いわゆる肥満型症候群を早期発見すること。また、そういう危険因子を早期発見することが目標でありますから、その大きな目標を達成するために、最低限何が必要かということで、こういう検査項目が定められたものであろうというふうに考えております。

したがいまして、心電図、眼底検査の医師の判断に基づいてということなのですが、かつて、基本検診の場合、心電図やっておりましたのは、医師が存在しない集団検診もございました。

現在は医師が必ずついております。その際、聴打診をやっておりますので、その際に、過去の既往歴とか聴打診をもって心電図が必要ということは、医師が今全部判断できる状態になっておりますので、今のところ、私どもの方では、こういう三つの項目につきましては、必須項目として入れる考えはございません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今のご答弁では、ちょっと理解できないところがありましたので、再度お尋ねいたしますけれども、やはり、メタボリックシンドロームという言葉が随分出てきていますけれども、そればかりでなくて、その人が、町民が健康であるかどうかということのは入り口として、基本検診的な性格というのは、この特定検診は持っているものというふうに思うのです。

そういう役割がないと、ほかの検診項目に、がん検診ですとか歯科検診ですとか、そういった専門的なものもありますけど、それらが生きてこないのだというふうに思うわけです。

それで、検査項目について、十分であるから追加しないというふうに、町としては見解を持っているということの理解をしてよろしいわけでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） そのとおりでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） そのところについては、納得しかねるものがありますので、これからいろいろと議論を続けていきたいなというふうに思います。

それで、この検診の内容については、ある医療機関の社会保障にかかわる部局が、十勝の管内の自治体の特定検診の内容、これを独自に調査したものをいただいて、私も加えて調査いたしまして、一つの資料にしているところです。

ちょっと先ほどの町長からのご答弁とは数字が違ってくるものですから、まずは私の方での数字から述べさせていただきたいというふうに思います。

例えば、帯広市でありますけれども、幕別町より血液検査の項目が1項目少ないのですけれども、対象者は全員無料で実施している。幕別町ですと、1,500円の自己負担がかかるわけです。

そして、35歳以上からも別途検診をもっている。

明らかに帯広市の方が受けやすく、そして、対象も広い。保健行政について理解があるというふうには言わざるを得ないのではないかというふうに思うわけです。

芽室町であれば、自己負担金2,300円と幕別町よりも高いけれども、心電図検査や眼底検査、貧血検査など、そういった詳細項目が医師の診断にかかわらず、全員を対象に実施していると。もちろん、35歳



以上からの検診もある。同じ東十勝の豊頃町では、幕別町よりも検査項目が1項目多くて、心電図検査も多い。

でも、全対象者に無料で実施している。35歳からは人間ドックに助成を行っている。

浦幌町ではほとんど豊頃町と同じ内容で、幕別町と同じ1,500円で実施している。そんなことがあります。

検査内容でいえば、全対象者に心電図検査を加えているのが10町村あって、眼底検査を加えているのが6町村あって、料金で言えば無料で実施しているところが3市町あって、幕別よりも検査項目が少ないのに高いというのも2町あるのですけども、それとは別に検査項目が充実していて、自己負担が同じか安い。9市町村ある。

料金が高くても検査項目が多いので、割合にしたらば安いなと感じるのが3町。そんなようなことで、幕別町の検診の内容が充実、他の十勝管内の町村に比べて充実していないのではないかなというふうに思われるわけです。

ご答弁の中では、独自に詳細検査加えているのは、自治体が6町あるということでしたけども、仮に精査の結果そういうことであったとしても、やはり幕別町の特定検診の内容は不十分でないかというふうに思うわけなのです。

今の私のお示したことと、感想と、それから、検診実施者を増やすための施策の一つとして、事故負担額を見直すということについて、どのようにお考えになっているのか、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 今、谷口議員の方から、各市町村の自己負担率だとか、そういうようなのがお話がありましたけども、それぞれ、実施している内容が違っていて、これは全ての町村の内容を言うのと、かなり時間かかるのですけども、ちょっとお話しすると、管内で帯広と豊頃は無料と確かに。

あと、最高は本別の2,000円、あと、安いのは陸別の500円。

あと、そのようないろんな段階、幕別町は1,500円ということをやっていますけれども、その検診の内容につきましては、幕別町においては尿酸、ヘモグロビンA1c、それから、血清クリアチンを追加項目といたしまして、帯広市と音更町は追加をしておりません。

また、町内医療機関との私たちも契約をしているのですけども、特定検診としましては、全部で6,300円でやっていただいております。

そのうち個人負担が1,500円ということをやっている。

あと、詳細検診につきましては、私たちも先ほど医師の診断に基いてやっている心電図だとか、あるいは、貧血、心電図、眼底につきましては、個人は1,200円負担していただくということで、それぞれ計算をしております。

また、道内でも自己負担なしでやっているというのは、30市町村ほどあるというふうに聞いておりますけども、その内容については、それぞれの町村で、過去からの受診の経過だとか、今までの負担率だとかもありませんし、やっているとありますので、これから、各市町村とのどのようなことでやっているかも検討しながら、どのぐらいの負担率を求めていくのがいいかというの、検討をこれからさせていただきますと考えています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、ご答弁にいただいたことにつきましては、先ほど申し上げましたように、若干の調査内容の違いはあるのかもしれませんが、おおむねわかって、幕別町はこうなのだというところで発言させていただいたわけです。

受診率を上げるのに、なかなか難しいものがあるぞということの中では、検診料が安いに越したことはありませんし、疾病を早くに見つけるということであれば、検査項目が多いのいいに決まっているわけでありまして、そして、これらのことを進めれば、たくさん受診する方がいれば、お金もかかわるわけですが、結局これらは早期発見、早期治療の中で、国保財政の軽減につながるものというふうに思うわけです。

何よりも健康で長生きする。そういう町民の願い要求につながっていくのだと思うのですよね。

ですから、少しでも受診内容について充実させて、負担がなく受けれるように、ほかの自治体の状況を見ながら、幕別町が一番いい町だというふうに言われるような施策をしていただけるような、そんなことになればいいなということをお心から願います。

併せまして、40歳以上の若年者検診のことになりますけども、先ほど、大変厳しいご答弁だなというふうに思いました。

30代では、このメタボリックシンドローム、40歳以上では約50%であるのに対して、半減の25%であると。しかし、25%という状況であれば、やはり、十分管理が必要な数字であるのだというふうに思うのですよ。

もちろん、本人の自覚がそれを醸成することが一番ですけども、しかし、1回目の質問の中でありま

したように、今、大変非正規雇用が多くて、職場の検診ということの対象にならない人が多い中で、そして、収入もなかなか厳しい状況がある中では、町が主催する大きな負担のかからない検診があるということが非常に望ましいのではないかとこのように思うのです。

これも国保財政に反映していく中身だと思うのですが、改めて、若年者検診の実施についても検討していただけるようにならないのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご意見、ご提言をいただきました。

私も谷口議員がおっしゃられるように、町民の健康を守るという観点から、少しでも町民の皆さんが多く受診していただいて、そして健康に気を使っていただき長生きしてもらおう。そのことには同じ意見であります。

ただ、今まで、今回初めてのスタートということで、町村にとってもそれぞればらばらな施策と申しますか、検診項目、あるいは対象年齢、いろんなことに相違が出ているようであります。

これら今後進めていくうちに、当然いろいろな部分で調整されるもの、あるいは、我々も改めなければならないもの。新たに加えなければならないものも当然出てくるのだろうというふうに思っております。

そうしたことも含めながら、ただいまいただきましたご意見の中からも、十分内部で検討させていただきながら、今後の施策の中で対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、二つ目の質問の方に移らせていただきたいというふうに思います。

いろいろと数字をお尋ねいたしましたけれども、やはり、町長からもご答弁いただきましたけれども、これからのエネルギー政策、自然エネルギーをどんどん活用していくということは非常に重要なことであるというふうに思います。

その中での入り口の一つというふうに、この太陽光発電、風力発電は言えるかと思っておりますけれども、ご答弁では、18年から始めた住宅用太陽光発電システムの導入補助事業、年間4世帯ずつ利用があつてと。現在、12件であると。まだ20年度については幾らの補助ということは決まっていなくても、大体過去2年間においては、システム設置費用は174万円から510万円、平均で234万円。大体補助金額は、1件の当たりの限度額である15万円近くになっているということのご答弁をいただきました。

たくさんのご家庭が、このシステムを導入していきやすい。そういったふうにしていくべきだというふうに思うわけです。

しかしながら、平均で235万円、なかなかの大きな投資であるかというふうに思います。

設置された方ですけども、やはり、温暖化ガスの削減に向けては、はっきりとした意思表示のできる方であり、また、電気料金の節約に向けて導入を決めるのだろうというふうに推察することができると思います。

灯油がどんどん高騰していく。そういう中で、今後ますますこのシステムの導入について検討されるご家庭が多くなっていくのではないかとこのように思いますけれども、今のところ新エネルギービジョンの達成率は27%ということでもありますから、もっともっと広めていかなければならないこの点からも、そのように言えるのだと思うのですが、改めて、20%の電気料削減というモニター結果も広げる中で、このシステムをもっと多くの方が利用できるようにしていくのが望ましいと思っておりますけれども、その点はいかがお考えになりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、これからの時代の中であつて、こうした新エネルギーを有効に活用すること。大変重要なことだというふうに押さえております。

件数、あるいは限度額の今の15万円がいいのかどうか。これは他町村でいきますと、帯広市あたりは20万が限度だとか、音更あたりもそうだというようなことを聞かされます。

あるいは、件数が何件でなくて、200万なら200万の予算の範囲の中で幾ら。限度20万と。そういうようなことの制度を補助要項で持っているところもあるようであります。

そういったことも含めながら、私もこれから対応していくのですが、たまたま今の段階では、5件、6件、今年当たりは4件というような状況なものですから、今、規定の制度の中で、当面進めようかというような状況でありますけれども、当然、これからの情勢を見ながら、これらについても改善できるものは改善していくべきものだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 5番目のことにもかかわってきますけれども、これから新たに施設建設する際には、このシステムの導入も検討されると。民間の事業所についても、導入を啓蒙していきたいということのご答弁をいただいたところですが、本当に強く導入される場所が多くなるように望んでいるところです。

風力発電の方に行きたいというふうに思います。

年平均で秒速4メートルの幕別町では、6メートルないと発電が伴わないということの中では、厳しいのだということのご答弁をいただいたところでありますけれども、これは私も全然素人ですので、幕別町にどこか局地的にでも風速6メートルのところがあれば、検討の余地があるのではないかなというふうに思うわけなのです。

この風力発電について、ちょっと数字を紹介しますと、道東地域にあります浜中町が、2000年の3月から定格出力600キロワット、3枚のプロペラで発電するわけですが、これが1台稼働しているということなわけですが、温泉付の保養施設の電力を賄いながら、その上で毎年1,000万円近い金額を北海道電力に売電して、町の収入にしてきている。そんなことがホームページで紹介されたいところですよ。

そして、2006年から別な設置業者がさらにもっと大きいのを1台、売電事業のために稼働を始めています。そんなことも紹介されていたところでした。

浜中町の発電状況資料によると、風速は平均で5.92メートル、6メートルですね。

そんな強いわけではないのだけでも、こういう大きな成果を上げているところなのです。

ですから、幕別町は厳しいということでは、それはわかりますけれども、どこか局地的にないかということも含めて、調査研究をするに十分値する事業内容かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 風力発電、先ほども言いましたけど、過去に調査をした、研究した結果、先ほどの数値を申し上げたのですけれども。

これは町が、素人が集まってもなかなかできませんから、NEDOという機構があるのですけれども、そこをお願いして調査をしてもらった結果、先ほどのような数値が出てきて、幕別では無理だろう。

ご案内のように、十勝でもどこも実はそうしたものはないわけでありまして、どちらかという、今、浜中の事例がありましたけれども、道北に行っても海岸線あたりが多いのかなというふうに言われております。

ただ、これも最近、ちょっとあちこちで、風車なるものが段々痛んでくると。あれが今度新しいものに取り替えるには、またすごいお金があって、何か廃墟でないですけども、ただ立っただけで、ちょっと景観上も危険だというようなことも言われておりまして、なかなか風力発電で採算ということは難しいのが現状だという話もします。

ただ、その前段に、幕別町としては、今まで委託させていただいて、調査した中では、まず難しいのだろうと。

本当は浜中でもいいのですけれども、どこか見させていただいてというようなことも調査すればいいのですけれども、頭からもう無理だということはちょっと前提的にあるものですから、なかなか調査までは行っていませんけれども、そんな実情であることだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 風力発電については、私も一定ちょっと調べて発言させていただいたところです。

引き続き、検討課題ということで、新エネルギービジョンの達成のために、大きなテーマにさせていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、発電については、海外の話になりますけれども、発電の自然エネルギーの割合は、ドイツが一番進んでいるわけですが、2020年までには、27%という目標設定している。アメリカでは15%の導入を義務付ける。そういったことを法制化しようと進めていると。

日本では、新エネルギー利用特別措置法による導入目標が、2014年で1.6%と。中国に比べて一桁少ないような、そんな状況になっているのですね。

地域から日本の未来を変えていくと。幕別町から資源エネルギーの積極的な活用を迫りながら、大きな影響を与えていく。そんなことになればいいなというふうに思っています。

先ほども言いましたが、達成率が27%、だまっけては達成できないというふうに思います。

この点について、町長のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 二酸化炭素の削減、あるいは、新エネルギーの開発、これからの行政の中でも大きなウエイトを占めていく事柄だろうというふうには押さえております。

ただ、なかなか先ほどの前段議員さんの質問にもありましたように、なかなか1町村だけではやりきれない部分も多分にあるのだろうというふうに思っております。

今、豊頃BDFの工場ができて、菜種あるいは我が町からもいろんな廃油を持って行って、新たな燃料として使用されている。

そういったことが十勝全体、あるいは北海道全体の中で広まっていくことが、やはり大切なことなのだろうというふうに思っております。

そういった意味で、町民の皆さんの協力もいただきながら、あるいは、会社や企業の力もいただきながら、やっぱり町としてやっていけるところから手をつけていく。努力をしていくということが、これからも我々に与えられた問題だろうと、課題だろうというふうに思っておりますので、引き続き、そう

したことに意を用いながら、対応いたしてまいりたいと、そういうふうに思っております。  
○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。  
なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（16：25 延会）

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成20年第2回幕別町議会定例会

(平成20年6月18日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第1号 平成19年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 議案第47号 幕別町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第48号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第49号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第51号 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第52号 幕別町居宅介護支援事業等の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第53号 町道の路線変更について
- 日程第10 議案第54号 平成20年度幕別町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第55号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第57号 工事請負契約の締結について(札内中学校大規模改造工事(建築主体))
- 日程第13 議案第58号 工事請負契約の締結について(札内中学校大規模改造工事(機械設備))
- 日程第14 議案第59号 財産の取得について

# 会 議 録

平成20年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年6月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月18日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      14 永井繁樹      16 大野和政  
17 杉坂達男      18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)  
15 杉山晴夫
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教 育 委 員 長 林 郁男      代 表 監 査 委 員 市川富美男  
会 計 管 理 者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 川島廣美      札 内 支 所 長 久保雅昭  
教 育 部 長 米川伸宣      消 防 長 熊谷直則  
総 務 課 長 川瀬俊彦      税 務 課 長 姉崎二三男  
糠内出張所長 所 拓行      企 画 室 参 事 長谷 繁  
福 祉 課 長 横山義嗣      保 健 課 長 羽磨知成  
こども課長 森 範康      町 民 課 長 田村修一  
商工観光課長 八代芳雄      土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄  
土 木 課 長 角田和彦      施 設 課 長 澤部紀博  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      経 済 建 設 課 長 古川耕一  
監査委員事務局長 坂野松四郎      学 校 教 育 課 長 伊藤博明  
幕別消防署長 稲上隆雄
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春

# 議事の経過

(平成20年6月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番増田議員、9番牧野議員、10番前川敏春議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 15番杉山議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 次の2点について、一般質問をいたします。

一つ、男女共同参画社会推進条例の制定を。

男女共同参画社会基本法は、1999年につくられました。この法律では、あらゆる分野で男性と女性が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられています。

制定されてから9年経ちますが、日本の女性の社会参画水準は、西欧諸国のみならず、一部のアジア諸国と比較しても、決して高いとは言えない。働く場における女性の参画の低水準、男性の家事育児時間は諸外国と比較して著しく短いなど、日本での男女共同参画の遅れが指摘されています。

地方公務員の女性幹部職員の登用、職域拡大などを図ることは、自治体の努力で改善できるものであり、その自治体の男女共同参画の取組みが直接表れる問題でもあります。

自治体の男女共同参画にかかわる施策についての苦情や人権侵害を受けた場合に、身近に訴えることができ、迅速に処理される機関の充実も求められています。

男女が互いに人間として理解し合い、男女平等を教育的側面を実現するために具体化されたのが、男女共学でした。

2006年12月に改正された教育基本法では、人間として理解し合うには、共学でこそという深い意味のあった第5条、男女共学が丸ごと削除されています。

このことは、男女共同参画社会の推進に逆行するものです。

したがって、次の点について伺います。

- ①男女共同参画社会実現のための推進状況は。
- ②町の女性幹部職員の登用、職域拡大の計画は。
- ③職員の育児休業、子どもの出世時における父親の休暇、年休などの取得率は。
- ④女性に対する暴力根絶への啓発は。
- ⑤配偶者暴力相談支援センターの設置を。
- ⑥広報などを活用し、啓発を。
- ⑦幕別男女共同参画社会推進条例の制定を。

次に、2番目です。

学校施設の耐震化促進を。

地震は予告なしに人々の生活を脅かします。

5月に発生した中国の四川大地震では、学校施設が倒壊し、多数の子どもたちが一瞬にして尊い命を奪われ、2004年、2007年に大地震に見舞われた新潟県でも、校舎が被害に遭っています。

14日には、岩手・宮城を中心に広い範囲で震度6強の地震があり、多くの被害が報じられています。

地震の多い日本では、児童生徒たちが1日の大半を過ごし、学習、生活の場である学校施設の安全性を確保するために、耐震化が急がれます。

また、学校施設は地震等の災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たす重要な施設でもあります。

1952年、1968年、2003年に発生した十勝沖地震でも、いずれもマグニチュード8前後で、震度の強い地震に見舞われています。

2003年に発生した十勝沖地震では、児童生徒が学校で活動している時間帯に地震が発生していれば、深刻な人的被害が起きた可能性があったと指摘されています。

したがって、次の点について伺います。

- ①学校施設の耐震診断実施状況は。
- ②耐震補強工事完了率は。
- ③耐震化の達成年次計画は。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「男女共同参画社会推進条例の制定について」であります。

本町におきましては、第5期幕別町総合計画の中で男女共同参画社会の形成に向けて、住民の方々の理解を深めることや男女が平等に参画できる機会を拡充すること、そして、子育て支援策の充実を図ることなどに取り組むこととしているところであります。

ご質問の1点目、「男女共同参画社会実現のための推進状況について」であります。

住民の皆さんに男女共同参画社会の実現に向けて理解を深めていただくために、公共施設内にPRポスターを掲示するとともに、理念などが記載されておりますパンフレットを配備し、興味を持ち関心を高めていただくよう普及・啓発に努めているところであります。

また、いろいろな機会をとおり、各種審議会等の委員として女性の参加を促すことに努めているところでありますが、各種会議等におきましては、女性委員からもいろいろなご意見、ご提言等をいただいているところであります。

さらに、町で実施しております全町クリーン作戦など、ボランティア活動等の呼びかけに対しまして、多くの女性の方々が快く応じ、参加いただいているところでもあります。

ご質問の2点目、「町の女性幹部職員の登用・職域拡大の計画について」であります。

本町における人事管理につきましては、職員個々の適性や能力などに応じて適材適所の配置を行っているところであります。昇任につきましては、係長職、課長補佐職、課長職、部長職それぞれの職に



求められる能力、例えば、大局的な視点に立ち業務の遂行ができることや幅広い知識、的確な判断力、部署内の統率力、住民とのコミュニケーション力、長年培ってきた実務経験などについて、総合的な評価をして昇任の判断をいたしているところでもあります。

したがいまして、今後とも性別にとらわれることなく、職員として平等、公平なスタンスのもと人材の登用に努めていく考えであります。

また、職域拡大につきましては、現時点におきましても女性職員を特定の部署に偏って配置しているという事は行っておりませんので、今後も幅広い分野で職務に励んでいただけるよう意を用いてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「職員の育児休業、子どもの出生時における父親の休暇、年休などの取得率について」であります。

平成18年度及び平成19年度の2年間の実績でお答えいたしますと、女性職員が出産し育児休業を取得した職員は8名おまして、育児休業期間は平均で約16カ月間です。出産時における女性職員の夫の休暇につきましては、休日と重なっている場合も含めて2日ないし3日程度ですが、有給休暇などの取得状況につきましては現状では把握いたしていません。

また、この2年間で13名の男性職員に子どもが出生しておりますが、育児休業を取得した職員はおりません。男性職員が妻の出産に係る特別休暇として平均1.3日ほど取得しているところでもあります。なお、有給休暇の取得状況につきましては、一人当たり年平均9.8日という状況で、取得率にいたしますと25%程度になりますが、そのうち子どもの養育等に関係した休暇は、一人当たり年平均3.2日であり、取得率にしますと8%程度となっております。

ご質問の4点目、「女性に対するあらゆる暴力根絶への啓発について」であります。

セクハラや配偶者等からの暴力いわゆるDV等の女性に対する暴力は、人権を著しく侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であろうと認識いたしてしております。夫や恋人などの親密なる関係にある男性からの暴力・DVは長い間、個人、家庭、職場の問題として見過ごされてきましたが、しかし、DVを背景とする殺人事件が発生するなど、より深刻な事態が明らかになり、2001年4月に「配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律」が制定され、現在、さまざまな対策がとられてきております。

ご質問にあります、女性に対するあらゆる暴力根絶への啓発についてであります。北海道が作成した配偶者からの暴力の相談に関するリーフレットなど、役場、支所、保健福祉センターの窓口で配布いたしてありますほか、毎年、「まくべつ産業まつり」や「忠類どんとこいむら祭り」会場で人権擁護委員により啓発活動を行っているところでもあります。

この問題の根本は、男女を問わず暴力を許さない社会に向けた取組みが必要であると考えているところであり、幼少期からの長期的な人権尊重の教育が必要と考えております。今後、教育委員会をはじめ関係機関と協力のもと、あらゆる暴力の根絶に向け、広報紙やホームページなども活用し、啓発活動に取組みたいと考えております。

ご質問の5点目、「配偶者暴力相談支援センターの設置について」であります。

「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」が昨年一部改正されまして、従前は都道府県において相談支援センターを設置することとされておりましたが、市町村においてもその機能を持つことができることとされたものであります。

現在、北海道が設置いたしてあります「配偶者暴力相談センター」としては、北海道立女性相談援助センター、北海道男女平等参画室及び各支庁の環境生活課が相談窓口とされております。相談支援センターの主な業務として、一つ目には「DVに関する相談又は相談機関の紹介」、二つ目には「カウンセリング」、三つ目には「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」、四つ目には「被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助」、五つ目には「保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助」、六つ目には「被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助など」を行なっております。

なお、本町のDVに対する取組みは、支庁や警察、市町村等の関係機関で組織する「DV防止関係機関等

連絡会議」における情報の交換や研修を行い、連携の強化をはかりながら、個別の相談に対応をいたしているところであります。

ご質問の「本町独自の、配偶者暴力相談支援センターの設置を」とのことにつきましては、専門的な知識を有する職員を配置しなければならないなど課題も多く、現状でセンターを設置することは難しいものと考えております。

なお、DVの相談などにつきましては、今後においても、福祉課あるいは保健課が窓口となり関係機関と連携のもと、適切な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。ご質問の6点目、「広報などを活用した啓発」についてであります。

男女共同参画社会の推進に向けた講演会やシンポジウムなども十勝管内で開催されることもあります。今後、町の広報誌やホームページなども活用して周知・啓発に努めてまいりたいと思っております。

ご質問の7点目、「幕別男女共同参画社会推進条例の制定について」であります。

道内の市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況につきましては、平成19年4月1日現在で7市5町となっておりますが、なかなか進んでいないのが実情であります。

前回もご答弁申し上げたかと思っておりますが、本町といたしましては、先進自治体の事例を調査研究するとともに他町村の動向なども注視しながら、町独自の条例制定に関して、必要性も含めた研究をいたしてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

「学校施設の耐震化促進を」についてであります。

昭和53年の宮城県沖地震の発生を受け、耐震設計基準の大幅な改正を盛り込んだ建築基準法施行令が、昭和56年6月に施行されたところでありますが、この耐震基準に基づき、学校施設の耐震化を進めることは、地震発生時における児童生徒の安全の確保につながり、まさに命にかかわる問題でありますことから、喫緊の課題として重く受け止めているところであります。

ご質問の1点目、「学校施設の耐震診断実施状況は」についてであります。

町内の小中学校15校のうち、改正前の基準で建設された耐震診断の実施が必要な学校は、今年度に耐震改修工事を実施いたします札内中学校を含め、9校となっております。

対象校の耐震診断実施率は、優先度調査を含めて100%となっておりますが、札内中学校と糠内中学校の体育館を除いては、すべて、専門家による建物内・外部の目視と建設当時の設計図書により診断したものでありますので、今後、詳細な耐震診断が必要な状況となっております。

ご質問の2点目、「耐震補強工事完了率は」についてであります。

耐震診断を実施した建物のうち、一部を除き詳細な調査である2次診断を実施しておりませんので、現時点で耐震補強工事を要する棟数を特定することはできませんが、昭和56年以前に建設された建物25棟のうち、耐震補強工事を要しないと診断されました札内中学校の体育館を除いた24棟のすべてに、耐震補強工事が必要と仮定した場合には、今年度、札内中学校5棟の耐震補強工事が完了した時点で、耐震補強工事完了率は21%となります。

なお、町内の小中学校校舎は、棟数にして合計53棟であります。そのうち、耐震基準を満たしておりますのは、昭和57年以降に建設された28棟と札内中学校の体育館を含めた6棟を加えて合計34棟となり、札内中学校の工事完了後における学校施設の耐震化率は64.2%となります。

ご質問の3点目、「耐震補強工事の達成年次計画は」についてであります。

これまで、耐震診断や耐震補強工事に対する国の財政支援が、十分に講じられてこなかったことから、必要性を強く認識しながらも実施には至らず、優先度を見定めた中で、本年度から札内中学校の耐震補強工事に着手したところであります。

しかしながら、耐震改修促進法に規定する「市町村耐震改修促進計画」を策定することにより、耐震診断費用に対しても3分の1の補助を受けられることとなりましたことから、今年度中に町長部局にお

いて策定される見込みの「幕別町耐震改修促進計画」を受けて、残された8校19棟の耐震診断調査の実施に努めてまいりたいと考えております。

今、ここで、具体的な耐震補強工事の達成年次計画をお示しすることはできませんが、国におきましては、学校施設における耐震補強工事の補助率の増額を内容とした地震防災対策特別措置法が改正され、加えまして、後年次の起債の元利償還金に対する交付税措置も増額される見込みと伺っておりますので、耐震診断の調査結果をもとに、引き続き、実施設計と耐震補強工事が総合計画の中において位置づけがなされるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 男女共同参画推進条例の件ですが、今、1番目のその推進状況はというところでは、いろいろなところで推進をしてきたということを答弁されております。

その中で、女性の審議会の中では、平成18年度の12月では、25.2%というお答えをいただいております。

今、全国的にこの審議会への女性の登用ということは広く進んでおりまして、今は30%以上を目標にということでしたが、幕別ではその後、その審議会への女性の登用はどのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 数字的なことですので、私の方から答弁させていただきます。

平成19年度におきまして、付属機関と、あと、民生委員等の専門委員等も含めると、女性の人数につきましては27.6%ということになっております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） やはりこういう審議会への女性の参加ということでは、女性のさまざまな意見とか、それから、地域で活動しているそういうものを反映していくことができると思いますので、引き続き、その審議会への女性の登用を引き上げていくということが必要ではないかと思っております。

その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、課長からお話を申し上げましたように、まだ27.6%。ただ、北海道全体でいくとまだ20%にいかない。19.何パーセントだということ、それからすると、うちはかなり進んでいるのかなというふうに思いますけども、今、お話ありましたように、さらに多くの女性の方にもいろんな場面に参画していただく。大切なことだろうというふうに思っております。

特に私どもの町の場合は、いろんな審議会や委員会に公募制度を設けておりますことから、ぜひ、そうしたところにも、女性の方に積極的に参加していただけるように、なお努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、町の女性幹部職員の登用というところでは、答弁の中では、対応平等というのですか。そういうところでは、平等にそういう場を設けているというお答えをいただきました。

ですけれども、この入職したときから同じような条件で講習ですとか研修だとか、そういうものをきちっと行っていくということが大事だということと、もう1点は、女性の場合は産休や何かありますよね。

今、平均して16カ月休暇、育休や何かとっているというお答えもいただいているのですが、そういうところで、産休から戻った場合に、それだけの年月がありますと実際に現場から離れているという状況があります。

そういうところでは、自治体の中には育休、産休をとった後に、そういう職員に対しまして、特別の手立て、講習など行ったりしているというところもあります。

これは男性と違いまして、女性の場合には体を休める育児をするという、そういう諸条件が男性と女

性の違いの中で、仕事を休むわけです。

ですから、その休んだ後のケアといたしまして、そういう研修も必要ではないかと思いますが、その点は町は独自にそういう手立てをとっているのかどうか。とってなければ、そういう手立てをこれからとっていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 産休、そして育児休業をとった後、職場へ復帰した後の、今、研修というお話がありますが、町では現実的には実施はしておりません。

どんな方法があるのか、ちょっと先進地の事例なんかを見てみないとわかりませんが。

ただ、当然、体をいたわるといいますか、体を休んでいたのが急に出勤するというので、過労にならないというようなことで、勤務時間の特例みたいなものは、これは条例の中でも定めておりますので、それらを活用していただければということはあると思いますけども、研修については、今、お話ありましたようなこと。あるいは、他の自治体でどのようなことが実際になされているのか、調査をしてみたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それで、そういう女性の場合には、そういうふうな育休ですとかそういうところから復帰して、職場に戻る。

そういう場合には、確かに一時的にはすぐ、仕事、きちっと対応できないという部分はあるかもしれませんが、それはきちっと対応していけばできることだと思うのですが、そういう中で、そういう立場にある女性をきちっとフォローしていく体制。それも必要だと思います。

そういう点が十分ではないというふうに見受けられる部分もあるのですけれども、そういう対応も、男性職員のフォローも必要ではないかと思うのですが、それは、そういう手立てをとっているかどうか。

その点ももう1点お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 女性をフォローするかは、これは文章的にはこうなさいなんていうものはもちろんないわけですが、私はいつも申し上げておりますのは、女性であろうが男性であろうと、一つの課、一つの係、それぞれが協力し合って自分たちの仕事を進めていくことが大事である。そういうことは申し上げておりますので、当然、男だから女だからでなくて、係の中で、課の中で応援体制をとりながら、あるいはフォローしたり助け合ったりということはして仕事をされているのだというふうに私どもは押さえております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それは男性女性関係なくフォローして仕事していくというのは当然なのですけれども、おうおうにして、まだまだ共働きで女性が職場で働くというところでは、批判が多い部分でもまだあるのですよね。

でも、女性の意識としては、今、52%以上の方が共働きでしていきたいという、そういうアンケート調査でも明らかなように、これからどんどん結婚して子どもを産んでも働いていく女性は増えていくと思うのですよね。

ですから、そういうところでは、男性の理解も必要だというふうに思います。

その中で、女性の幹部が育っていくということも、その自治体为先例をして示していくということも大事な部分ではあると思いますので、そういう点もしっかりと、女性だけでなく、男性もそういうところの研修も進めていく必要があるのではないかと思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますとおり、男女問わず、それぞれ頑張ってくださいの中で、私どもも的確に登用をしていくことが必要であろう、大事であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、男性職員の育児休暇なのですが、この結果を見まして非常に日数が少ない

というか、家庭の中で育児に携わる日数が少ないのではないか。休暇だけを見た時点ですけれども、そういうふうにも実際感じているところです。

やはり、父親も子育てに積極的にかかわっていくということでは、子どもを育てていくということでは非常に大事な部分だと思います。

小さいときから父親がかかわっていく。そういうところでは、私も何年間かそういう家庭をずっといろいろ見てきていますけれども、小さいときから子どもにしっかりとかわっていくということでは、子どもをやはり健全に育てていく可能性が大きいというふうに感じております。

そういう点では、積極的に子どもにかかわる父親の役割というのを果たしていくという点でも、育児休暇、そういうものを父親の育児休暇、そういう産休、そういうものを積極的にとっていくということも必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げますように、男性職員に育児休暇をとるか。あるいは、とらないか。まさにこの判断は自らが判断していくことなのだろうと。

私どもの方から、決してとってはだめだということを申し上げているわけでもありませんし、逆に、ぜひ積極的にとりなさいというようなことを申し上げているわけでも、現実にはないわけでありまして。

やはり、それぞれの家庭の事情があって、必要な職員は当然育児休業、男性といたしながらもとっていただけるのだろうというふうに思っていますので。先ほどのお話ありましたように、ぜひ、男女問わず、夫婦の中で子育てをしていく。大切なことだろうというふうに思っていますので。

私どもとしては、とるとらないよりも、とりやすいような環境づくりといいますか、そういった職場づくりが必要なのだろうなというふうに思っておりますので、引き続きそういう面での意は用いていかなければならないものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 積極的にとれる環境づくりというのを、これから、ぜひ、進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、女性に対する暴力根絶の啓発ということですが、この暴力というのは、DVの場合、体に障害を与える。そういうことですか、あと、言葉の暴力とかいろいろあります。

そういう中では、女性からみればこういう言葉が非常に傷ついたりとかあるのですが、そういうところは本当に男性側では気がつかない部分があるのではないかと思います。

そういうところでは、アンケート調査ですとかそういうところで、しっかり女性の立場の意見も聞くということも大事ななというふうに思います。

特に暴力に関してでは、これはきちっと対等で話し合いで物事を解決するというのではなくて、力で言うことを聞きなさいという、そういうことにつながると思うのです。

そういうふうになってしまいますと、女性、暴力で言うことを聞かせるといふふうになりますと、自分の思うことを言えない。そういうことにもつながってしまいます。

そして、家庭の中でもこの暴力は連鎖していくということも、いろいろな中で言われております。そういうところでは、しっかりと暴力はだめだということを、これから進めていかなければならないというふうに思っております。

これは今お答えの中では、教育委員会とかそういうところと連携をとっていくということをお答えいただきました。

特に高校生や何かの場合には、そういうことも多々あるという、十勝支庁の窓口でも言われております。

そういうところでは、養護の先生たちが大きな役割を果たしているということでは、そういうところともしっかりと連携をとっていくことが必要ではないかと思えます。

あと、家庭内の暴力というのは、微妙なところがありまして、どこにでも相談できるという、そういうものでもないというふうに思っていますので、いろんなところで相談窓口が大切だというふうに思えます。

今、若い家庭の中でも暴力が内在しているのではないかということで、十勝支庁などでは、こういう小さなお財布に入ったりだとか、そういうカードを置いているのですよね。

この大きな、北海道で出しているこういうパンフレットというのも大事だ。啓発のために大切だと思うのですが、乳幼児健診ですとか、それから、保健師さんの相談窓口ですとか、そういうところにこれをそっと置いておいて、誰でも必要なときに利用できる。こういうカードというか、啓発のカードも必要かなと思いますので、工夫をしまして、いろんな方に知らせていくということも大事ではないかというふうに思っております。

それと、このDVの問題ですが、ちょっと調べましたら、確かに件数は去年よりは減っているのですが、十勝支庁の担当の方に聞きますと、これは内在してしまっていて、そういう機関がもっと至るところにありましたら、相談される方が多いのではないかとこともあります。

それで、調査結果といたしましては、去年は30代の方も多いのですが、60歳以上の方の相談も多いということでは、ずっと我慢我慢していたのが、このぐらいの年代になってやっとそういうことを言えるという状況になったという、そういう結果ではないかという専門の方もおっしゃっています。

ですから、こういう窓口を多く開いていくことが大事だと思います。

保健師さんや何か、確かに専門の仕事もあると思うのですが、そういうDVの講習なんかも専門職の一部の中に位置づけまして、講習も受けまして、そして、訪問したときや何かでも発見できる。そういう研修というのも必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話いただきましたこのパンフレット。これも北海道のパンフレットですが、こういうところで相談をしておりますので、いつでもお気軽に相談ください。

今、お見せいただきましたものも、同じように、先ほど言いました庁舎あるいは保健福祉センター、あるいは札内支所に置いてあるということでもありますので、必要な方はということになろうかと。見ていただけるのではないかとこのように思います。

後段のその保健師等も研修を含めて、そういった家庭内の暴力を指導できるように。この辺がなかなか専門的知識というのはどの程度までなのかというのを、難しいのかなというふうに思います。

私だけで、今この場でどうだとか判断はちょっとできませんけども、十分保健師との話の場の中でもいろいろ相談をしてみながら、対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 保健師さんもお忙しい中ということですが、家庭を訪問するということでは、一番的確に判断ができる状況にあるのではないかとこのように思います。

相談支援センターの設置というのは難しいというお答えでしたけれども、やはりこういうものがありますと、地域の女性の方、気軽に相談できるという、そういう状況になるというふうに思いますので、これもできれば設置の方向で検討していただければいいのかなというふうに思っております。

それから、条例の制定ですが、これは今、条例制定が進んできているという状況でもあるのですよね。

条例が制定できなくても、策定をしていこうという方向でも、随分と進んでいるのですが、幕別町としては、その策定をしていくかどうか。その点も明らかではないのですよね。

その点もちょっとお聞きしたいと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、北海道の一覧表を見せていただきますと、なかなか条例制定が進んでいない。

しかし、一方では、管内でもそうですけれども、計画を策定する。いわゆる男女共学参画のプランですとか、あるいは、それに伴う基本計画ですとかって、こういった計画を持っている町村がだんだん増えてきている。

そういったことを含めて、今までも答弁の中では、先進地の事例を調査しながら対応したいということで今までの答弁でも申し上げてきましたけれども、今回、さらにこういったものが出てきたものです。

から、これらも含めて、さらに調査させていただきたいということで答弁をさせていただいたわけがあります。

なかなかその条例までいかなくても、その前段として、こういった計画策定が本当に効果的なものになっていくのかどうかも含めて、調査をさせていただきながら、取組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ぜひ、策定の、まず段階として策定の方向にということなのですが、今、この男女共同参画に対する批判というか、そういうものも非常に多く出てきているというふうにも聞いております。

ここに問題になるのが、ジェンダーという言葉が、男性と女性の中性化につながるのではないかとか、そういうさまざまな意見も聞かれてきていると思うのですが、生物学的に見て、男性と女性というのは別だというのは誰が見ても明らかです。

このジェンダーというのは社会的な文化的な積み上げの中で、差別というのが出てきたという、そういう考え方がジェンダーであって、これはやはり、家庭の中でも社会の中でも、きちっとした役割分担、そういうことを認識し合いながら、お互いに培っていくというのが大事だという、これがジェンダーだというふうに思っております。

そういう中では、まだまだ社会的にも法の中でも、女性はまだ差別されているという、そういうもの。一つが戸籍というのもあるのですけれども、そういうふうな中で、まだまだ差別的なものがあるのではないかと、そういうところできちっと法で守っていくということが大事だということ。そういう意味では、この男女平等参画条例というのは非常に大事だというふうに思っております。

そういう中で、女性も男性も生きやすく、暮らしていくという点は非常に大事だというふうに思っておりますので、その策定もいつごろまでにしていくのか。そういう見通しもお聞きしたいと思うのですが、これ、ずっと、私3回目なのですが、いつも検討中できているのですよね。

ですから、いつまでに策定をしていくかということもお聞きしたいと思うのですが、平成19年度までに制定するというのは、全道では二つ、それから、平成20年度に制定したいというのが14なのですよね。

それで、策定も考えているというところでは、33の市町村が北海道では考えているということです。

それで、現在策定していないけれども、策定を検討中の10の自治体があるのですよね。

そういう点では、いつまでに、このまず段階的に策定を進めていきたいか。その点もお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁させていただきましたけども、今、お話ありましたように、条例制定されているのが、道内では7市5町だと。そして、計画策定されているのが24市9町で33。全体的にいくと非常に少ない状況になる。はたして、どうしてこう進んでいかないのかというところの原因といますか、要因といますか、そういったことも我々の立場からすると、いろいろ調査していかなければならないのかなというふうなことも思われます。

それと、先ほど言いましたように、今までは条例制定を先にあって、その後この計画というものが出てきたと。これらとの関連も調査していくことが必要でないかというようなこと、3回とも同じような先進地の事例調査をさせていただきたいというような答弁で終わっているのですけども。

これが今後、今、言いましたような計画を策定した町村等の状況、管内にも芽室町とか士幌町、現実にあるわけですから、そういったところの調査も含めながら、この問題に当たっていききたいと。

ただ、今の段階で、今年度中に、あるいは来年度中にということまでの、まだ見通しというのは立っておりませんので、内部で十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） なぜ進まないのかということですよ。

その中では、私たち女性の立場から進めてほしいという声がたくさん上がっております。

そういう運動も進めております。

そういう中で、女性のそういう意見を真摯に受け止めていただけるのであれば、策定も早く進みますし、そういう点もぜひ考慮していただきたいと思いますが、その点はいかがなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 繰り返しになるかもしれませんが、当然、そういった声に答えていかなければならない問題であろうというふうに思っていますので、十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、学校の耐震化の問題です。

今、学校の耐震では、調査は100%終わっているということですが、耐震化をどのように実施していくかということですが、今、この学校の耐震化を進んでいない学校の中で、避難場所になっている学校があると思います。

その学校の、避難場所となっている学校の中で、耐震化を進めていかなければならない学校があると思うのですが、その学校数と学校名がわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 現在、幕別町の計画上、非難場所に指定されておりますのは、糠内小学校と駒島小学校を除く13校であります。

ですと、56年以前の建物ということになりますと、幕別小学校、古舞小学校、明倫小学校、札内南小学校、札内北小学校、糠内中学校、忠類中学校の7校ということになります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その学校が耐震化をこれから進めていかなければならないということですよ。

非難場所になっていて、耐震化を進めていかなければならない。補強していかなければならない学校が、今、お答えいただいた学校ということですね。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 非難場所になっているのが、今お答えした学校なのですが、当然糠内小学校も含めて、耐震補強工事の対象になるものと思いますが、教育長から答弁いたしましたとおり、詳細な耐震診断をまだ行っておりませんので、その後、明確になるものでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） そういう点では早急にということが、今、必要だと思うのですよね。

それでお答えになっていただいておりますが、耐震補強工事の補助率というのは、今、国会でも引き上げられましたよね。

それも2010年までに補強工事をしていく場合には、耐震補強工事の補助率を3分の2まで引き上げるということも国会の中で、今、予算もつけられておりますね。

そういう点では、早い時期に耐震化を進めていくことが必要だと思うのですけれども、その点はどのようにお考えになっているか。

まだ詳細なことは、年次計画なども計画されていないということなのですが、国会でこのような対応をとっているときに、やはり早急にきちっと連携をとりまして、耐震化を進めていくということが大事ではないかと思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど答弁をいたしましたのですが、地震防災の対策特別措置法、これが改正されました。

そのことによりまして、2008年から10年までの3カ年の時限でありますけれども、補強工事につきましては、2分の1の補助率を3分の2、従前改築と言われた部分ですね。

改築については、3分の1から2分の1に引き上げるということでもあります。

なお、それに交付税の措置を加えますと、例えば、補強工事でありますと31%の市町村負担でありま



したけれども、計算上は13%の負担。通常言われております3割から1割負担にということで軽減がなされます。

いずれにいたしましても、今年度、市町村の耐震改修促進法に基づく促進計画、これを年度内に町長部局において作成しなければならないというふうになっておりますので、その中で議論されることではありますが、二次診断に至る、どこをどう補強しなければならないか、具体的な学校、それから、そういった数値を出した上で、優先順位を決めながら協議をしていくということになるかと思えます。

いち早く実施をしなければならないということについては、同じの意味であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） そこはやはり早急に進めていくべきだというふうに思います。

それで、ずっと十勝沖地震もこの間、何年かおきに起きていますよね。そこはマグニチュード8前後なのです。

そうすると、今回の東北で起きた地震よりも強度の強い地震だということでは、非常に心配されるわけなのですよね。

ですから、そここのところの補強工事を急ぐということと、それから、避難場所になっている学校の補強工事というところも、早急に進めていくべきだというふうに考えています。

これから町長部局と打ち合わせをして進めていくということですが、そここのところも十分加味しまして、早急に診断し、補強工事をしていくということを進めていっていただきたいと思えますので、再度の質問になりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 早急に診断を進めなければならないということについては同感するところであります。私どももそう思っております。

ただ、6月の14日に発生をいたしました岩手・宮城のこの内陸地震につきましては、被害も最小限だったというふうにお聞きいたしております。

マグニチュードは高かったのですが、結果として、あまり校舎あるいは体育館に損傷がなかったという結果が出ております。

いわゆる56年以前の基準で、現在の建物全ての学校が建っておりますから、それでいきますと、震度5弱までは耐えられるということでもありますけれども、岩手・宮城のような地震がきますと、倒壊の恐れがあるという範疇になります。

ただ、0.3という一つの基準がありまして、2次診断をやってみなければ、どういう数値になってくるかについては、そういうことも含めて確認をしていくという観点からいくと、二次診断を急ぐべしということになるかと思えます。

町長部局とも連携をとりながら、財政当局ともいろいろありましようけれども、金額がそれなりにかかりますので、苦しいところは苦しいわけでしょうけれども、できれば、子どもたちの命、安全を守るために、委員会としてもこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(10:51 休憩)

(11:05 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

1点目、公契約における雇用の改善についてであります。

雇用の悪化が、格差と貧困を拡大し、働いても暮らしが成り立たない、いわゆるワーキングプアが社会問題になっておりますが、最近では官製ワーキングプアが拡大していることも重大な問題となってきて

います。

この始まりは、国がコスト削減のため、民間活力の導入を基本に据えた行政の役割の見直しを決めた第2次臨時行政審査会から今日まで、26年間続いてきており、公共サービスの民営化は際限なく進められてきた。

そんな中で広がってきています。

当然、公務にかかわる民間労働者は増え、現在では全国で1,000万人を超えたというデータが出されています。

幕別町でも、幕別町行政改革大綱推進計画により、業務の民間委託や指定管理者制度の導入が進められておりますが、公共事業の予算の削減や単価の引き下げで、その多くが従事する労働者の賃金削減等、雇用条件の悪化につながっていることは、多くの町民から語られています。

特に業務委託が更新されました今年4月から、賃金が大幅に下がった。あるいは、1日の雇用契約であったものが、半日しか仕事がないなど深刻であります。

また、本来、臨時的な仕事と限定されている町の中での臨時職員についても、保育所等で恒常的な仕事に就き、町職員全体の中における非正規職員も増えているかと考えます。

生活が成り立つ賃金の保証や雇用条件は当然のことであり、特に公的事業で十分な賃金の保証がされないというワーキングプアがつけられるようなことはあってはならないものと考えます。

実態の調査と改善に向けた取組みを行う必要があります。以下、4点について伺います。

1点目、公的業務従事者の雇用の実態についてであります。

2点目、契約内容の積算に基づく雇用実態になっているかどうか。調査または指導について伺います。

3点目、職員の非正規雇用の実態について伺います。

4点目、先進地に学び、雇用条件などを明記した公契約条例の制定などについての見当についても伺います。

次、消防の広域化について、お伺いいたします。

世界の各地で大災害が続き、国内でも今年14日、岩手・宮城内陸地震が発生し、尊い命が失われる一方で、道路や橋が崩れ、大災害となっております。

改めて防災のあり方が問われている現状にありますが、平成18年6月、国は消防組織法を改正し、7月に消防の広域化に関する基本指針が告示されました。

広域化は市町村の自主的な判断によるとされながら、都道府県には推進計画の作成が求められ、北海道からは19年度末に提出されています。

十勝圏においても、平成18年4月に消防広域連携推進協議会が設置され、調査研究を行ってきておりますが、この内容につきましては、すでに地元紙におきまして、十勝一元化の広域再編案として報道されています。

消防の役割はもとより、住民の生命、財産を守ることであり、住民主役で地域の特徴、あるいは特性に見合った消防体制の確立が一番重要であると考えます。

今後、町としてどのような方向性を持ち、消防体制を確立していくお考えにあるのか、伺いたいと思います。

1、現在の幕別町における消防力の充足率について。

2、十勝圏域常備消防の広域再編のに向けた調査、研究報告書の概要について。

3、地域の特徴や特性に見合った消防体制の確立強化について。

4、住民の声が反映する仕組みづくりについて。

5、デジタル化計画と、また、財政負担について伺います。

最後であります子どもの権利条約の制定について、伺います。

今、格差貧困が広がる中で、社会の情勢においてさまざまな分野で問題を生じさせていますが、中でも子どもに与える影響は大変大きく、子どもの人権尊重と安心して生まれ、豊かに生きることのできる環境をつくることは大変急がれる課題であります。

1924年のジュネーブ宣言から始まり、1959年の児童の権利宣言が国際的な舞台で、国連で宣言されたのを皮切りに、全世界的な規模で子どもの権利条約の制定が進み、確立されてきました。

我が国でも、1994年によく世界から遅れをとりながらも制定されてきたところでもあります。

全54条からなる条約の内容は、大きく四つの権利、一つには、生きる権利、二つには育つ権利、三つ目には守られる権利、そして、四つ目には参加する権利。これらは保障することを定めています。

児童の虐待、いじめ、犯罪、売春などなど、子どもを取り巻く過酷な環境から守り抜くため、条例の制定は急がれる課題と考えます。

これまでも議会で再三求めてまいりましたが、町としてのこれまでの取組みと見通しについて、伺うものであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「公的業務の従事者の雇用の実態について」であります。

昨今のテレビや雑誌などの報道におきまして、ワーキングプアということが取り上げられてきており、社会的な関心が高まっているところであります。

ご質問の1点目、「公的業務の従事者の雇用の実態について」であります。

本町における公的業務としては、公共施設管理業務、公園等管理業務、車両運行業務などのように民間企業等に業務委託しているものや百年記念ホール等の指定管理者業務などが考えられるところであります。

町全体の雇用対策の視点から申し上げますと、本町独自の事業所雇用実態調査を2年ごとに行っておりまして、一週間の労働時間、休暇制度、諸手当の支給状況など一定の雇用状況につきましては、把握しているところであります。

しかし、調査項目内容が細部について求めているものや回答が詳細でないものなどがあり、勤務条件、賃金体系、社会保険の加入状況など全て詳細に把握できている状況とは言い難い面があります。

ご質問の公的業務の従事者の雇用に関する詳細な実態につきましても把握できていないのが現状であります。

ご質問の2点目、「契約の積算に基づく雇用実態となっているか調査と指導について」であります。

町は、委託業務を発注するにあたりましては、その業務が町の求める業務仕様及び水準を満たし、確実に遂行されるのに必要となる人件費や物件費などを積算し、予定価格を設定した上で、入札等の方法により委託業者を決定しているところであります。

通常、契約金額は予定価格以下になるわけでありまして、受託業者は、当然その金額で業務を請け負い、町の求める業務仕様及び水準を満たし確実に遂行していただくこととなります。町といたしましては、受託業者に対して、業務内容が仕様どおりに確実に実施されることを求めるものであります。

従業員の雇用状況に関しましては、北海道の最低賃金制度など法令順守を前提として適切に行われているものと理解をいたしているところであります。

したがいまして、業務受託者等に対しまして、従業員の賃金などについての指導等は馴染みにくいものと考えております。

ご質問の3点目、「職員の非正規雇用の実態について」であります。

まず、本町の正職員配置につきましては、条例で定められている定数の範囲内におきまして、総職員数を必要最小限度に抑えた中で、部署ごとに適正かつ効率的な配置となるように努めているところでありますが、必要に応じて臨時職員を雇用し、住民サービスに的確に対応すべく取り組んでいるところであります。

本町の臨時職員の雇用実態についてであります。平成20年度当初におけるいくつかの事例を申し上げます。

役場の本庁舎内におきましては、正職員112名、嘱託職員7名、事務補助の臨時職員11名が勤務いたしております。嘱託職員につきましては、勤務時間は正職員と同じであり、有給休暇は1年あたり最大で

20日、賃金は月額賃金制、社会保険にも加入いたしております。

また、事務補助の臨時職員につきましては、勤務時間は正職員と同じであり、有給休暇は1カ月あたり1日、賃金は日額賃金制で社会保険には加入いたしております。

常設保育所におきましては、基本的に国の保育基準に基づきまして保育士の配置人数を決めておりますが、さらに、障害のある児童の対応等として必要に応じて加配をいたしております。常設保育所5カ所の合計で、正職員の保育士、今26名いますけれども、3名が育児で休んでおりますから、今現在は23名、臨時職員の保育士は30名となっておりますが、このうち、今申しあげました加配は6名であります。雇用条件につきましては、役場本庁舎内の臨時職員と同様であります。

また、幕別学校給食センターでは、事務職の正職員3名、道職員の栄養士2名、常雇の調理員4名とパートの調理員12名となっておりますが、給食の調理におきましては、米飯の日は15名、パンまたは麺の日は14名の調理員が業務に取り組んでいるところであります。パートの調理員の勤務時間は1日あたり6時間、賃金は時給制、雇用保険等への加入があるということでもあります。

ご質問の4点目、「先進地に学び雇用条件等を明記した公契約条例制定の検討について」であります。IL094号条約であります「公契約における労働条項に関する条約」につきましては、日本政府はまだ批准していないところであります。日本国内におきましては、公契約条例の制定も含めた公契約運動があるというふうにお聞きをいたしております。今後、研究してまいりたいというふうにと考えるとあります。

次に、「消防の広域化について」であります。

大きく変化する消防のニーズや今後、ますます進む人口減少や高齢化社会の進展に対応し、消防責任を果たすためには、消防のさらなる広域化が重要な課題となっております。

このことから、今、ご質問いただきましたように、国においては、平成18年6月に改正した「消防組織法」及び同年7月に告示されました消防の広域化に関する「基本指針」において、各都道府県は、自主的な市町村の消防の広域化の推進等に関する「推進計画」を定めることとし、北海道においては、平成20年3月に北海道消防広域化計画を策定したところであります。

これまで十勝圏といたしましては、平成16年8月に、十勝圏複合事務組合の中に「広域連携検討会」を立ち上げ、その中に専門部会として「消防部会」を設け、調査・検討を行なっていました。その後、平成18年4月に、管内の六つの消防本部と十勝支庁が連携し、「十勝圏消防広域連携推進協議会」を設置し、消防の広域化や消防救急無線のデジタル化整備等の調査・研究を行い、その内容につきまして、過日、新聞報道にあったところであります。

ご質問の1点目、「幕別町における現在の消防力の充足率について」であります。消防力の基準は、3年ごとの「消防施設整備計画実態調査」により、各消防本部を対象として実施されているところであります。

算定方法につきましては、国が定めている「消防力の整備指針」により実施いたしておりますが、平成18年4月1日現在における幕別消防署の職員の充足率は80.9%で、全道68消防本部の平均が73.3%でありますので、7.6ポイント上回っている状況にあります。

また、消防車両の整備状況は、消防ポンプ自動車、救助工作車に関しては、ほぼ充足しており、特に救急自動車は3台保有しており基準を上回っている状況にあります。

ご質問の2点目、「十勝圏域常備消防の広域再編に向けた調査・研究報告書の概要について」であります。消防を取り巻く状況として救急件数が年々増加していることや、自然災害を含めたあらゆる危険に備えた地域防災体制の整備が求められていること。

また、業務の高度化や専任化、特殊車両や高度機材の配備、人員の適正配置などの広がる消防需要に対応していかなければならない中で、現状では多くが小規模自治体のため、その対応には限界があり、そのためにも広域連携が必要であるとされているところであります。

広域化の方法については、一部事務組合方式で消防本部の統合改組を行い、現在の6本部を一つに統合、本部内組織として3方面本部を設置し、各市町村の19署を7署12支署化としているところであります。

す。

人員については、現在、管内6カ所の消防本部全体で688人おりますが、将来的には26人減の662人とし、総務や管理部門をスリム化し、救急部門や救助部門の人員を手厚くして配置するというものであります。

財政負担のあり方については、市町村負担率の均衡を図るとしており、必要とする運営経費は一定の基準で市町村が拠出するなどしております。

いずれにいたしましても、このたびの報告書は、今後の協議のあくまでもたたき台となるものであるということをご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、「地域の特徴や特殊性に見合った消防体制の強化と確立について」であります。消防の広域化については、北海道が策定した「推進計画」においても、スケールメリットを活かすために、地域のまとまりから判断して、道内を5地域に区分することや地域経済圏の観点から6地域に区分する考え方、さらには支庁単位として14地域に区分する考え方もあったようであります。

しかしながら、北海道の広大な面積や少ない人口密度などの地理的条件などを含め、総合的に判断し、第二次保健医療福祉圏の21圏域を基本として、特に人口の多い札幌市を札幌圏から独立させるとともに、道南の2圏域においてはこれまでの圏域のつながりから一つに併せるなど、地域の特徴や特殊性に配慮し、調整を行ったというふうに伺っております。

今後、十勝圏において広域化に取り組む際には、先ほど申し上げました消防本部と十勝支庁で構成される「十勝圏消防広域連携推進協議会」に、市町村の総務・企画部門等の職員を加えた検討チームを設置し、「広域消防運営計画」の策定に向けた組織体制などの協議を行う必要があるものと考えておりますが、これら協議が進む中で、地域の特徴や特殊性などの問題も論議されていくものと認識いたしているところであります。

ご質問の4点目、「住民の声が反映する仕組みについて」であります。ただいまも申し上げましたが、広域化に取り組む際には、消防組織法に定める「広域消防運営計画」を策定することとなりますが、計画の作成に際し協議会を設ける場合においては、関係市町村の議会議員や学識経験者を加えることができるとされております。

このようなことから、今後、協議を進める中で、検討されるものと考えております。

ご質問の5点目、「デジタル化計画と財政負担について」であります。消防救急活動においては、大規模災害時の広域的活動への対応と無線チャンネル数が不足している状況により、電波の有効利用のため電波法関係審査基準の改正が行われ、現在使用しているアナログ方式での消防救急無線の使用期限が平成28年5月31日までとされたところであります。

このことから、デジタル化の運用開始期限を平成28年5月末として、移行する必要があるものであります。

北海道の整備計画案では、道内を7ブロックとし、道東は十勝圏、釧路・根室圏、オホーツク圏の3ブロックでの整備と想定されております。

整備費用については、「十勝圏域常備消防の広域再編に向けた調査・報告書」での試算によりますと、機器の価格がはっきりしていない状況ではありますが、各消防本部単位でそれぞれ単独設置する場合、十勝圏全体で約118億円、東十勝消防本部では31億円で、このうち幕別町の負担となりますと14億円と見込まれております。

一方、共同設置した場合、十勝圏全体では66億円、幕別町の負担は4億9,000万円ほどと見込んでおりまして、共同設置をした方が消防本部単位で設置する場合に比べて、55.5%で済むとされております。

次に、「子どもの権利条例の制定について」であります。

子どもの権利条例に関しましては、過去にも幾度かご質問をいただき、教育委員会においてご答弁させていただいたところでありますが、本年4月1日の機構改革により、民生部こども課を新設し、児童に関する施策の一元化を図るため、「子どもの権利に関すること」の事務分掌につきましても、こども課の担当といたしましたことから、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、国際連合総会で採択された子どもの権利条約の本旨は、「子どもを保護の対象ではなく、権利の主体」として認めたものであり、子ども時代に充実した生活を送り、成長、発達していくことが、素晴らしい大人になっていく可能性が誰にでもあることから、先進自治体においては、子ども達や保護者、行政、さらには地域などを含めた取組みを展開するために、条例が策定されているものと認識いたしているところであります。

本条例の策定に当たりましては、子どもたちのみならず、町民のみなさんや各種団体のご意見もいただき、さらには町の各種施策との関連を考慮していく必要もありますが、まずは、子どもの権利についての意識の醸成を図ることを第一段階の作業としながら、実効ある条例案とするために努めてまいります。条例提案までには、なお時間を要するものと認識いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

はじめに、1点目の公契約等における場、雇用の改善についてであります。実はこの問題につきましては、この3月の予算の審議の中でも若干触れさせていただいた経過があります。

ちょうど今年始めに、業務委託にかかわりまして、契約の更新、示された中では48件だったでしょうか。その中で総額で4,700万円の軽減が図られたというようなこともありまして、それが労働者の雇用条件の悪化につながらないようにというような発言をさせていただいた経過がございました。

それで、実際にこれがスタートいたしまして、ここに従事している関係者からさまざまな実態が聞こえてくるようになりました。

私自身もそういう実態がありましたので、全部ではありませんが、調査もさせていただきました。

言われている中身は、圧倒的に4月になってから、賃金が下がったというのが多いですね。その賃金も特別これまで高かったということではなくて、最低賃金ぎりぎりの中であつたにもかかわらず、下げられてしまったと。

あるいは、仕事の時間が、2人工のところを3人工になるとか、あるいは3.5人になるとかということもあるのですが、時間が8時間勤務ではなくて、5時間、6時間、6時間半、7時間半というような形で小刻みにされて、結果としてはそれが収入が減ってしまうという状況になっているということがありました。

1カ月働いてどのぐらいになるのか、職種によってさまざまですから一概には言えませんが、圧倒的に10万円を切ってしまうのだという声がありました。

同時に、1日管理業務について、これは比較的年代の若い方でありましたが、月給で12万5,000円だと。男性でありましたが、そういう声もありました。

また、離れたところに仕事を指示されて出向くだけでも、その交通費も出ないとか、それから、健康保険からはずされてしまっているとか、もちろん失業保険、それから有給もないというようなことが次々にあげられまして、私はやはり心配した結果になっているなというふうに率直に思いました。

この辺は、町としてどんなふうに認識されていて、ここのお答えでは、なかなか雇用の調査としては難しい面があるというお答えでありましたけれども、現在のこの状況、どんなふうに認識されているのか、まず、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話ありました今回の委託契約の更新によって、私もいろんなお話を聞かされております。

ちょっと答弁長くなって申しわけないのですが、実は今までの雇用されるために、入札にするためには、当然町として予定価格をつくるわけです。この予定価格の中では、仕事の業務内容によってどんな職種、そしてどんな時間帯、そして何人工、さらにその賃金は何を基本として出すのか。

今まで一番肝心の賃金というのは、今、お話ありましたように、北海道最低賃金ですとか、かつて三

省協定といいましたけど、今、二省協定といわれる。いわゆる公共労務単価などを中心に単価の積算をする。

ところが、ここ数年、この公共労務単価が落ちている。

したがって、実際働いている人は、この水準で賃金もらっていたのが、私どもが試算するときにはこのぐらいしかなかった。

しかも、今回5社、6社、7社という競争があるものですから、当然、ここで競争の原理が働くものですから、入札で、もっと80、90に落札が落ちてしまう。

さらにこの賃金が下がってしまう。

しかも、A社からB社に、B社からC社に替わったところが今回相当出てきた。そうすると、今までA社で働いていた人が今後B社に替わるわけですから、本来でいくとこの人たちは全部職を失ってしまうというようなことになる。

そういったことで私も大変つらい思いをしている。

しかし、それではこの単価を、いわゆる公共労務単価をどう積算すべきなのか。今働いている人の単価に合わせて積算したって、入札で落ちれば落ちるわけで。

さらに、その受託する会社によっては、例えば、町から受託、農協からの受託、商工会から受託、三つ四つを受託して、そこでプールして賃金を決める。労働時間を決める。そうなってくると、町が積算したとおりに払っていますか、払っていませんかということの調査は全然意味がなさなくなってくるのではないか。

しかも、今回、私どもは最低価格を設けましたから、1円とか100円の入札はなかったのですけれども、これだって今の法律からいくと、決してだめだということにはならない。

そうすると、私どもが一番つらいのは、現に働いている人たちも町民ですから、そういう人たちが賃金下がったとか働く場所がなくなったということと言われるのがつらいのですが、何をもって改善していくか。これは3年5年後になるのですけれども。

それ、今、担当の方にも言っているのですけれども。あるいは他町村の事例もちょっと調査すれって言っているのですけれども、現実に下がったという結果は、そういったことが要因になっているところで、大変申しわけない思いもするのですけれども。

ただ、決してやり方が間違っていたと言われるとちょっとつらいのですけれども、ただ、改善の方法が今後、考えていかなければならない。どういった手法があるのか、十分内部では協議をしていきたいと、そういうふうにも今思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 私はやっぱり単価というのは、適正な価格というのはやはり存在していると思うのですよね。

コストの削減というのは、当然今、この情勢でありますから、念頭に置かれていろんな仕事、業務の発注もなされる。当然契約もそうなる。

しかし、そこで受ける方は受ける方として、経営が成り立つこと。あるいはそこで働いている労働者の生活を保障していくこと。いろんな条件をクリアされて初めて成り立っていくものだというふうに思うのですね。

今、町長がおっしゃられていたその目安となる最賃であるとか、あるいは二省協定、下がりましたけれども、しかし私、この二省協定の今の時点の金額はわからないのですが、ずっと比較してみると、それすら守られていないといえますか、現実にあるのでないか。

例えば、最賃もそうなのですけれども、支給は確かに最賃を超えて、今、654円ですが、契約された相手の方に聞くと、660円であったり70円だったりするのですけれども、結果としてその時間が、人工の調整だとか配分だとかいろいろありまして、延びたりする中での割り返してみるとそれを割ってしまうという状況もあるというふうにも言われているのですよね。

ですから、やっぱり放置はできない。ここで、町長も苦勞されていると思うのですが、実際には雇用

に関する詳細な実態については掌握できない現状にあるというふうに言われているのですけれども、私はやはりつぶさにそういう状況を捉える必要があるのではないかというふうに思うのですね。

それは、ここにありますように、今お答えいただきましたが、なぜ詳細に答えられないかといいますと、調査は2年おきにやっているのだけれども、細かい細目にわたっての調査ではないのだということです。逆に言えばこの調査の項目を細かくされていって今後活かすということが大事だと思いますがどうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 後段の話からお答えいたしますと、2年にやっている町の調査は、これはうちが発注した受託業者だけでなく、町内の全事業所の調査であります。

これについては、あまり細かい、賃金がいくらだということまでいっていない。いわゆる法令を遵守されているか。福利厚生がどうなっているかというような調査ですから、今、中橋議員が言われるように、うちが発注した業者が現実のうちからの受託をされた業務をどのような体制でどのような賃金、あるいは労働条件でやっているかと調査することが、なかなか私どもとしては難しいということを申し上げたわけで、例えば、私どもが積算したのが、これだけ積算しているのだから、これを同じだけ払わなければならないというようなことは、当然指導としては言えないのですね。

それぞれの会社の条件によって任用して、仕事をしているわけです。

それで、今言ったように、1社とショートだけの契約でなくて、1社が他にも契約しているというような場合になってきますと、3人工とか2.5人工なんていうことは普通ありえないのですけれども、現実には半日、A社行って、そして半日役場の仕事をやるというようなことも、会社によってはでてくる。

賃金も、例えば、今回下がってからといって全部減らしたわけではないわけでありまして。

例えば、夜間の警備なんかやっている人たちについては、時間外の割り増しですとか、そういった配慮もしたつもりですから、全てに職種が全部下がったという意味ではないのですけれども、ただ、総体的にいくと、今言う労務単価の問題、それと、入札によつての競争力によつて、かなり、ひどいのは最低制限価格ぎりぎりで落札した業者の方もいらっしゃるわけですから。

こういったところに対して、町の積算より低く払っているのはおかしいのではないかとというようなことは、なかなか申し上げることが難しいのかなと。

それで今申し上げたように、何とかそれを解決できる方法がないのか。単価の積算に何かいい方法ないのかというようなことを、今、内部で話をさせていただいている。研究をさせていただいているというような状況が現実であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） コスト削減というのが主たる目的になっていますその民間委託。

名目では民間活力の導入などというふうには言われていますけれども、現実にはコスト面に起因することが多いと思うのです。

結果がこういうことを招いているということでもありますから、やはり、手は打っていかねばならない。

それで、一つ、町長今おっしゃられたように、調査は委託業者だけでないよということでした。

私、3月にお聞きしたときに、副町長が即答できないのだということのお答えだったものですから、帯広がやっぴらっしゃるということで調査してみたのですよね。

そうしますと、やはり帯広もなかなか難しい課題だということで、最初は幕別町と同じように、委託業者だけを特定するのではなくて、全体のその業種別に、極力細目を細かくしてやっていくと。

そういう中で、委託業者について絞り込むことができるようになっていて、今は議会に出されてくる資料も、きちっと一般の事業所と委託業者の中におけるその雇用のあり方というのがデータで出てきているのですよね。

ですから、工夫していくと、私は到達するのだと思うのです。

まずは、その実情を正確に把握するって、物事の解決の入り口だと思いますので、そこをきちっとや



られた上で、あとは、これ、2番3番につながっていくのですけれども、ここでどんなふうにしたらいかなんということになってくるのですけれども、ちょっと飛びますが、最後の設目に、公契約条例ということを書いてみました。

これは実は、今、その町長がどんな手法かという悩まれている解決の一つに大阪であるとか京都であるとか、道内では函館であるとか、そういうところで条例化が進められてきているのですね。

これは単に労働条件だけではなくて、地元の方たちに仕事を保障していくというような意味合いもありまして、そこそこに盛られている中身というのは変わってきているのですけれども、しかし、その中に必ず入ってきているのが、やはり公契約におけるいわゆる公的機関の受託業者の間で結ぶ中身に、労働条件をきちっと生活できる条件にしていくというような位置付けがありまして、京都などは最低賃金を1,000円にするとかというようなことまで研究されて盛り込まれたというふうにも聞いておりますけれども、そんなふうにして、労働者を守っていく仕組みを、知恵を出してつくっていくというのが今の全国的な中で、まだまだわずかですけれども、そういう取組みが開始されているというふうに聞いております。

その背景にあるのが、町長もお答えになりましたけれども、ILOの国際労働機関の中で、きちっとそのことが位置付けられているのだということもありまして、そんな形をとられているということではありますが。研究されるというふうには書いてあるのですけれども、やはり時間をあまりおかないでやる必要があるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありました公契約の関係で、担当の方で函館方式というようなことの調査もされたようであります。この中で積算労務単価の水準を明示して、適正な賃金を指導する。こういったことが条例の中で謳われることによって、今言ったような問題の解決にもつながっていくのかなんというふうに思っておりますので、これらは今後取組んでいきたいと思うのですけれども、ただ、今つらいのは、今回の契約は、ご案内のように5年の契約を入札でやったわけでありまして。それをやり直しするというようなことにはなりかねないでしょうし。

それとまた、一つには矛盾があるのは、今までやってきた会社と、新たに受託を受けた会社ではまた違うわけですね。

新たに受託した会社は、その賃金で新たな人を任用するわけです。

この今までの人がここまで来ていたのが、これだけ下がってしまうと、現に働いている人が賃金が下がるというような、この辺がちょっと矛盾があるというか、何かこれが解決できる方法がないのか。

昔は一度契約しますと、次年度以降はずっと随意契約ですから、三省協定の賃金の単価を見ながら、今年は増えたから、それでは賃金を少し上げよう。今年は下がったけども、実際給料みんな下げているのだからそのままにというようなことがあったものですから、そう大きな問題にはならなかったのですけれども。

今言ったように、長期になる。指名の参加も多くなる。そして、落札率も下がってくるとなると、こういう問題が出てきて、大変私も今、つらい思いでありますけれども、何とか解決策を見出せるように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 函館の研究をされているということではありますが、確か函館だったか別のところだったら、条例の定め方によりまして、今、町長が心配された、例えば業者が変わった場合の労働者の失業につながるようなことになりかねないということで、それをフォローする条文も盛り込んでいるところもあるのですよね。

ですから、契約相手は変わるけれども、働いている人は変わらないと。

それは、あくまでも行政として、自治体として住民の暮らしを守るという視点からなっているのですけれども。

ですから、そういうことをきちっと先進に学んで積み上げていくと、一定の方向性は見えるのではな

いかなというふうに思うのですよね。

それと、やはり何ていうのでしょうか、工事請負契約なんかでありますと、この総合評価というのですか。途中途中でその仕事に対するチェックがございまして、最終的にそれが全部クリアされてよしということになっていって、それは1年1年ですからね。5年ということではありませんから生きてくるのだらうと思うのですけれども、こういった業務の部分においても、やっぱり労働実態なども含めて、これから調査していく中で、研究としてはそういう雇用のあり方なども評価の対象の中に入れて、そして次の更新に向けていくということなんかも早くから示していけば、次、やはり仕事がほしいなと思う業者にとっては、そういうこともきちっと今後の改善に向けての一つの力になっていくと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、工事なんかには必ず最後、総合評価でA、B、Cの判断を下していますが、今、委託業務等についてもそういった方式が必要でないかということ、今、内部では検討を進めているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、町の税金を使って仕事をしていただく。そこで働いている労働者が生活もできないというような実態は早く解決しなければならない課題だと思いますので、意を用いて力を入れていただきたい。このように申し上げて、この質問終りたいのですが、臨時職員の問題で一つだけ。

保育所でこれまでの状況、数字、正職23名、臨時30名ということになりました。

私はやはり、これは障害児保育だとか、あるいは産休に入っているということもあって、こういう数字というだけということではあります、それにしても臨時職員のウエイトが高すぎると思うのですよね。

町は何度もこれまで臨時職員というのはあくまでも臨時的な仕事、選挙であるとか、いろんな、合併のときもそうでした。そういうときに対応するためをお願いするのだということですが、保育所は私違うと思うのですよね。

ですから、これはやはり、きちっと改善しなければなりませんし、実際に賃金の格差というと相当なものがあるのではないかと思います、改善と実態はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育所の臨時職員が多い、いわゆる正職員が逆に言うと少ないというのが実体は私どもも十分認識しているところであります。

ただ、保育所については、今回も条例改正をお願いしていますように、この後段々指定管理者制度、あるいは、公設民営、あるいは民設民営、あるいは認定子ども園、いろんな形でこれから保育所のあり方というのが変わってくる。

そういった中で、職員の採用、任用の仕方を十分検討していかなければ、欠員になった分だけただ補充していくということにはなかなかかなりづらい部分もあるのだらうというふうに思っておりますので、できる限り、正職が多いにこしたことはもちろんないわけではありますが、そういったことも含めながら、今後の任用に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、次、消防の問題について伺いたいと思います。

まだまだ計画の段階といいますか、広域化が決定したということではないということを押さえた上で質問をさせていただきたいと思うのですけれども、まず一つには、一番最初に充足率のことをお尋ねしました。

これは機器については充足しているのだけれども、人員については80.9%。全国よりは高いよということなのですけれども、高くても不足している事実というのは変わらないと思うのですよね。

これが広域化、消防の原点というのが、何度もいいますように、地域住民の生命、安全を守っていく、財産を守っていくということをスタートして、そして、今までも町は、町としての、形は事務組合であります、町として職員を採用し、消防業務に当たってきたと思うのです。

ただ、ここで国の示す基準よりは少ないままきたのですよね。

実際にはここで消防団の団員の皆さんの力なども借りながら、災害には当たってこられたと思うのですが、今回、広域化の数字を見ていきますと、これ、充足されるのではなくて、もちろん合併なんかすると事務職員などのダブリは当然削減されていくとは思いますが、しかし、全体で80.9%の状況であるにもかかわらず、最終的には人も削られていくというようなその計画を見せていただくと、そういう中身になっているのですよね。

ですから、大事なはその消防力をきちっと確保していくということでありますので、その辺の認識を伺いたいと思います。

それと、私はやはり、どんどん必ずこういう計画というのは一定程度決まってから議会に出されること多いのですが、やっぱり自分たちにとって災害に備える大事なことでありますから、要所要所できちっと、そのメリットデメリットというのですか。そういうものをきちっと示していただいて、そして判断の材料を与えていただきたい。私たち自身もちろん研究していかなければならないと思っていますけれども、そういうことであります。

憂慮すること何点かあるのですけれども、一つは、今の消防力の問題です。

それから、二つめには、団員との関係などはどうなっていくのかなという、率直に思います。

地域の中で一刻を争う火災、災害に備えて働いていただいているわけですが、これが広域連携によってどうなっていくのか。新聞見ますと、計画書見ますと、大きく3くくりになっていまして、うちはなんと南幕別ということで、うちの南は忠類と合併したからかなとは思いますが、豊頃や池田までも南というような位置付けで、こういった広域の中で一番住民の身近にかかわっていかなければならないその組織づくり。そういうことがどんなふうにならっていくのかということも非常に心配するところです。

それから、必ずチェック機関の問題なのですが、広域連合という風通しの悪さという言葉を使ったらちょっと申しわけないのですが、直接予算でも中身にかかわっても、なかなか住民の声が届きづらいという、大きくくりになればなるほどなりますよね。

その辺の解決の問題もきちっとしなくてはいけないのではないかとこのように思うのですね。

もちろん、予算の問題もあります。

それから、あくまでも前段と重複しますが、火災などが起きたときには、やはり近いところできちっと体制をとられて、指令もあっていくというのが大前提だというのが消防の専門家の人たちのお話であります。

もっといえば、火災が不幸にして発生した場合に、何とか部分火災で抑えようというのが目標になっているのですが、この部分火災で抑えようと思うと、大体時間との勝負になりまして、6分半を超えてしまうと、それを抑えられないというようなデータもありまして、そうすると、準備の時間や何かを入ると、4分間ぐらいでその現場に行かなければならない。

そうすると、大体4キロ範囲の中で消防署というのが必要になってくるというようなことも、早くから出されている資料もあります。

そんなことを考えまして、きめ細やかな体制がきちっと維持していく考えというものを持っていらっしゃるのかどうかということでもあります。

それと、予算のことも大きくくりで考えていられたら聞きたいと思えますし、その点でどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に今、消防力のお話、充足率の話がありました。

これは80.9%という率は、これは基準からいくと消防署員数が、うちでいうと、消防車両からいくと63人が必要だと。

ところが、今現在は54人だから80.9%だという出し方をしているのですけれども。

ただ、この54人が現在消防署員として活動していただいて、それに不自由があるということだけでは決してないわけでありまして。

その辺はなかなかこの町村も100%超える、あるいは100%になるということはないのだろうというふうに思います。

あくまでも、救急ですとか消防だとか救助工作車だとか、いろんな消防車両に対して、これだけの人数が必要だということの中で充足率が出されているということですから、消防活動に影響を及ぼしているということはないというふうに私は思っております。

それから、団員については、消防団については、この広域化とは、全くないといったらちょっと変かもしれませんが、団を今回いじるということはありません。

ですから、幕別は幕別の消防団として、そのまま存続をしていくということで、今は進められております。

それから、広域連合ですから、これは当然議会なんかも新たにできるのでしょうか、先ほどちょっと申し上げましたように、一部事務組合方式になるのがどうかというようなことであります。

ただ、ここでいつも問題になるのは、自賄い方式という言葉が聞かれると思うのですが、東部4町も今、一部事務組合、東十勝消防事務組合ですが、そこにいる署員は、それぞれの町のいわゆる給与であり、勤務条件。

これを十勝一つにしたときに、本当にそうなるのか。

十勝1本部で10名採用して、あなたは陸別へ行きなさい、あなたは幕別へ行きなさいというような署員の配置がそこまでできるのかというような問題が、これからの課題として当然残っているというふうに思っております。

単なる、今の早いのは、帯広市を含めると六つの消防本部があるのだから、それを帯広市に一つにする。そのことによって何十人かは職員は減るといようなことが現実にはありますけども。

ただ、それはうちみたく本部があるところは減りますけども、もともと本部のないところは減ることにはならないわけですから。そういったことも含めてなるべく企画ですとか総務とか、そういう部分を減らして、実働部隊の方は減らさないようにというのが今回の考えでありますし、この状況、実は先般、東十勝消防事務組合の議員さんには、この計画を説明させていただきました。

そして、その後、各町村で議会に説明する場を設けたらどうだということころまでは、実は話が進んでいたわけですので。

私どもとしてもこれからも、当然情報はいろいろな面での提供もすると、ご意見もまた伺っていただければならないのだろうというふうに思っております。

ただ、指令なんかはまず変わることはないと思います。

予算もそう多くは変わらないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、きちっと情報も公開されまして、住民の納得いく形の方向性というのを常に示していただきたいと思います。

最後に、子どもの権利条約にかかわりましてのことなのですが、これはもう早くから質問させていただいておまして、実は前回のときも、今しばらくのお時間をということだったのです。ここに書いてあるのです。答弁書に。

ですから、今回も今しばらくのお時間を。今しばらくというのは一体どこまでをしばらくと見ればいいのか。非常に苦慮します。担当が違ったというのがありますけれども、私は、札幌が権利条約を制定するときには、大体2年間ぐらいでやっているのですよね。

もちろん住民参加でやっていますから、最後に議会の提案まで。

こういうところがあるわけですから、ぜひきちっと学んで、そして、今しばらくというのがどの期間なのか、示していただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、前回までに教育委員会で答弁したのですが、確か今年度というようなことでの答弁があったと思うのです。

ですから、前回は今しばらくでなくて、年度内にはやりたいというような答弁になっている。

それが、子ども課へ移った段階で、何とか今しばらくという言葉に変わったのですが、もちろん、変わったからといって、年度内といった約束を反故にするという意味ではありませんので、できる限り、今からいいますと、次の議会は無理としても、3月の議会ぐらいに提案できるように目標に向かっていくということで、もしできない場合はお許しをいただきたいということになるかということでご理解をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 問題は取組む姿勢なのですよ。

ですから、きちっとやっていこうということで作業を進めていったと。しかし、そこに困難があって、期限が遅れたということであれば、幾らでも納得します。

しかし、そういうものがなくて、いわば放置されていたのではないかというようなことも何となく自分としては胸に思うところもあるものですから。

前回は今しばらくというふうに言われたときに、どうなのだというと、大体1年以内ということだったのです。

ですから、新しい専門課ができたということで、さらに積極的に進められるのだろうというふうな期待をいたしますので、ぜひ、年度内にきちっと成就されるように申し上げて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

（12：03 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の一般質問はこれで終結いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、報告第1号から、日程第14、議案第59号までの、12議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第1号から、日程第14、議案第59号の12議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第1号、平成19年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第1号、平成19年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終らないものについて、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用できるというものであります。

翌年度に繰越をした当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告し

なければならぬとされております。

今回、報告をいたしますのは、農林業費の畜産担い手総合整備事業であります。

本事業につきましては、北海道農業開発公社が事業主体となり実施しておりますが、平成19年度事業実施に当たり、草地整備事業において17戸の受益者に係る121ヘクタール分において、圃場の一部で湧水が発生したことに伴い、工事の追加、設計変更等の手続きに多くの時間を要し、工期の大幅な変更を余儀なくされたことから、平成19年度に予定いたしておりました工事を平成20年度に繰越して実施することとなったところであります。

平成20年度に繰越をして実施する繰越額につきましては、1,692万1,000円であり、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

財源も併せて繰越しております。

以上で、報告第1号の説明を終らせていただきます。

ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

報告第1号、平成19年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりといたします。

日程第4、議案47号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案47号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、地方財政の健全化を推進するための地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成21年4月から施行されることに伴い、この施行に先立ち、健全化判断比率及び資金不足比率の公表が監査委員の審査を行った上で、議会に報告が必要とされる一部の規定が、平成20年4月から施行されております。

今後行われます監査を行う際の手続きに、これらの審査を追加する必要があることから、この財政健全化に関する法律などの引用条文及び関係法令の引用条文を追加し、所要の改正や整理をさせていただくものであります。

以下、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第1条は、趣旨について定めたものでありますが、現行条例の第10条の事務局の設置に係る地方自治他法の引用条文を追加し、整理するものであります。

第7条は、決算等の審査について定めたものでありますが、従来から実施しておりました基金の運用状況の審査及び水道事業会計の決算審査に係る引用条文を追加し整理するものであります。

また、先にご説明申し上げました財政の健全化に関する法律の一部施行に伴い、平成19年度分の決算審査から、同法第3条第1項の規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率の審査が必要になったことから、これらに係る引用条文を追加するものであります。

次に、附則であります。議案書の2ページをお開きください。

附則につきましては、改正条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第5、議案第48号、幕別町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第48号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布、施行されたことに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正するものであります。

お手元に配布してございます議案説明資料のほかに、改正概要の資料をお配りしておりますので、この概要の方で説明をさせていただきたいと思っております。

概要の1ページをご覧くださいと思います。

はじめに、個人町民税についての改正であります。

改正項目の1点目、寄付金税制の抜本的な拡充であります。

改正条例でいいますと、第34条の7、ほかの改正であります。個人町民税における寄付金控除の対象に、所得税の寄付金控除の対象の中から、道または町が、住民の福祉の増進の寄与する寄付金として、条例により指定した寄付金を新たに寄付金控除の対象とするものであります。

税額を軽減する方式については、所得控除方式と税額控除方式とがありますが、現行の所得控除方式より税額の軽減効果を高める、あるいは、制度の簡素化という観点から、税額控除方式にすることとし、控除率は6%と改めるものであります。

寄付金控除の控除対象限度額及び適用下限額については、制度創設以来据え置かれていましたが、今回、対象寄付金の範囲が拡大されることと、地方公共団体に対する寄付金税制の見直しが行われることにより、控除対象限度額を総所得金額等の25%から30%に、適用下限額を10万円から5,000円に改めるものであります。

次に、地方公共団体に対する寄付金税制の見直しについてであります。ふるさとに貢献または応援したいという納税者からの寄付金を税額控除するものであり、内容につきましては、適用下限額5,000円を超える金額を税額控除する。

また、税額控除額は①の基本控除額と②の特例控除額の合計額を税額から控除するものであります。

ただし、特例控除額については、住所地に納付される個人町民税との公平性を確保するという観点から、個人町民税所得割の1割を上限とするものであります。

適用年月日であります。平成20年1月1日以後に支出する寄付金について、平成21年度以後の年度分から適用するものであります。

2ページをご覧くださいと思います。

改正項目の2点目、証券税制の見直しについてであります。

旧条例附則第19条の3、上場株式等の譲渡益、配当課税に係る課税の特例について、軽減税率を平成20年12月31日で廃止するものであり、条例附則第16条の3、ほかの特例税率の適用については、500万円以下の譲渡益の部分及び100万円以下の配当の部分について、平成22年12月31日まで適用するものであります。

また、条例附則第19条の6、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みの導入であります。同一年中、または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と、申告分離課税を選択した配当所得の間で、損益通算を行うことができることとなったものであり、平成22年度以後の年度

分から適用するものであります。

次に、条例附則第21条、特定中小子会社が発行した株式に係る課税の特例、エンゼル税制についてありますが、株式譲渡益を2分の1に圧縮する優遇措置について、平成20年4月30日で廃止するものであります。

3ページをご覧くださいと思います。

改正項目の3点目、公的年金からの特別召集制度の導入についてであります。

条例では、第47条の2ほかで該当しておりますが、高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者の増加、税制上の優遇措置の見直し、税源委譲等を背景として導入されることとなり、併せて、年金受給者の納税の利便性向上に資するとともに、負担間の軽減を図るものであります。

特別徴収の対象者については、個人町民税の納税義務者で、老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の者が対象となりますが、ただし、対象としない場合として、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合、当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合、当該年度の1月1日以降、引き続き町内に住所を有する者でない者などであります。

特別徴収の対象となる税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額と均等割額を対象としており、対象となる年金は、国民年金法に基く老齢基礎年金等の老齢または退職を支給事由とする年金であります。

特別徴収義務者は、特別徴収対象年金給付の支払いをする年金保険者であり、徴収の方法は年6回を4月から9月までを仮徴収と、10月から3月までを本徴収とし、特別徴収対象年金給付の支払いの際に、特別徴収の方法により徴収するものであり、適用年月日は平成21年4月1日、実施は平成21年10月支給分からであります。

改正項目の4点目、肉用牛の売却に係る課税の特例についてであります。

条例附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でありまして、租税特別措置法の改正によりまして、現行、平成21年度までの適用期限を3年延長し、平成24年までとするとともに、免税対象飼育牛の売却した頭数の合計が2,000頭以内と制限が設けられるものであり、平成22年度以後の年度分から適用するものであります。

4ページをご覧くださいと思います。

法人町民税についての改正でありまして、公益法人制度改革への対応であります。

民法第34条に規定されております社団法人、財団法人制度を廃止し、新たに届出だけで設立できる一般社団法人、一般財団法人と認定により設立される公益社団法人、公益財団法人とが新たな仕組みとしてできるものであり、現在の公益法人は5年間の移行期間があり、この間は特定民法法人として、現在の公益法人と同様の扱いとされるものであります。

条例では、第31条ほかで該当しておりますが、法人税制における改正については、一般社団法人、一般財団法人は普通法人として、全所得課税が行われ、公益社団法人、公益財団法人は、現在の公益法人と同様に、収益事業のみの課税とされ、また、今回の改正において、法人税法上、非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人という累計が創設され、収益事業についてのみ課税されるものであります。法人税制については、今までと同様に、法人税額が課税標準となるものであります。

均等割における改正については、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人ともに、最低税率で課税されることとなるほか、適用税率については、民法第34条、法人あるいは人格のない社団等、資本金の額が明確に定められていないものについては、最低税率を課すことを明確化することとしたものであります。

適用年月日については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分から適用することとなりますが、公益法人制度に係る改正規定については、平成20年12月1日から適用するものであります。

次に、固定資産税についての改正であります。

改正項目の1点目、公益法人制度改革への対応であります。

関係条例は第56条ほかの改定であります。公益社団法人、公益財団法人が設置する施設の非課税措



置及び旧民法第34条の法人から移行した一般社団法人について、既存施設の平成25年度分までの非課税措置を継続するものであり、平成21年度以後、以後の年度分から適用するものであります。

5ページをご覧いただきたいと思います。

改正項目の2点目、住宅税制であります。省エネ回収を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設についてであります。

条文は条例附則第10条の2で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間の2年間に、一定の省エネ回収工事を行った戸建て住宅のほか、マンション等の区分所有家屋に対し、翌年度分の税額から3分の1を減額するものであります。

対象となる床面積、工事内容は記載のとおりであり、平成20年4月1日から適用するものであります。

次に、長期優良住宅に係る特例措置の創設についてであります。長期に渡って良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するための特例措置であり、住宅の要件等については記載のとおりであります。

改正項目の3点目、新築住宅に係る税の減免措置の適用期限の延長であります。平成20年3月31日までの適用期限が2年延長し、平成22年3月31日までとするものであり、平成20年4月1日から適用するものであります。

なお、本条例は交付の日から施行し、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から適用するものであります。それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

以上で、説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 説明資料の概要の方の資料の3ページの3、公的年金からの特別徴収制度の導入にかかわる関係条項の変更提案についての質問を行いたいと思います。

これは税金を今後この条例が定められることによりまして、年金から天引されていくということにつながるわけですが、ご承知のように、今、介護保険から始まりまして、後期高齢者医療保険等年金からの天引については非常に住民の皆さんの理解が得られないといえますか、不満の多い手法であるというふうに思います。

今、副町長の説明では、年金納税者の利便性、あるいは負担感の軽減ということをおっしゃられましたけれども、利便性というのは、納める側の方が決めることでありまして、不満の多いものを決めて利便性というののもいかなものかというふうに率直に感じました。

また、負担感の軽減ということも、これは年金で引こうが持って引こうが、負担の金額というのは同じなわけですから、感覚的に違うというようなどころでありまして、おっしゃるとおり、このところ住民税、ずっと軽減策が廃止されたり、増税になっているフラット化もありまして、増税になってきているわけですから、こういうその徴収の手法によって、負担感の軽減なんていう説明には、私は値しないのではないかとこのように思います。どうでしょうか。

それで、まずそれは前段申し上げまして、一体この条例制定によりまして、対象となられる年金受給者は、どのぐらいいらっしゃるのか。

対象となる方は、人数と、それから、全体の年金受給者の何割になるのか、伺いたいと思います。

これまで税の支払いにおきましては、納税をしようというその住民の意欲といえますか、意識のもとで、分割納入をされていた方もいらっしゃると思うのです。

この方たちはどのくらいいらっしゃるのか。そして、この方たちの中から、今回、年金天引に移行される方は、何人になるのか。

きめ細やかな税の納付相談のもとに分割されてきたと思うのですが、この手法によってそういう方法はとれなくなる。それに対してどのように対処されていくと考えていらっしゃるのか。

まず前段、この点について伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） それでは、ただいまのご質問でございますけれども、まず、対象年金受給者数でございますけれども、現在、平成20年度ベースになりますけれども、うちの方で捉えていますのが6,088人対象者がいるのでないかというふうに捉えております。

これはあくまでも年金受給者ということで、そのうち特別徴収の対象者になると予定されていますのが、1,142人。18.8%程度というふうに私の方で押さえております。

それから、納税の意識ということで、分割納入者の関係でございますけれども、年金天引される方のどのぐらいいるかということでございますけれども、これについては、まだ税務課の方では数字を押さえていないというのが現状でございます。

実は、現実の内容でございますけれども、年金所得にかかる、年金にかかる所得の課税でございます、年金以外の給与、あるいはそれ以外の取得につきましては、給与につきましては、基本的には、今、特別徴収されている方については、特別徴収の方法でそのままされると。

あるいは、その他の所得、これは給与の方もおると思うのですが、その他の所得の方につきましては、普通徴収でそのまま納入していただくという考えでございますので、あくまでも年金所得に係るものが該当するという内容でございますので、ご理解願いたいなというふうに思います。

それから、利便性と負担感の軽減の関係でございますけれども、私たちの方で考えてございますのは、普通徴収、年間4期で払っていただいておりますけれども、当然、コンビニ等でお支払いもできますけれども、窓口に来ている方もおられるということで、そういう方につきましては、年金の方から差し引いていただくというような形にしますと、その辺の手間も省けるのかなというのが考えの中でございまして、これについては、ただ、なんでかなということを考える方もいると思いますけれども、ご理解願いたいなというふうに思います。

それから、負担感の軽減ということにつきましては、私の方で考えていましたのは、あくまでも普通徴収、年4期が年金になると、年4回というふうになりますので、その分金額が低くなるという感覚のもとで出しているわけでございますけれども、ご指摘のとおり、何でそうなるのだということも出てこようと思います。

ただし、基本的に平成19年度、あるいは平成20年度に課税されている金額と、平成21年の10月から実施しますけれども、税額は同額でございますので、同じ金額を窓口で払っていただけるか。

あるいは、年金から差し引かせていただくということでございますので、ご理解を願いたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 対象はわかりました。

結局、今、年金天引で住民の方たちの一番疑問と怒りになっているのは、年金というのは一体誰のものなのだと。個人に支給されているものではないかと。

個人は、税、あるいは国保料ですとか、全部通ずるのですけれども、そういうものはあくまでも自分の権利の行使として義務を果たしていく上で、自らが納めるものではないかと。

これは税の大原則だと思うのですよね。

そこを崩して、このような年金天引にいくわけですから、それが安易に負担感の軽減といったら私は役所側の方の負担の軽減でないかというふうに思いますけれども、そんな形で住民に説明するのであれば、私は理解得られないというふうに思います。

もったきちっと、何というのでしょうか、これも私は異論あるところですが、公がそういうふうにしてきているわけですから、結局そう提案せざるを得ない状況もあるわけですね。

その辺はきちっと説明しないと、利便性などの軽減が図られるなどというふうにいっても、総額は何の軽減にもならないわけですから。

1回の納める金額が、4で割ると6の割るの違いだけですからね。

そういうそのまやかしの理由で、住民にこのような手法を押し付けるといいますか、実施していくことは私は許されないことだというふうに思います。いかがでしょうか。

それと、これはこんな形で今までの普通徴収から特別徴収になっていく上においては、どんなシステムとられるのかわかりませんが、新しく新たなシステムをつくられて、それに基いて実施されると思うのですが、それにかかわる経費というのは一体どのぐらいかかるのでしょうか。

これは新たな制度替えによる出費だと思うのですが、今、いろんな意味で財政の縮減といいますが、図っているときに、制度替えによって出費が増えるということはあってはならないと思いますし、それが幾らになるのか。

そして、それはどこが負担するのか。

国が制度を変えてきて、国がきちっと補償するのか。その辺も伺います。

それと、大事なところで、今まで分割納入していた方たちの数は押さえていच्छらないということでもありますけれども、これ、きちっと納税をしていただく上で、個別にそれぞれの納税者の暮らしの実態ですとか、そういうことを押さえた上で徴収業務に当たるといのは、これ、地方税法の中の徴収に当たる大原則だと思うのですよね。

そういうことを外して、機械的にやってしまうと、本当に残った年金で食べられないのではないかという事態も想定されるわけですよ。

確かに税は、そのときの年金の金額によって、機械的に決められるのでしようけれども、でも、税の附則の中には、特別な事情がその時点で徴収した場合には、猶予であるとか相談業務に乗るようになっていくわけですから。

それを押さえないで、ただ、こういう仕組みができたからということで、6回全部引いていくというやり方は、本当に乱暴なやり方だと思うのですよね。

その点はどうか対処なされようとしているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず1点目ですが、基本的に税は自ら納めるものということですが、実は現在も特別徴収制度はございまして、例えば、事業所にお勤めの方につきましては、事業所の方から特別徴収で、税金を給与の方から引かさせていただいているという事例もございます。

一概にそれがどうなのだという事になるわけではございませんけれども、ただ、今回は、全国一律にこういう形でやろうではないかということが出てきているものでございまして、年金の方から税金を差し引いていただくと。

基本的に納税者の意に反するという事もあるかと思いますが、そのような形で実施させていただきたいなというものでございます。

実は、年金から天引するといいますが、基本的には金額的にいいますと、今までと同じでございしますが、例えば、老人夫婦で二人世帯で申しますと、年金収入193万円以下の方については非課税というふうになっていきますし、それから、222万円、年金収入が年間222万円以下の方については、均等割みの課税というふうには、これは条例でも規定させていただいておりますので、それを超えない限りは、均等割プラス所得割の税金はかからないという内容になってございますので、ちょっとこの辺苦しいかもしれませんけれども、ご理解を願いたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目でございしますが、新しくシステムができるということで、これにかかる経費はどのぐらいかかるのかということですが、現在、試算中でございます。

これも内容については、7月に説明会がございまして、そのときにより詳しい内容が説明されるのであろうというふうに思っております。

今のところ、税務課の方で積算してございますのは、このL-TAXというものを使いまして、この導入団体がどのぐらいかかるかというモデルケースを出してございますけれども、これで通常、年間にかかる経費については、700万前後はかかるのかなというふうに私どもの方では想定してございます。

これもあくまでも推定金額でございまして、これが実際にどのぐらいになるかというのはちょっとわ

からないところがございますけども、うちの方で予想されているのは、その程度の前後の金額はかかるのでないかと。

それから、それに伴うシステム開発費というのが当然出てくるわけがございますけども、この金額についても、実際どのぐらいの数字が出てくるかというのは、今のところまでわからないというのが内容でございます。

それから、3点目でございますけども、納税者が苦しい実態にあるということで、その今まであった猶予とか相談業務の関係でございますけども、私の方で当然に町民税以外にも、固定資産税、あるいは国民健康保険税とか、ほかの税金がございまして、そういう猶予に当たっている方も当然いるというふうには思います。

その方たちにつきましては、基本的には税務課の方で内容は周知できるというふうに思っていますので、その方たちについて、現在、納税相談されている方等につきましては、その後、また、対応させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、かかる経費の財源措置でございますけども、これにつきましては、平成20年度で厚生省ですか。そちらの方で交付税で経費をみるということで、交付税で平成20年度、措置をされるという内容でお聞きしているところでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 本当に私はひどい仕組みだというふうに思うのですよね。

まず、一つは、年金、来年の10月からということでもありますけど、これ、ずっとおると通年でいきますよね。

年6回徴収するということは、4月、6月、8月ということで徴収される。

来年度は別にしましても、その次は税が確定しないうちに、いわゆる後期高齢者でもそうなのですが、仮徴収という形で、先に賦課するといいますか、そういう形を前半の3回でとられて、後段で調整するというようなことになると思うのですよね。

これまでずっと住民税については、所得がきちっと確定してから、それに基いて賦課するということが大原則できていたのですが、ここも崩してしまうということの問題ですね。

それから、4月に天引するということは、少なくとも2カ月前に、保険組合の方に情報を提供して、天引にしてもらうようお願いをするということでもありますから、当然、その2カ月間の情報のずれとございますか、実態とずれるということもありますよね。

こういう点に関して、ですから、状況によっては年金天引に本当は必要ない人も引かれてしまうというような人が、後期高齢者の中でおきているわけです。同じ手法をとれば、住民税でも当然起きてくるということでもありますからね。

それなんかもどうされていくのかということです。

それで、一番大事なところなのですが、税は先ほど、根本的な考え言いました。結局、憲法の生存権25条に照らして、税は生活費にはかけないというのがあるのですよね。

これをどこで判断するかということになると、当然町が判断することになり、最終的に、例えば、猶予が必要だということになれば、町長自信が判断をするといいますか、その決済のもとで猶予をされるということになっていますよね。

機械的な天引にいくと、こういう機会も失われてしまうのではないかと心配をするわけです。

その点では、きちっとどんなふうに対応されるのか。

納税者の権利が保障される形で、このシステムが稼動するというふうには思えないわけです。

ですから、少なくとも予測されるそういった心配ごとに対して、実施の前からきちっと体制をとってどう臨むか、示していただかないと理解できないということになります、その辺はいかがでしょうか。

あともう一つ、この法律の公的年金等にかかわる所得にかかわる個人の市町村民税の特別徴収という法321条の7の2の中間に、特別徴収をするものとするというふうに、の後に、但し書きで、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ない場合。それから、その他特別の事情により、特別徴収を行うこと

が適当でないと思われる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができるというふうにかかれていっているのですけども。

これはその市町村においてはというふうに謳われているというふうになると、別なところで判断して、例えば、幕別町だったらそういう状況にあるということ判断する。

つまり、厚生労働省なのかどこなのか、そういうところが判断して、お宅は特別徴収に寄らなくてもいいですよというようなことになっていくのかどうか。

つまり、法律で決めたから、何が何でもこの手法をとっていかなければならないものなのかどうか。

こういう但し書きもありまして、その判断するところはどこなのかを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず、1件目でございますけども、住民税、確定しないうちに天引をされるということでございますけども、実は仮徴収と本徴収というような形になってございまして、8月、10月、12月と2月と4月、6月ですか。そういうふうになってございます。

実は、この特別徴収につきましては、市町村職員共済組合連合会ですか。それ以外の年金を受けている年金を支給しているところにつきましては、全て社会保険庁が掌握して、そこに集めて、それから、市町村に通知をするというふうになってございまして、年金の金額が変わった場合につきましては、社会保険庁がすぐ全部掌握をできるというような形になっています。

ただ、問題は受給されている方が、例えば、市町村を引越し等なされて、転入転出された場合とか、それから、亡くなった場合とか、それにつきましては、市町村の方から連絡しなければならないのですけども、受給されている年金額については、社会保険庁の方から掌握していますので、そちらの方で、例えば、年金の支給、理由はちょっとわからないのですけども、いろいろな事由によって支給が停止される場合につきましては、そちらの方ですすぐわかるというふうになってございますので、その時点で対応がまた分かれます。

例えば、特別徴収されている方については、そこで特別徴収を仕切り、普通徴収に切り替わるというような内容になりますので、一気に金額が確定しない。

例えば、住民税の所得が確定しないうちにかかるというのは、あくまでも前年の例えば、半分の、例えば2分の1の金額を、それを年金の2、4、6と、3期分で割って、そしてそれが仮徴収でかかるよと、そういう形になりますので。

当然、仮徴収でございますので、本徴収のときにその精算のような形はできますけども、金額的にそれで影響を及ぼすものではないのかなというふうに考えているところでございます。

最初の方で申しましたとおり、あくまでも年金の所得にかかるものでございますので、年金以外の収入のある方につきましては、それはそれでまた別の方法で、特別徴収なり普通徴収で引かれるというふうになりますので、ご理解を願いたいなというふうに思います。

それから、3点目でございますけども、年金所得者が少ない場合とか、それから、その他特別の事情によるということの判断でございますけども、これにつきましては、あくまでも市町村で、例えば、年金の所得者が少ない場合とか、あるいは、その他特別な事情によってこういうものをしなければならないよというのが、町村の判断だというふうに考えているところでございます。

ただし、これも町村の判断なのですけども、例えば、本町の場合につきましては、対象者が6,000人以上を超えているというような内容でございますので、それに係る、まとめてやった方が、特に年金者、あるいは町の方でも事務的にミスが減るというような形もご理解願っていると思います。

そういう報道もされていますので、町村の事務的ミスも減りますよということもありますので、そういうような形でご理解願いたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 中橋議員から、今、いろんなご指摘いただいておりますけども、私の方から、その2点目でお話された関係で、若干、補足説明をさせてもらいたいと思います。

今回の制度につきましては、いずれにしても日本が今、高齢化社会、お年寄りの数がどんどん増えて

いくという中で、国の方としまして、どうやって高齢者の方々にいろんな意味でのご負担を願う際の手続き等々より完全に、そしてより安全にということを考えざるを得ないということから、基本的には特別徴収をすることが、高齢者の方々にとっても不便をかけないのだろうと、こういう考え方が大きいということでもあります。

それを受けまして、町としまして、どうせ法律が変わりましたことですから、税条例を当然改正させていただくというお願いでありますけども、町の側にとりまして、今まで例えば、年金の言うなれば所得のある方々の通知が、紙の媒体で全部私どもへ来て、社会保険庁等から、それを今度パンチ入力をして、そして、課税計算をするというようなことで、事務的にも非常に煩雑さがあるわけでありまして。

それが今度はさっきお話出ましたように、新しい電算システムにより、直にその情報が流れて、パンチミスもなくなる。そしてその情報が、ほかのところにも漏洩しないという安全管理のもとに、事務的なことを言えば、されていくのだろうというようなこともございます。

それで、今後、いずれにしても、この制度自体は適用は21年4月、来年4月であります。

実際の天引される時期は10月1日から、来年ですね。ということになるわけでありまして、私どもとしては、こういう国の制度の基本的な考え方、あるいは住民の方々もこういうふうになるのですよという部分の理解を求めるためにも、この制度の周知、これを、言うなれば、広報、あるいはホームページ等を通じて、住民の方々に理解をいただくように周知をしてみたい。さらにはその御心配されていきます年金から天引される際に、勝手にどんどん取られてしまうのではないのといういろんな心配あるのかと思います。

今もやっておりますけども、納税相談等々、これを綿密に、細やかに対応させていただく中で、住民の方々のご理解を賜うように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑は。

増田議員。

○8番（増田武夫） ちょっと町長のその地方税法上の責任といいますか、義務の点からこうした年金からの天引がはたしていいのかどうか。その点について、ちょっとお伺いしたいのですが、例えば、納税者がこの年金天引の受給者の納税者がいて、その人がいろいろな理由で、例えば、滞納してしまったものが、この滞納した場合に、税の処分を執行されるというような場合に、町長はその人の生活、強制的に執行することによって、生活に困窮する場合には、そのあれを停止しなければならないということになっているわけですが、そうした状態にある人たちからも、年金、そういう対象者になっていけば、年金から天引するということになると思うのですが、そういう今回の年金の天引というのは、そうした個々の納税者の生活状態といいますか、いろいろな状況を考慮することなく天引されていくという、そういう事例が出てくる恐れもあるのではないかというふうに思うのですけれども、やはりその辺についてはどのように考えておられるのか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、説明がありますように、地方税法の改正によって、天引の制度が導入される。

そうした中で、いわゆる町民の方々の中に、今増田議員がおっしゃられるように、本当に年金から引かれることによって、自らの生活にも影響する。あるいは、年金をもらわなければ生活ができないので、直接天引をしないで、一旦自分のところへ渡してほしい。いわゆる特別徴収から普通徴収に切り替えてほしい。

そういった事例が、この中から出てくる可能性は私も十分あるのだろうというふうに思います。

ですから、ケースバイケースの中で、当然そういったことについての相談は、これからは窓口の中では受けていかなければならないのだろうと。やっていかなければならないことであろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ということは、私は私の事情によって、その年金からの天引はしないでほしいと。そういう意思を持った人、申し入れすれば、それは天引の対象から外すのだと。外すことも可能なのだ

という、そういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、今言うように、お話ありましたように、生活が困窮しているとか、こういう事情があって、天引でなくて普通徴収にしてほしい。そうした理由を十分我々が協議をし、お話を承った中で判断していくということになっていくというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） もう1回確認しますけれども、そうした個々のケースによって、天引する人としていない人が出てきても差し支えないというふうに捉えてよろしいのですね。

○議長（古川 稔） 暫時休憩いたします。

（13：51 休憩）

（13：52 再開）

○議長（古川 稔） 休憩を解きます。議会を再開いたします。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 特別徴収、現在も事業所から行っているのですが、特別徴収の中に、特別な事情があれば、特別徴収から普通徴収に、これは町長が認めれば、かえることができるという条例の中身になっておりますので、これは決して不可能なことではないということであります。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 議案第48号、幕別町税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

国民年金法では、その目的に、国民年金制度は日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを、国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とすると謳われております。

今回の税条例の改正に伴って、年金からその年金に相当する税を天引するというにかかわって、反対していきたいと思います。

最近の年金は、目減りを続けているばかりか、社会保険庁の一連の不祥事によっても、もらっている年金が正しいものかどうかさえわからないという不審が渦巻いておりまして、本来の役割を果たしているとはいえません。

その上、年金からは、すでに所得税の源泉徴収、介護保険料に加えまして、4月からは後期高齢者医療保険料が天引され、来年10月からは国民健康保険税も天引されることになり、生活を脅かすような事態となっております。

本人の意向を踏まえないで、今、特殊な例はあるというふうにお聞きしたわけでありましてけれども、しかしながら、本人の意向を踏まえないで、年金から天引することに対して、年金を生活の主たる収入としている受給者の怒りを買っているところであります。

憲法25条は全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると謳っているところでありましてけれども、このことを実現するために、生活費には課税しないことを原則にしていかなければならないと思います。

天引するということになると、何らかの理由で生活苦になった場合に、税務相談、その他行われる分割払いや納税をするというようなことに移行する前に、その天引が行われることとなります。

国税徴収法においても、地方税法におきまして、滞納処分をすることによってその生計を著しく急迫させる恐れがあるときなどは、滞納処分の執行を停止するということが、自治体の長に義務付けられているところでありますけれども、年金からの天引というものは、そういう人たちからも天引される恐

れがあるということで、納税者の生活状態を考慮しない恐れが多分にあるということを申し上げなければなりません。

以上、述べましたように、議案第48号による条例改正によって、生活困難な納税者からも、断りなく年金を天引するというような現在の国のあり方、地方税のあり方については、憲法25条や地方税法の精神に反する行為であると考え、今回の条例改正を認めることはできません。

また、分割納入などによって、納税の完納に努力している納税者もおられることから、こうした町民の納税意欲をも踏みにじる役割を果たす結果になるのではないかと、そのように心配するわけであります。

改正された地方税法第32条7の2の1項但し書きには、先ほども議論の中でも出されておりましたけれども、当該市町村に特別徴収対象者年金者が少ないこと。その他特別の事情により、特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収によらないことができる。そのようにされておまして、これは町村長の判断でできるという答弁でありましたけれども、この但し書きを活かすべきであると考えるところであります。

以上、申し述べまして、行政的な年金からの町税を天引する今回の条例改正には反対したいと思います。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

幕別町税条例の一部を改正する条例は、原案の通り決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

この際、14時15分まで休憩いたします。

（13：59 休憩）

（14：15 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第49号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第49号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の39ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したものでありますが、戸籍等に関する証明書の交付に関しまして、戸籍法の一部が改正されたことに伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正並びに住民基本台帳法の一部が改正されたことによりまして、本条例の別表第18号から第22号及び第28号から第30号の2に引用条項の修正及び追加をするものであります。

なお、手数料額につきましては従来どおりとし、変更するものはございません。

これまで戸籍及び住民票の謄抄本等の交付につきましては、何人でも交付請求できるとされておりましたが、今回の法令改正によりまして、戸籍等の公開原則を改め、戸籍等に記載されているもの等による請求、公用及び弁護士等による請求並びに学術研究等のための提供に制限されることとなり、併せて、窓口での交付請求の際には、運転免許証等の顔写真入りの公的機関発行身分証明証の提示またはそれを



お持ちでない方にとっては、複数の身分証明により本人確認を要することとなるものであります。

次に、附則であります。議案書の32ページをお開きください。

附則につきましては、改正条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第7、議案第51号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第51号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料44ページをお開きいただきたいと思います。

乳幼児医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業の補助を得て実施しているところでありますが、子育て環境の一層の支援を図るべく、北海道の補助要項の見直しが行われ、平成20年10月から入院及び指定訪問看護に係る医療費に限り、対象者を就学時、いわゆる小学生にまで拡大することとしましたことから、これに伴いまして、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正しようとするものであります。

これによりまして、現在就学時につきましては、医療費の3割を自己負担しているところでありますが、住民税非課税世帯に属する就学児につきましては、入院に係る医療費は無料に、指定訪問看護に係る医療費は、自己負担が1割となり、また、住民税課税世帯に属する就学時につきましては、入院指定訪問看護ともに1割の自己負担となりますことから、子育て世帯にかかわる経済的負担が軽減されるものと考えております。

以下、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

まず、題名であります。対象者の範囲を小学校就学前の乳幼児から小学校卒業までの就学時に拡大しますことから、乳幼児の後に等を加えますとともに、以下、第1条、第2条、第3条及び次の45ページになりますが、第4条、第5条におきましても同様に、乳幼児の字句を全て乳幼児等に改めるものであります。

44ページにお戻りをいただきまして、第2条は用語の意義について規定したものでありますが、対象者の拡大に伴いまして、第1項における年齢の範囲を6歳から12歳に改めるものであります。

第5項は、指定訪問看護に係る基本利用料、いわゆる自己負担額について規定するものでありますが、費用の100分の10を負担すると規定するものであります。

なお、これによりまして、第5項が第6項に、第6項が第7項に繰り下がるものであります。

45ページをお開きください。

第4条は助成の範囲について規定したものでありますが、第1項におきまして、就学時の入院及び指定訪問看護に係る医療費についての助成の規定を新たに加えるものであります。

第2項は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費における自己負担額の助成について規定したものでありますが、今回の改正によりまして、住民税非課税世帯に属する就学児につきましては、重度

心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業で負担していただく初診時一部負担金を、本事業での助成の対象とする旨、規定するものであります。

議案書にお戻りいただきます。

35ページ、36ページをご覧くださいと思います。

附則であります、第1項で、本条例の施行期日を平成20年10月1日からとし、第2項で適用区分の規定によりまして、施行日前の医療にかかわる医療費の助成につきましては、従前の例によることとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第8、議案第52号、幕別町居宅介護支援事業等の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第52号、幕別町居宅介護支援事業等の実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の46ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、幕別町指定居宅介護支援事業所の廃止に伴い、所要の改正をさせていただくものであります。

幕別町指定居宅介護支援事業所につきましては、介護保険制度の施行に伴い、平成12年4月に北海道の指定を受け、町直営の事業所として介護を必要とされる方のサービス計画を作成するとともに、各居宅介護支援事業所に所属するケアマネージャーの指導相談機関としての役割を担ってまいりました。

しかしながら、幕別町をエリアとしている居宅介護支援事業所数が、現在28事業所となり、サービス基盤が整ってきたことにより、当事業所の利用者数が減少し、本年4月現在の利用者数は0人となっているところであります。

また、ケアマネージャーの指導相談機関としての役割につきましては、平成18年度の介護保険制度改正により創設された地域包括支援センターの必須業務となりましたことから、本町におきましても、町が直営で地域包括支援センターを設置し、包括的、継続的支援業務として実施いたしているところであります。

以上のことから、要介護者に対する介護サービス計画の作成は、民間事業者で担っていただくこととし、町としての役割は終えたものと考え、平成20年6月30日をもって、幕別町指定居宅介護支援事業所を廃止するものであります。

なお、要支援と認定された方へのサービス計画作成につきましては、平成18年度の介護保険制度改正により、介護予防支援事業所が作成することとなっておりますことから、引き続き、幕別町指定介護予防支援事業所において実施するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、題名であります、幕別町居宅介護支援事業等を幕別町介護予防支援事業に改め、幕別町介護予防支援事業の実施に関する条例に改めるものであります。

第1条は、趣旨について定めたものでありますが、居宅介護支援事業所の廃止に伴い、居宅介護支援事業に係る介護保険法の引用条文を削るとともに、条文を整理するものであります。

第2条は、事業所の名称及び位置について定めたものでありますが、居宅介護支援事業所の廃止に伴い、第1号で定めている幕別町指定居宅介護支援事業所の名称及び位置を削るとともに、同上中、居宅介護支援事業等を介護予防支援事業に改めるものであります。

第3条は、見出しを介護予防支援事業の休業日及び利用時間に改め、同上中、居宅介護支援事業等を介護予防支援事業に改めるものであります。

第4条は、利用者について定めたものでありますが、前条と同様、居宅介護支援事業等を介護予防支援事業に改めるものであります。

第5条は、手数料について定めたものでありますが、第1項では、前条同様、居宅介護支援事業等を介護予防支援事業に改め、第2項及び同項但し書きにつきましては、居宅介護支援事業所の廃止により、居宅介護支援事業に係る介護保険法の引用条文を削るとともに、条文を整理するものであります。

議案書の37ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を、平成20年7月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第9、議案第53号、町道の路線変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第53号、町道の路線変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は38ページ、議案説明資料は48ページ、49ページをお開きいただきたいと思っております。

町道の路線変更についてであります、今回変更しようとする路線は1路線であります。

当路線の変更につきましては、区画整理事業が進められております北栄地区への主要幹線街路となる北栄大通の整備によりまして、既存の西町南公園が大きく面積を削られることとなることから、西町南公園を移転することによりまして、町道の路線変更を行うものであります。

この移転となる西町南公園につきましては、本年度札内西緑化重点地区総合整備事業により、復員4メートルの西町2号歩行者道の一部の区域を含めて整備を行う計画をしていることから、西町2号歩行者道の起点地変更を行い、路線延長を45.2メートル減とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第10、議案第54号、平成20年度幕別町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。  
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第54号、平成20年度幕別町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,491万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億2,115万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

追加でございますが、災害対応特殊水槽付消防自動車整備事業について、限度額3,720万円を設定するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりとなっております。

本事業につきましては、東十勝消防事務組合幕別消防署において、災害対応特殊水槽付消防自動車を整備いたしますことから、その財源として、町において地方債を発行し、分担金として支出しようとするものでございます。

なお、地方債につきましては、合併特例債を予定しております。

それでは、はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、16目諸費、49万円の追加でございます。

1節報酬、9節旅費につきましては、今後、町立保育所の指定管理者導入に向けて、その指定管理者選考過程における透明性をさらに確保するため、学識経験者や施設特性に応じた専門分野に精通した方を外部委員に加えることといたしましたことから、それら所要額を補正するものでございます。

13節委託料につきましては、平成21年5月までに開始される裁判員制度に伴い、市町村が裁判員候補予定者名簿の調整を行うことが法令で定められましたことから、それら名簿調整に係る住民基本台帳電算処理システムの改修にかかわる補正でございます。

なお、財源につきましては、全額国から交付金で措置されるものでございます。

2項町税費、2目賦課徴収費、2,851万8,000円の追加でございます。

過誤納還付金でございますが、平成19年、国において税制改正が行われ、所得税から住民税への税源委譲が行われたところであります。

その際、所得税と住民税の課税年の相違により、所得税から住民税への税源委譲時、所得税の税率変更による税負担軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方が制度上発生したところであります。

このことから、国において、その是正を図るべく、平成20年度において、すでに納付済みの平成19年度分の住民税から税源委譲により増額となった住民税相当額について、申告により還付を行うものであります。

なお、財源につきましては、道税分につきましては、後ほど説明いたします道委託金で措置されるほか、国税分につきましては、普通交付税算定の中で措置されるものであります。

8ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費、37万8,000円の追加でございます。

平成20年7月、障害者自立支援法の改正に伴う利用者負担見直しによるシステムの改修にかかわる補正でございます。

次に、6目老人福祉費、59万円の追加でございます。年輪ピック実施委員会の負担金でございますが、

年輪ピックが平成21年度北海道で開催され、本町において、パークゴルフの大会が開催されることとなったところであります。

大会の開催については、実施委員会を組織し行うものでありますが、実施委員会に対する経費のうち、北海道市町村振興協会からの助成金につきましては、町を経由し、実施委員会に交付されることとなりましたことから、その所要額について、一部町負担分を加えまして支出するものでございます。

次に、7目老人医療費、50万円の追加でございます。

老人医療費扶助であります。平成19年度で終了いたしました北海道医療給付事業の一つであります老人医療費給付事業について、平成20年3月診療分及び月遅れ請求相当額について、当初予算において計上したところでありますが、広報活動等で周知した結果、当初予算計上額を上回った請求がありましたことから、その所要額について補正するものであります。

9ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、78万2,000円の追加でございます。

母子保健指導者の導入に係ります補正でございますが、かねてから、全国保健センター連合会に要望いたしておりました母子保健指導車の配置が、このたび決定いたしましたことから、その配置に伴います車両本体価格の2分の1及び諸経費について負担金として支出するものでございます。

次に、6款農林業費、1項農業費、8目農地費、248万4,000円の追加でございます。

本町の11組織で、本年度から取組みます農地・水・環境保全向上対策事業に伴い交付されます市町村事務費について、15節を除き補正を行うものでございます。

なお、15節工事請負費につきましては、新川地区の明渠の一部が崩れ、土砂により埋まったことから、緊急的に工事を行うものでございます。

10ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、689万1,000円の追加でございます。

13節委託料につきましては、アルコ236道の駅忠類の指定管理業務にかかわりますリスク分担の清算でございます。

アルコ236道の駅忠類につきましては、指定管理を行っているところでありますが、その管理に関する基本協定書第23条に基づき、リスクの分担について、取り決めがなされているところであります。

そのうち、物価変動及び施設、設備、備品等の修繕について清算を行うものであります。

このたびのリスク分担の物価変動につきましては、収支計画提案書において、当該経費が経費総額の10%以上の物価変動となった場合、協議によるリスクを分担することとなっているところであり、平成19年度において、A重油の物価変動率が17%となりましたことから、協議により、町において計画単価の3%を超える額である10.22円について、物価変動によって生じた単価として、リスク分担を行うものであります。

また、施設、設備、備品等の修繕につきましては、見積もり額1件当たり30万円以上の修繕及び年間修繕総額150万円を超える修繕について、町においてリスク分担を行うこととされているところでございます。

指定管理者でございます忠類振興公社で行った平成19年度の修繕費総額から、そのうち、消耗品的な修繕を除き、当該施設を管理するに要した修繕費の総額から、基本協定で定めるリスク分担修繕費150万円を除き、町でリスク分担を行う経費について、清算を行うものであります。

18節備品購入費につきましては、各種イベントの開催時に使用していますテント及び椅子について老朽化いたしましたことから、このたび、財団法人北海道自治総合センターが行う、コミュニティ助成事業の助成を受けまして、テント及び椅子を導入するものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、4,253万7,000円の追加でございます。

第2表の地方債の補正でご説明いたしました。このたび、東十勝消防事務組合で整備いたします災害対応特殊水槽付消防自動車について、その導入にかかわります所要額につきまして、分担金を支出するものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、70万円の追加でございます。

奨学資金交付金でございますが、当初予算時において、過去の奨学資金交付実績に基づき、20名分を計上したところでありますが、今年度の申請を受け付けた結果、申請者が38名と当初の見込みを大きく上回ったことから、それら申請者全てに対応すべく、年度途中の支給見込み分も含め、所要の補正を行うものでございます。

11ページになりますが、2項小学校費、2目教育振興費、91万7,000円の追加でございます。

8節報償費以下、豊かな体験活動推進事業実施に伴います補正でございます。

この事業は、大樹町で実施される農産漁村交流プロジェクト事業の宿泊体験研修に参加するための事業として行われるものであり、途別小学校の5年生、6年生及び教職員が参加する経費及び事務的経費について補正を行うものであります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、13万2,000円の追加でございます。

普通旅費であります。人事異動に伴い、若葉幼稚園の教員となった者に対する研修の参加にかかわる補正でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入ですが、5ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人、2,798万5,000円の追加でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目消防費補助金、30万円の追加でございます。

歳出でもご説明いたしました。裁判員制度の開始に伴います名簿調整にかかわるシステムの改修に伴う国の交付金でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金、62万8,000円の追加でございます。

老人医療費道補助金でございますが、老人医療費にかかります北海道2分の1の補助金でございます。細節13、14につきましては、補助金の名称変更に伴います組み換え及び歳出でご説明いたしました障害者福祉システム改修に伴います補助金の追加でございます。

3目農林業費補助金、166万4,000円の追加でございます。

農地・水・環境保全向上対策事業に伴い交付されます市町村事務費に対します交付金でございます。

6ページをお開き願います。

3項道委託金、1目総務費委託金、1,317万4,000円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました税源委譲に伴います住民税からの還付に対します道税分の歳入でございます。

21款諸収入、4項受託事業収入、4目教育費受託事業収入、91万7,000円の追加でございます。

豊かな体験活動推進事業を北海道から受託するのに伴います受託事業収入でございます。

次に、5項雑入、4目雑入、305万円の追加でございます。

コミュニティ助成事業助成金につきましては、イベント用テント等備品の導入に対します財団法人自治総合センターからの助成、いきいきふるさと推進事業助成金につきましては、年輪ピック開催に伴います北海道市町村振興協会からの助成金でございます。

次に、22款町債、1項町債、7目消防債、3,720万円の追加でございます。

東十勝消防事務組合で導入いたします災害対応特殊水槽付消防自動車を整備するに当たり、町の分担金について、合併特例債により措置するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 10ページの10款教育費、2事務局費の節では負担金補助及び交付金、金額70万円、奨学資金交付金ということでの提案でありました。

運用にあたっての内容の確認と、もし改善が必要であればということでお尋ねいたしますが、今回の

提案につきましては、申請者が38名ということで、追加をして手立てをとられているということで、大変大事なことはないかというふうに思います。

この運用に当たりまして、確か他の奨学資金等を受けていらっしゃる方は対象外とするというような記憶があるのですが、現在もそのままでしょうか。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） そのように運用させていただいております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それで、他の奨学資金の中には、この幕別町の場合には返還を要しない。つまりそのまま支給されるという内容でありますけれども、他の奨学資金の多くは返済が義務付けられているものがありますね。

それで、この金額は確か一月7,000円だと思うのですが、7,000円だけではご家庭の方については、貸付、いずれ後年時に返済する奨学資金を借りられて、学校に通っていらっしゃる方もいると思うのですよね。

ところが、足りないから借りるのですけれども、借りてしまえばこちらの適用から外されるというようなことを、以前訴えられておまして、改善が必要だなというふうに思っていたものですから。

やはり、貸与のままダブって受けるということについては、私も整理する必要があると思うのですが、返済する分と、それから、こういうふうに貸与される分については、別に考えて、返済のことについては対象から外すということをしなくてもいいのではないかと。

つまり、その人は借りてお返ししていくわけですからね。

ですから、運用のあり方に一考を要するのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 現在の幕別町奨学資金条例の中に、この条例に基くもの以外の機関から奨学に類する資金の支給または貸与のない者という要件がございます。

ですから、先ほど、私運用と申し上げましたけれども、条例の規定において、現在はそういうふうに定めているところであるというのが実態でございます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ただいまの運用の件につきましては、今、課長がおっしゃったとおりの根拠をもちまして、行っているところでありますけれども、おっしゃるように、多少矛盾はあるかと思えます。

それで、これは条例改正に及ぶことでありますので、十分教育委員会で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第11、議案第55号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第55号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,167万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。忠類簡水整備事業につきまして、限度額を3,690万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、715万円の追加でございます。

忠類簡水整備工事でございますが、道道生花大樹線整備工事が北海道において実施されておりますが、その道路工事に支障となる水道管の移設にかかわる費用について、補正を行うものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、595万円の追加でございます。

水道管移設に伴います北海道からの負担金でございます。

6款町債、1項町債、1目水道事業債、120万円の追加でございます。

水道管の減耗分に伴います町の負担分について、財源措置するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第12、議案第57号、工事請負契約の締結について、及び日程第13、議案第58号、工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第57号及び議案第58号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由を一括して説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、議案第57号が札内中学校大規模改造（建築主体）、議案第58号は、札内中学校大規模改造工事（機械設備）であります。

議案第57号の建築主体工事につきましては、平成20年6月11日、宮坂・加藤経常建設共同企業体、萩原・萬和経常建設共同企業体、川田・大野経常建設共同企業体、堂前・藤原・佐藤経常建設企業体の4社により指名競争入札を執行いたしましたところ、2億8,381万5,000円をもちまして、堂前・藤原・佐藤経常建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります幸町54番地の3、堂前建設株式会社代表取締役堂護氏と契約を結ぼうとするものであります。



なお、予定工期につきましては、平成22年3月26日までの2カ年工事を予定しております。

続きまして、議案第58号の機械設備工事につきましては、平成20年6月11日、笹原・錦経常建設共同企業体、須田・森本経常建設共同企業体、大東・原経常建設共同企業体、幕別設備・一成経常建設共同企業体の4社により指名競争入札を執行いたしましたところ、9,828万円をもちまして、笹原・錦経常建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります錦町65番地の株式会社笹原商産代表取締役栗田啓介氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、建築主体工事と同様の平成22年3月26日までの2カ年工事を予定しております。

当工事につきましては、建築後33年から35年経過し、老朽化した校舎の改修並びに設備の改修を行うことにより、教育環境の改善や学校教育の円滑な実施を目的とした前面改修工事と、耐震診断をもとに、札内中学校校舎の耐震性能を確保するための耐震補強工事の二つの目的から実施するものであります。

議案説明資料の1ページから3ページをご覧くださいと思いますが、各階ごとの平面図となっております。

4ページは、南面と東面の立面図となっております。

工事概要であります、校舎の構造は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は4,118平方メートルとなっております、そのほとんどを改修することになります。

まず、建築主体の耐震補強工事につきましては、壁新設範囲、鉄骨ブレース新設範囲と図面に表示しておりますが、校舎内部に耐震壁、校舎外部に鉄骨の筋交いを設置し、耐震補強を実施いたします。

この工事につきましては、本年度中に完了する予定となっております。

続きまして、建築主体の改修工事であります、図面でいいますと、2階にあります音楽室、コンピュータ教室を除く網掛け部分の全室の改修を行うこととなり、改修内容といたしましては、断熱効果を高めるための外断熱工事や、複層ガラス新設工事、外壁工事、このほかに、屋根葺き替え工事や天井、床、内壁の改修工事等を実施いたします。

特別教室棟である南側校舎と北側校舎の職員室の工事につきましては、本年度の実施、普通教室棟である北側校舎につきましては、21年度に工事を行う予定であります。

次に、機械設備工事ではありますが、2年にわたる建築主体工事と連動しながら、校舎、体育館の暖房設備及びボイラーの更新、トイレの洋式化と設備の更新、1階に新たに多目的トイレの設置、給配水管の全面更新等を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 非常に単純なお尋ねなのですが、2カ年にわたって実施されるということですから、当然学校の授業は続けられたまま、こういった大規模な改修に入っていられると思うのです。

当然、その辺の配慮といえますか、授業に影響与えないようにやっていられると思うのですが、どんな配慮をされて、どういう手法でやっていられるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 工期は約2カ年間定めておりますけれども、今年度の工事におきましては、夏休み中に集中的に行う予定をしております。

それから、それ以外に当然終わりませんので、それ以外の部分につきましては、基本的には学校の休みの日、土曜日ということになりますが、平日であっても、特別教室等使っていない日にあつては、これは学校と、まだ最終的な契約は済んでおりませんので、契約者の方と学校との顔合わせはしておりませんが、そこら辺は私も入りまして、綿密に調整をした上で、決して事故のないように、それから、子どもたちにも迷惑のかからないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第57号、工事請負契約の締結については、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第58号、工事請負契約の締結については、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第14、議案第59号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第59号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は3ページ、議案説明資料は5ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入いたします財産は、除雪ドーザー13トン車輪式1台であります。

この除雪ドーザーの購入につきましては、幕別地域で現在使用しております除雪ドーザーの更新を行うためのものでありまして、平成6年度に建設機械整備費補助事業により購入したこの除雪ドーザーは、すでに14年を経過し、走行距離5万キロ、稼働時間は4,900時間を超え、馬力の低下に加え、修理費も年々増加していることから、本年度、建設機械整備費補助事業により、更新を行うものであります。

新たに購入する除雪ドーザーには、全部に汎用プラウを装着しておりますことから、車道及び交差点の雪処理も迅速に行えるものであり、これにより、冬道の安全な交通の確保を図ってまいりたいと考えております。

契約の方法、購入金額、購入の相手方についてであります。平成20年6月11日、小松道東株式会社、北海道川重建機株式会社、日立建機株式会社、北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社、北海道TCM株式会社の5社を指名いたしました。1社が入札を辞退し、4社により指名競争入札を執行いたしましたところ、1,468万6,350円をもちまして、小松道東株式会社の落札することになりましたので、同社の代表であります帯広市西24条北1丁目3番4号、小松道東株式会社帯広支店支店長大橋哲雄氏を相手方として、購入しようとするものであります。

なお、除雪ドーザーの納期につきましては、平成20年11月5日を予定いたしております。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明19日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月19日は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月20日、午前10時からであります。

（15：01 延会）

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成20年第2回幕別町議会定例会

(平成20年6月20日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁

(諸般の報告)

日程第2 発議第7号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書

日程第3 議案第50号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第56号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情

(総務文教常任委員会報告)

日程第6 陳情第5号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情

(産業建設常任委員会報告)

日程第7 陳情第6号 「2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の二分の一復元等教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情(総務文教常任委員会報告)

日程第7の2 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第7の3 発議第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

日程第7の4 発議第10号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の二分の一復元等教育予算確保・拡充を求める意見書

日程第8 幕別町農業委員会委員の推薦について

日程第9 議員の派遣について

日程第10 常任委員会所管事務調査報告(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第11 閉会中の継続調査の申出(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会 議 録

平成20年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      14 永井繁樹      16 大野和政  
17 杉坂達男      18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)  
15 杉山晴夫
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
代表監査委員 市川富美男      農業委員会会長 上田健二  
会計管理者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 川島廣美      札 内 支 所 長 久保雅昭  
教 育 部 長 米川伸宣      総 務 課 長 川瀬俊彦  
糠内出張所長 所 拓行      企 画 室 参 事 長谷 繁  
こども課長 森 範康      地 域 振 興 課 長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁

# 議事の経過

(平成20年6月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番中野議員、12番乾議員、13番芳滝議員を指いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 15番杉山議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第7号、後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 発議第7号。

平成20年6月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員乾邦廣。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員、同じく大野和政議員。

後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書（案）。

本年4月から75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人を対象とする新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」が施行されたところである。

本制度は、複雑なうえ、十分な周知がなされなかったことにより、対象者である高齢者はもとより医療や行政の現場で混乱を招いている。

年金生活者が大半である高齢者からは、戸惑いと不安の声が広がっており、諸物価の値上げなどさまざまな住民負担が増大している昨今の社会情勢下、後期高齢者医療保険料の軽減を図る必要がある。

国は、本制度施行後の実態を調査し、速やかに問題点の解消を図って、高齢者が安心して医療を受けることができる制度を実現するよう、下記事項について強く要請する。

記。

1、低所得者の保険料軽減策をさらに充実させること。

また、保険料の軽減判定を行う収入基準を世帯単位から個人単位へ変更すること。

- 2、保険料の年金からの特別徴収の対象要件を引き上げること。
- 3、高齢者に特化した診療報酬体系については、当面凍結し、十分な議論を尽くすこと。
- 4、新たな施策の実施により生じる財政負担については、地方に転嫁することなく、国が責任を持って対応すること。

5、本制度の創設の趣旨、医療の提供内容並びに保険料の算定及び徴収方法等について、きめ細やかな説明と周知に努めること。

また、新たな施策の実施に際しては、十分な期間を確保して説明を行い、高齢者の不安を招かぬよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日。

北海道中川郡幕別町議会議長。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

#### [委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長中野敏勝議員。

○民生常任委員長（中野敏勝） 平成20年6月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成20年6月10日本委員会に付託された事件（議案第50号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年6月11日（1日間）。

2、審査事件。

議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、指定管理者制度の導入効果や指定管理者の行う業務などについて質問がだされ、慎重に審査がなされた。

結果、「本条例は、保育所の指定管理者制度に移行するための必要な事項を定めた条例であり、今後、町と民間が相互協力しながら保育行政を進めることが必要である」との賛成意見があったほか、「保育内容の質の低下や、労働条件の悪化など、経費削減による問題が危惧される」との反対意見も出され、起立採決により結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発現を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 日本共産党議員団を代表して、議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この条例案は、幕別町の保育所を指定管理者制度に移行する改正案であります。

小泉内閣の構造改革のもとで、コスト削減を主な目的に、自治体の民営化が加速され、2003年6月、公の施設の管理において、従来の管理委託制度にかえて、営利企業も含む団体を、管理者の対象とする指定管理者制度が導入されました。

本来、住民の福祉の増進を目的として、その要に供すると定義されている公の施設、なかでも社会の安全、教育、福祉の部門において、営利を目的とする企業を含む団体を対象とすることが、その目的やサービスの提供に大きな後退を招く恐れがあり、基本的に委託に道を開くべきものではないものと考えます。

そもそも保育の事業は、児童福祉法第24条で、市長村長は児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それぞれの保育所において、保育しなければならないと定められ、地方自治体に課せられた責務であり、乳幼児の保護と療育に直接携わり、責任を果たすべき事業であります。

すでに指定管理者に移った全国の保育事業の中で、例えば、東京三鷹市では、運営費削減のため、全職員が1年契約で、雇用が不安定のため、職員の交代が多く、保育の継続性や専門的経験の蓄積を危ぶむ声があがっていると言われてしています。

同じ東京大田区でも、職員全員がパート、あるいは派遣のため、1年も経たないうちに保育士が17人も入れ替わったとのこと。

また、帯広でも、保母の賃金の未払いがあり、直営に戻されたことなど、各地で問題が起きています。

今回の民生委員会の審議の中で、最初の指定管理者の対象として提案された青葉保育所のコスト軽減額は、これまでの7,700万円から6,100万円と、実に1,600万円の削減であり、この削減額の多くは、保母の人権費につながっていくであろうことは、先の事例で容易に推察することができます。

しかも、一旦指定管理に委ねると、労働条件等については、町の関与ができないと、先の業務委託にかかわっての一般質問での答えもあり、これでは町が自ら不安定雇用をつくり出していくということになってしまいます。

また、7年ごとの契約であることも、保育事業の継続性の確保、経験の蓄積の確保の保証がなく、乳幼児にとっても保護者にとっても不安が拭いきれないものがあります。

これまで町は、少子化対策としてさまざまな子育て支援策を講じてきました。

しかし、少子化の一番の要因としてあげられているのは、経済不安であり、雇用不安につながっています。

その町が自ら不安定雇用を拡張するようなことがあれば、これら子育て支援政策にも逆行するものではないでしょうか。

保育所の民営化は、早くから国の行革路線のもとで、それまでの措置制度をなくし、国の負担金、補助金を削減し、一般財源化するところから始まりました。

今回の指定管理者制度にとどまらず、さらに国は、現在、経団連会長宮内義彦氏オリックス会長が代表を務める規制改革民間解放推進会議では、この保育事業について、利用者の支払い能力に応じた子育て支援サービスに切り替えるという提案もされています。



このようなことで、保育に責任を持つことはできなくなってしまいます。

子どもは町の宝、未来の宝であります。

現在の子育て世代はもちろん、将来世代も子育てに希望が持て、仕事も家庭にも希望が持てる将来を願っています。

その制度的保障の一つが、公的保育成制度であり、国の流れに屈することなく堅持することを求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について、私は委員長の報告に対して、賛成の立場で討論を行います。

保育行政においては、保護者の生活形態の変化などに伴い、保育ニーズが多様化するとともに、サービスの拡充が求められてきているところであります。

このような中、国は平成13年度の規制緩和により、これまで市町村や社会福祉法人としていた保育所の設置主体の制限を撤廃し、その運営についてもNPO法人や株式会社等への委託を可能としたところであります。

さらに、平成15年の地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度では、公共の分野においても、民間事業社の優れたノウハウの活用により、適正な管理を確保しつつ、一層のサービスの向上が推進されることとなったところであります。

この国の考え方は、全国で約2万3,000カ所の認可保育所の運営主体を見てもわかるとおり、平成19年度においては、公立と私立の割合は、ほぼ同じとなっており、今後、ますます私立保育所による運営の増加が予想されるところであります。

しかしながら、保育所の民営化を進めるに当たっては、コストの削減のみを追及してはならないものであり、保育の質の低下を招かないよう、十分な検討が必要であると考えられます。

今回、本町の公の施設の一つである保育所について、指定管理者制度を導入するにあたり、実施方針となる札内青葉保育所民営化推進プランでは、一つ目に、応募資格には、認可保育所などの運営実績を3年以上もつ法人としていること。

二つ目に、指定期間を7年間としていること。

三つ目に、保育時間の延長や病後児保育を導入すること。

そして四つ目に、引継ぎ保育を1年間実施すること。

五つ目には、保護者、指定管理者、町の三者による関係を図ることなど、保育所の安定的かつ継続した運営並びに、入所児童やその保護者へのきめ細かな配慮がなされているものと考えているところであります。

また、指定管理料は、国が定める保育単価相当額を基本に、保育運営に必要な経費が、入所児童数に応じて積算されるため、指定管理者による安定的な経営が見込まれるとともに、雇用の観点からは、保育士の継続的かつ安定的な雇用が確保され、さらに現在の町の臨時職員が、民間事業者の正職員として雇用されることが期待できるところであります。

一方、保育所については、児童福祉法第24条では、保育にかける児童の保育に関し、包括的責任は市町村にあるとされていることから、指定管理者による保育運営が開始された後においては、町として果たさなければならない大きな責務があるものと考えております。

一つには、民営化による運営コストの節減が図られることにはなりますが、その節減は、保護者及びその児童に使われるべきものであります。

本町においても、保育及び子育て支援にかかわるニーズが多種多様化している中で、児童が健やかに育つことのできる施策の展開を図っていくことが重要であります。

もう一つは、指定管理者に対する管理監督であります。

特に保育所の運営管理は、保護者の大事なお子さんを毎日お預かりする非常に責任のある仕事であり

ますことから、町は運営管理の状況を十分に確認検証し、必要に応じて、指導または改善をするとともに、指定管理者と町の保育所との関係を深め、幕別町全体の保育行政の発展を目指さなければならないものと考えます。

以上、この指定管理者制度の導入により、民間活力を含めた保育サービスの充実が一層図られ、また、官と民との関係のもと、幕別町の保育及び子育て支援事業の充実がさらに図られるよう、大いに期待をし、賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第56号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第56号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現監査委員であります市川富美男氏が、本年6月30日をもって、任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任として、幕別町札内暁町271番地の92、柏本和成氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の50ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○議長（古川 稔） ただいまの出席議員は、18人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙の配布）

○議長（古川 稔） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（配布確認）

○議長（古川 稔） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（古川 稔） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみな

します。

点呼を命じます。

○局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、13番芳滝議員、14番永井議員、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員、19番千葉議員。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、中野議員及び乾議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票。

これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対0票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長前川敏春議員。

○総務文教常任委員長（前川敏春） 平成20年6月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成20年6月10日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年6月13日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

地域の行政需要が増大し、地方自治体が果たす役割はますます重要になる中、政府は「歳出・歳入一体改革」に基づき地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けている。

一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できない。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画し、地域の行政需要を適正に反映させ、自治体が安定的に財政運営を行えるよう財源確保が重要である。

地方分権の理念実現のため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向にそった自治体運営が行えるよう、地方財政の充実・強化を求める。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

#### [採 決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長の報告とおりに決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第6、陳情第5号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○産業建設常任委員長（野原恵子） 平成20年6月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年6月10日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

#### 1、委員会開催日。

平成20年6月10日（1日間）。

#### 2、審査事件。

陳情第5号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情。

#### 3、陳情の趣旨。

いまわが国では、ワーキングプアといわれる、働いても生活できない労働者層が増加している。

政府は、最低賃金法を改正し、地域最低賃金を「任意的設定」から「必要的設定」に位置づけを強め、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準を求めるなど、大幅な改正をおこなったが、全法定労働時間働いても全国平均では、年額140万3,609円、北海道では年額136万3,982円で、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠いレベルであり、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題である。

特に北海道のような低賃金が多い地域では、地域経済の維持と所得税収の確保はもちろん、社会保障の収入確保と制度維持の観点からも重要な課題である。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求める。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

#### [採 決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第5号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長の報告とおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第7、陳情第6号、「2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の2分の1復元等教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長前川敏春議員。

○総務文教常任委員長（前川敏春） 平成20年6月20日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成20年6月10日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

#### 1、委員会開催日。

平成20年6月13日（1日間）。

#### 2、審査事件。

陳情第6号、「2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の2分の1復元等教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情。

#### 3、陳情の趣旨。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法に定められており、国民に義務教育を保障することは、国の重要な責任である。

義務教育費国庫負担制度は教育の実施主体である地方を国が支える制度であり、国が地方をしばる制度ではない。教育条件の地域格差が広がる中、広大な地域に小規模校が点在し、多くのへき地を有する北海道では、格差の拡大が危惧され、地方の教育水準の低下をもたらしかねない制度の改正を見直し、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるよう求める。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第6号、「2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の2分の1復元等教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択とするものであります。

本案は、委員長の報告とおりに決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって陳情第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（10：42 休憩）

（10：43 再開）

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第7の2、発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書案、日程第7の3、発議第9号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案、日程第7の4、発議第10号、2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の2分の1復元等教育予算確保・拡充を求める意見書案までの3議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告、及び産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じ様な内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑討論を省略しただちに、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第9号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第10号、2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の2分の1復元等教育予算確保・拡充を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、幕別町農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により4名の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、指名推薦によることに決定いたしました。

指名の方法は、議長が指名することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって指名は議長がすることに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

幕別町農業委員に、西尾富士雄君、西川廣幸君、杉本義昭君、岡崎稔君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました西尾富士雄君、西川廣幸君、杉本義昭君、岡崎稔君の4名を幕別町農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方を推薦することに決定いたしました。

#### [議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る7月1日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、7月1日、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

#### [委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第10、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（古川 稔） 日程第11、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

代表監査委員より発言の申し出がありますので、これを許します。

市川代表監査員。

○代表監査員（市川富美男） 貴重な時間を割いていただきまして、誠に恐縮でございますが、本年6月末をもちまして、任期満了により、監査員を退任することになりました。

平成16年から4年間、議会の皆さん、そして、町長さん、あるいはまた、各部局の皆さんに大変ご支援とご協力いただきまして、無事、この任務を遂行することができました。

誠にありがとうございました。

厳しい地方の地方財政ではございますけれども、本議会、そして、本町のますますの発展をご祈念申し上げます。簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成20年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

（10：51 閉会）